

平成26年第2回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成26年第2回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第1号（6月9日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○表彰状伝達式	7
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決	10
○報告第3号～議案第43号の一括上程、説明	12
○散会の宣告	15

第2号（6月11日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	18
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

16番 福田 耕四郎 君

土砂等による土地の埋立てについて	20
廃棄物について	30

2番 寺 門 厚 君	
ごみの減量化について……………	3 3
職員の人材育成について……………	4 1
友好都市交流について……………	4 5
戸多小学校跡地利用について……………	4 8
9番 萩 谷 俊 行 君	
ヨウ素剤について……………	5 0
額田城跡の今後の整備は……………	5 2
14番 武 藤 博 光 君	
コミュニティー広場の設置について……………	5 7
額田城跡の土地の市有化について……………	5 8
バスターミナルと物産センターの計画を……………	6 2
15番 遠 藤 実 君	
産業の活性化について……………	6 5
空き家対策について……………	7 5
20番 木 村 静 枝 君	
那珂市の地域興しについて……………	8 4
東海第二原子力発電所の再稼働について……………	8 7
自然エネルギー利用の促進を……………	9 2
教育委員会制度改定と全国学力テスト学校別公表について……………	9 6
○散会の宣告……………	9 8

第 3 号 (6月12日)

○議事日程……………	1 0 1
○本日の会議に付した事件……………	1 0 1
○出席議員……………	1 0 1
○欠席議員……………	1 0 2
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 0 2
○議会事務局職員……………	1 0 2
○開議の宣告……………	1 0 3
○諸般の報告……………	1 0 3
○一般質問……………	1 0 3
12番 笹 島 猛 君	
地域産業の活性化について……………	1 0 3
公共施設の老朽化対策と市道の現状について……………	1 1 6

17番 須藤 博 君	
人口減少について……………	1 2 3
区域指定について……………	1 2 9
6番 木野 広 宣 君	
図書館利用推進について……………	1 3 5
農地改良制度について……………	1 4 1
7番 古川 洋 一 君	
まちなか賑わいづくりについて……………	1 4 4
19番 石川 利 秋 君	
文化財保護行政について……………	1 5 3
ごみ焼却施設について……………	1 5 9
○議案等の質疑……………	1 6 2
○議案等の委員会付託……………	1 6 7
○請願・陳情の委員会付託……………	1 6 7
○散会の宣告……………	1 6 8

第 4 号 (6月24日)

○議事日程……………	1 6 9
○本日の会議に付した事件……………	1 6 9
○出席議員……………	1 6 9
○欠席議員……………	1 7 0
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 7 0
○議会事務局職員……………	1 7 0
○開議の宣告……………	1 7 1
○諸般の報告……………	1 7 1
○議員定数等調査特別委員会調査事項報告、質疑、採決……………	1 7 1
○報告第3号～議案第43号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決……………	1 7 2
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 8 3
○委員会の閉会中の継続(調査・審査)申出について……………	1 8 4
○閉会の宣告……………	1 8 4
○署名議員……………	1 8 7

那珂市告示第66号

平成26年第2回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成26年6月2日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成26年6月9日

2. 場 所 那珂市役所

平成26年第2回那珂市議会定例会会期日程

(会期16日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	6月9日	月	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 継続調査報告の質疑・採決 6. 議案の上程・説明
			本会議 終了後	全員 協議会	1. 全員協議会
第2日	6月10日	火		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	6月11日	水	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会
			午前10時	本会議	1. 一般質問
第4日	6月12日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案等の委員会付託 4. 請願陳情の委員会付託
第5日	6月13日	金		休会	(議事整理)
第6日	6月14日	土		休会	
第7日	6月15日	日		休会	
第8日	6月16日	月	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	6月17日	火	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第10日	6月18日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第11日	6月19日	木		休会	(議事整理)
第12日	6月20日	金		休会	(議事整理)
第13日	6月21日	土		休会	
第14日	6月22日	日		休会	
第15日	6月23日	月	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 6 日	6 月 2 4 日	火	午 前 1 0 時	本 会 議	1. 委 員 長 報 告 及 び 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

不応招議員（なし）

平成26年第2回定例会

那珂市議会会議録

第1号（6月9日）

平成26年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年6月9日(月曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 請願第 1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書
- 日程第 4 報告第 3号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 4号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 5号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 6号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 7号 平成25年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 8号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 9号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第10号 平成25年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 議案第41号 平成26年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第42号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第43号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君

11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	助川保彦君
建設部長	岡崎隆君	上下水道部長	檜村悦雄君
教育部長	会沢直君	消防長	豊島克美君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革推進室長	車田豊君
危機管理監	石井亨君	農業委員会事務局長	檜村武君
総務部次長	川崎薫君		

議会事務局職員

事務局長	城宝信保君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺荘一君	書記	横山明子君
書記	萩谷将司君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はございません。定足数に達しておりますので、ただいまより平成26年第2回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎表彰状伝達式

○議長（助川則夫君） 会議に先立ちまして、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会から、多年にわたる地方自治功勞に対し表彰がありましたので、伝達式を行います。

平成26年度全国市議会議長会定期総会におきまして、2名の当市議会議員が、また茨城県市議会議長会総会におきまして、2名の当市議会議員が長年の議会活動の功績に対し、表彰を受けました。まことにめでたく、心からお喜びを申し上げる次第であります。

それでは、直ちに伝達式を行います。

お名前を読み上げますので、前にお進み願います。

全国市議会議長会表彰者、正副議長4年以上及び全国市議会議長会建設運輸委員会委員在職議員として、議席番号16番、福田耕四郎議員。15年以上在職議員として、議席番号18番、加藤直行議員。

続きまして、茨城県市議会議長会表彰者、正副議長4年以上及び本会副会長在職議員として、議席番号16番、福田耕四郎議員。15年以上在職議員として、議席番号18番、加藤直行議員でございます。

○事務局長（城宝信保君） それでは、初めに、全国市議会議長会表彰伝達式を行います。

福田議員、前へお進み願います。

○議長（助川則夫君） 表彰状 那珂市 福田耕四郎殿

あなたは市議会正副議長として4年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成26年5月28日

全国市議会議長会 会長 佐藤祐文

代読。

おめでとうございます。

感謝状 那珂市 福田耕四郎殿

あなたは全国市議会議長会建設運輸委員会委員として会務運営の重責にあたられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第90回定期総会にあたり、深甚な感謝の意を表します。

平成26年5月28日

全国市議会議長会 会長 佐藤祐文

代読。

おめでとうございます。

○事務局長（城宝信保君） 加藤議員、前へお進みます。

○議長（助川則夫君） 表彰状 那珂市 加藤直行殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成26年5月28日

全国市議会議長会 会長 佐藤祐文

代読。

おめでとうございます。

○事務局長（城宝信保君） 続きまして、茨城県市議会議長会表彰伝達式を行います。

福田議員、前へお進みます。

○議長（助川則夫君） 表彰状 那珂市議会議員 福田耕四郎殿

あなたは市議会正副議長の職にあること4年熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よってここに表彰します。

平成26年4月18日

茨城県市議会議長会 会長 田口文明

代読。

おめでとうございます。

感謝状 前茨城県市議会議長会副会長 前那珂市議会議長 福田耕四郎殿

あなたは本会副会長として会務の運営と地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よってここに感謝状を贈呈して深甚な謝意を表します。

平成26年4月18日

茨城県市議会議長会 会長 田口文明

代読。

おめでとうございます。

○事務局長（城宝信保君） 加藤議員、前へお進みます。

○議長（助川則夫君） 表彰状 那珂市議会議員 加藤直行殿

あなたは市議会議員の職にあること15年熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振

興に貢献された功績はまことに顕著であります。よってここに表彰します。

平成26年4月18日

茨城県市議会議長会 会長 田口文明

代読。

おめでとうございます。

それでは、ここで表彰者を代表いたしまして、加藤直行議員より謝辞をお願いいたします。
18番、加藤直行議員、登壇願います。

〔18番 加藤直行君 登壇〕

○18番（加藤直行君） ただいまは全国市議会議長会のほうから表彰を受けまして、まことにありがとうございます。

私が初めに議員になりましたのは、今は亡き浅川町長の時でございました。なったのと同じ時に那珂町議会に不祥事がございまして、大変議会に対してバッシングを受けたという時でございました。

それから二十数年、このまちに住んでよかったと、そしてずっと住み続けたいと、そういう思いをもって、議会活動をしてきたつもりでございます。長い間要望してあった事業も大きな財源ではございましたが、完成することができたものもございます。また、地域にとって大事な通学道路も、当初から地域の代表として要望しておりましたが、この5月末には地権者に対して同意をいただいたということで、これまた議員各位、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

それと同時に、執行部の皆様方には、陰に陽に市長をはじめ職員の皆様には、ご指導いただいたことを感謝申し上げる次第でございます。

ますます那珂市が地域間競争に勝って、住みよいまちであることをご祈念申し上げ、簡単ではございますが、謝辞にかえさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 受賞されました両議員におかれましては、まことにおめでとうございます。

以上で伝達式を終わります。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、行財政改革推進室長、危機管理監、農業委員会事務局長、総務部次長の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局長、事務局次長、次長補佐、書記が出席をしております。

次に、市長から、那珂市土地開発公社の経営状況を説明する書類がお手元に配付してありますとおり、提出されておりますのでご報告いたします。

次に、閉会中の議長職務報告を別紙のとおりお手元に配付しております。

次に、市長から、行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成26年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（助川則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、中崎政長議員、12番、笹島猛議員、13番、君嶋寿男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（助川則夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月24日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月24日までの16日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、遠藤 実委員長から同委員会決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

◎請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第3、請願第1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会、武藤博光委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 武藤博光君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（武藤博光君） 教育厚生常任委員会の報告をいたします。

那珂市議会議長 助川則夫様

那珂市議会教育厚生常任委員会 委員長 武藤博光

平成26年6月9日 教育厚生常任委員会報告書

本委員会の調査事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1. 会議事件、付託案件 請願第1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書

2. 結果、不採択とすべきもの

3. 理由、請願第1号は、介護保険制度において、国が地域の実情に応じた要支援者への支援の見直しをすとして、これまで要支援者に行っていた介護予防給付のうち、訪問介護、通所介護を予防給付から切り離して市町村が行う地域支援事業に移行しようとしていることに反対するものです。

委員より、この請願に賛成する意見として、高齢化が急速に進み、財源もますます厳しくなる中で、地方自治体に任せることには問題があり、地域格差を生じさせないためにも国で一律の給付を行うべきであるので、請願に賛成するとの意見が出されました。

一方、反対の意見として、現時点で把握する中では、制度の見直しによるサービス低下はなく、さらに今後は国に任せるばかりでなく、市として、地域包括支援センターを中心に介護予防に力を入れ、地域と協力しながら市独自のケアを進めていくべきであるので、請願に反対するとの意見が出されました。

採決の結果、可否同数であったため、委員長の裁決により、請願第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、よろしく願います。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。本件は起立による採決を行います。

採決の前に議員各位にあらかじめ申し上げます。本件に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。念のため申し上げます。これから行いますこの請願第1号の採決は、委員長報告に対するものではなく、請願第1号を採択にするのか、不採択にするのかを問うものでございます。

お諮りいたします。この請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） ご着席を願います。

賛成少数であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

◎報告第3号～議案第43号の一括上程、説明

○議長（助川則夫君） 日程第4、報告第3号から議案第43号まで、以上11件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） おはようございます。

平成26年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

日ごろ議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。また、ただいまは全国市議会議長会及び茨城県市議会議長会より、議員在職15年以上による表彰で加藤直行議員、議長在職4年以上による表彰で福田耕四郎議員の両議員の表彰伝達がございました。顕彰の栄に浴されました両議員に対しまして、心より敬意を表しますとともに、今後とも自治発展のため、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。

さて、6月1日、那珂中央公民館において国、県及び市の主催により、「すべての拉致被害者を救出するぞ！国民の集いinいばらき」をテーマに平成26年度拉致問題を考える国民の集いを開催いたしました。開催前には、安倍首相から、北朝鮮によるすべての拉致被害者と拉致の可能性が排除できない特定失踪者について、再調査することで合意したとの発表がありました。安倍首相の発表後の最初の拉致集会ということもあり、多くのマスコミが取材に集まり、また、市民をはじめ県内全域から569人の参加があり、国民の関心の高さを改めて実感したところでございます。しかし、まだ北朝鮮では条件等による牽制もあり、解決に

向けどのような進展があるのか不透明な部分もあり、早期全面解決に向け、日本国民が一体となり行動していかなければならないと、さらに決意を強めたところでございます。拉致問題につきましては、北朝鮮が関与した、まさに人間の尊厳、人権さらには基本的自由を重大かつ明白に侵害する行為であり、一人ひとりがこの問題について関心と認識を深めていくことが、今後の人権啓発、人権教育の進展に寄与するものと考えております。

今後とも、市民の安全・安心の確保を第一としながら、私の市政運営のモットーであります「一人ひとりが輝くまち」「未来に夢が持てるまち」那珂市の実現を目指し、職員とともに、一丸となって取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては、引き続き、ご助言、ご協力を賜りたく、改めてお願いを申し上げます。

それでは、概要説明を申し上げます。

今定例会に提出いたしました事案のうち、報告が8件、議案として、平成26年度各種会計補正予算が2件及びそのほか1件の計11件でございます。

続きまして、それぞれの概要についてご説明をいたします。

初めに、報告の案件でございます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第3号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）。

報告理由、概要につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正し、平成26年4月1日から施行するものでございます。

主な改正内容は、個人市民税関係では、肉用牛の売却による免税措置の適用期限の延長及び優良住宅地等の造成等のための長期譲渡所得に係る軽減税率の適用期限の延長を講じるものでございます。また、固定資産税関係では、地域決定型地方税制特例措置の対象となる事業用償却資産に係る課税標準の特例割合の定め及び耐震改修が行われた家屋に対する固定資産税の減額の特例を受けるための申告について定めるものでございます。

続きまして、報告第4号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）。

報告理由、概要につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正し、平成26年4月1日から施行するものでございます。

主な改正内容は、地方税法附則第15条（固定資産税等の課税標準の特例）の新設、廃止、項ずれに伴う見直し等による改正でございます。

続きまして、報告第5号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

報告理由、概要につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正し、平成26年4月1日か

ら施行するものでございます。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税額のうち、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の賦課限度額の引き上げ及び国民健康保険税の減額において、対象者及び控除額を拡大するものでございます。

続きまして、報告第6号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

報告理由、概要につきましては、平成26年2月15日に菅谷地内で発生した車両衝突事故について、賠償額の決定及び和解について市長が専決処分したので、議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第7号 平成25年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

報告理由、概要につきましては、らぼーる管理事業、児童福祉総務事務費、学童保育事業、子育て支援センター事業、民間保育園建設費補助事業、道路改良舗装事業、両宮排水路整備事業、下菅谷地区まちづくり事業、菅谷市毛線街路整備事業、上宿大木内線街路整備事業、菅谷西小学校校舎耐震補強事業、芳野小学校校舎整備事業、菅谷小学校屋内運動場大規模改造事業、五台小学校屋内運動場大規模改造事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続きまして、報告第8号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

報告理由、概要につきましては、公共下水道整備事業、那珂久慈流域下水道事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続きまして、報告第9号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

報告理由、概要につきましては、農業集落排水整備事業、単独災害復旧事業に係る繰越明許費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

報告第10号 平成25年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

報告理由、概要につきましては、区画整理事業費に係る繰越明許費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続きまして、議案のうち平成26年度各種会計の補正予算について、ご説明を申し上げます。

議案第41号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ7,734万4,000円を追加し、182億2,734万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、社会保障・税番号制度対策事業において、基幹系システム改修費の追加、コミュニティ助成事業において、2自治会に対して助成金を計

上するものでございます。民生費については、県小児マル福制度対象者拡大に伴い、システム改修費を追加するものでございます。衛生費については、がん検診推進事業において、子宮頸がん及び乳がん検診の未受診者を対象とした検診を実施するための事業費の増でございます。農林水産事業費については、被災農業者向け経営体育成支援事業において、平成26年2月の雪害を受けた市内農業用施設に対して、補助金を計上するものでございます。土木費については、春日川改修計画の策定に向けた基礎調査業務の追加、上菅谷駅前公衆トイレ建設費の増に伴うJR建設負担金の増額でございます。消防費については、自主防災組織育成事業において、2自主防災組織に対して助成金を計上するものでございます。教育費については、小学校管理事務費等において、一般貸切旅客自動車運送事業の料金改定に伴い、バス借り上げ費を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入を増額するものでございます。

議案第42号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、23億7,500万円とするものでございます。

歳出の内容としては、単独災害復旧事業において、水道管移設工事費及び残土処分費等を追加するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金、市債を増額するものでございます。

続きまして、その他の議案についてご説明をいたします。

議案書の41ページをごらんいただきたいと思います。

議案第43号 工事請負契約の締結について。

耐震診断の結果を受け、菅谷西小学校の耐震補強工事及び電気・機械設備等の大規模改修工事についての工事請負契約を締結するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

この後、全員協議会を開催いたしますので、議員及び関係者においては10時45分までに全員協議会室にご参集を願います。

散会 午前10時36分

平成26年第2回定例会

那珂市議会会議録

第2号（6月11日）

平成26年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年6月11日(水曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	助川保彦君
建設部長	岡崎隆君	上下水道部長	檜村悦雄君
教育部長	会沢直君	消防長	豊島克美君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革推進室長	車田豊君
危機管理監	石井亨君	農業委員会事務局長	檜村武君

総務部次長 川崎 薫 君

議会議務局職員

事務局長	城宝信保君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺荘一君	書記	横山明子君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿を議席に配付いたしましたので、ご了承願います。

本日の議事日程については別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（助川則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項についてはお手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせいたします。

今期今定例会から会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。また、明日12日は通告7番から11番までの議員が行います。

以上、ご理解及びご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

◇ 福 田 耕 四 郎 君

○議長（助川則夫君） 通告1番、福田耕四郎議員。

質問事項 1. 土砂等による土地の埋め立てについて。2. 廃棄物について。

福田耕四郎議員、登壇願います。

福田議員。

〔16番 福田耕四郎君 登壇〕

○16番（福田耕四郎君） おはようございます。

それでは、久々の一般質問ということで、大変私にとってはプレッシャーもかかっています。一方では、建設的な答弁を頂けるのかなと期待しながら順次質問をさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

今回通告いたしましたのは、大分本市も開発が進んでまいりまして、埋め立て等もかなりあるというようなことで通告をさせていただきました。また、2番目については廃棄物、いわゆる産業廃棄物もあれば建設廃材あるいは建築廃材、あるいは不法投棄という環境問題が非常に深刻になっているのはご承知のとおりだと思います。

そこで順次質問をするわけですが、まず最初に市長のほうから答弁をいただきたいのは、市長は今から振り返ってみますと4年前は我々の同僚というようなことで、一般質問をした経緯が私も記憶に残っております。

冒頭、市長は、答弁は明快であること、さらには建設的で前向きであること、何よりも市民顧客主義に沿うものであることを求めると、こういうことを常々おっしゃって登壇をしたと思っております。今、大きく立場が変わりました。現在の市長の考え方というのは当時と比べてどうなのか、まずお聞かせをいただきたい。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

当時はそういう形で、私の枕言葉みたいなものでございまして、質問の冒頭に申し上げていました。今もその思いは変わりません。また、職員に対してもわかりやすく丁寧に答弁するように指示をしております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） 市長のほうから心強い答弁をいただきました。期待をしながら順次質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、土砂等による土地の埋め立てについてでございますが、市内の現状というのはどういうふうになっているか、まず担当部長からお答えを願いたいと思っております。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答え申し上げます。

平成20年度から平成25年度までの実績で申し上げますと、平成20年度は許可申請はございませんでした。平成21年度に福田地内で1件、平成22年度と23年度は許可申請はございませんでした。平成24年度に後台地内で1件、平成25年度に飯田地内で1件、福田地内で2件、以上5件の土地の埋め立ての許可申請で許可をいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） ただいま市内で5件の申請があったというようなことでございますが、まず私が記憶している中では後台地区で1件あったというようなことでございます。これは皆さんご承知かと思うんですが、農免道路、福田の五差路、それから旧349号に向かっていってキセキ農機がございまして、その斜め向かい、いわゆる峯島牧場のすぐ隣だろうと推測をするわけですが、ここで間違いはないですか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） ご指摘のとおりでございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） ここについても事前協議をやって、手続もやっぱりやって許可を出しているんだろうというふうに思いますが、ここの盛り土の高さというのは結構な高さがあると思います。少なくとも我々の背以上ぐらいの盛り土がされているだろうと、あの道路から見ても。

残念なことにこの盛り土に関しての法勾配、これは現況どういうふうになっているか、部長、ご存じですか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

現在、現況としては素法の状態ということでございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） 全く盛り土をした状態で、その高さに対しての勾配に対してはいわゆる崩れないようなマット、そういうことというのは当然やるべきじゃないですかね。残念なことにあそこはやってもない。それで許可を出しているということで問題ないんですかね。いかがですか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） そうした埋め立ての許可をするという場合には当然事前協議というものがあって、その中で全体的な計画、それから周辺地域の市民の方にお知らせするとかいろいろなことをやって、手続を経て許可申請ということになるわけでございますけれども、それはすべて市でつくっております指導要領というものがございまして、それに従って、あるいはその条例、規則の中に規定されているものに従ってやるわけでございますが、そういったご指摘のところがあったとすれば、それは指導等において不適切さがあったというふうに感じております。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） やっぱりそういうところが非常に多いんですよ。今お話があった不適切な埋め立て、こういうことがほったらかしにされている。こういうことが非常に目につく。これでいいのかというのがやっぱり地域の住民なんです。

これは、那珂市の条例で那珂市土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領というのがございますよね。これを見ますとやはり目的としてうたわれているのが、「土砂等の適正な埋立て等を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とする」と、こういうことがうたわれているわけです。それが実際にされていない。ここにやっぱり大きな問題があると、私はそういうふうに思っている。

それで、この要領に目を通してみますと、地元関係者に対する説明会も開催するようなことがうたわれています。原則として300メートル以内に居住する住民、あるいは埋め立て等区域の敷地に隣接する土地の所有者、または埋め立て等区域の排水等を放流する水路等の管理者、いわゆる今言った後台地区、あの辺で言うと那珂中部ですかね、があるわけです。そういう方にもやっぱり事前に説明をなさいよというようなことが要領にうたわれている。そういうことというのは実施していますか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

最近私がかかわったものでは同意をいただいているところでございます。あるいは地権者への説明、そういったことを指導しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） 私がということは、市民生活部長が担当されてからはそういうふうなことを実施していると、以前はそうじゃなかったと、こういうふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

過去のもは通常問題がないというふうなことで意識していたわけですがけれども、掘り下げて過去のもがどうだったかまでは、私は現在のところはその状況を把握していないというところでお答えできない状況でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） やはり行政は継続ですから、以前でも現在でもやはりそれには変りはないと。ただ残念なことに、今の答弁を聞きますと以前はそうじゃなかったんだというようなそういう答弁に解釈をするわけですが、やはりこれはきちっとした条例があるわけですから、条例にのっとった事前協議をしっかりとやっていただきたい。特に今回通告しているのは今の後台地区のことではないんですが、過去にやはりそういうこともあったということを含みに入れて私はただいま質問をしたわけでございます。

今回の質問の目的というのは、皆さんに議長からお許しをいただいて写真が配付されているかと思えます。その中で、まずこのソーラー発電の用地問題がある、ここを一つ一つ質問させていただきますが、まずこの場所における事前協議、いわゆる申請が出される前に事

前協議ということが条例でうたわれています、ただいま申したように。こういうことは事前協議をされたんですか、伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

ご指摘の場所につきましては、情報提供をいただくまで内容を把握していなかったことをごさいます、大変反省いたしております。また、担当部署が気づかなかった場合でも他の部署からの情報提供を頂けなかったかについても、今のところ課題として受けとめているわけでございます。

この付近で埋め立てが行われたということで、近くにお住まいの方あるいは水田の耕作者、自治会の代表者の方には大変ご迷惑をおかけしたというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） まず、申請を出される前にはやっぱり事前協議ということがあるわけでしょう。そういうことがされていない。

しかも、この場所については、私も農家を営んでおります。昨年、ちょうど田んぼが反対側にあるものですからしょっちゅう田んぼには出向いて行って、大分ダンプカーが出入りしている。ああ、埋め立てをやっているんだというのは私もこの目でちゃんと見てきております。

そこへ近隣の農家の方が、埋め立てをやっているようですけれども、ここは何ができるんですかと。あるいはもう一人の方は、埋め立てをするのにこれは許可が必要なんですかと、そういう問いかけがありました。当然それは掲示されていない。そういうところにやはり地域住民の方も不安があったんだろうと。

そういうことで、昨年9月だったと思います、私の記憶では。市民生活部長にこのことを情報を提供いたしましたね。これは記憶にあると思います。そのときに、許可はどうかと。許可は出されていない、そういうことがあったわけでしょう。それからの担当部署としての対応というのはどういう対応をしてきましたか、伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

ただいま議員ご指摘のように、昨年9月20日の環境審議会の席上でございます。当時、福田議員は議長として環境審議会の副会長という立場にございましたけれども、その席の中で、福田地内に盛り土をしているところがあるけれども、知っているのかというようなお尋ねがありました。私と関係課の者はその状況を知らなかったものですから、会議を終了させていただきました後、即現地を確認いたしました。そしてまた、県の廃棄物対策課のほうにもご連絡いたしまして現地を確認させていただきました。

ご指摘のとおり、無許可で太陽光パネルをつけたところでございます。それにつきまして

は、面積が当初5,000平米以上を超えるので市としては県のほうが指導するのではないかと
いうこともあったものですから、いろいろと協議した中で県とのやりとりをさせていただ
いたんですが、市の条例についてはご承知のとおり500平米以上5,000平米未満、これが条例
の適用対象面積でございます。県は5,000平米以上ということでございます。

そうした中で、市には条例の中で合算規定というのがございます。この合算規定といいま
すのは、小さく小分けにしてやることを阻止して見逃さないということで、そういう目的か
ら合算規定の趣旨ができていくわけなんですけど、県のほうはまた5,000平米以上というこ
とで、それ以上の面積というわけでございますが、県条例の適用は全体の面積の中でも施行す
る面積、埋め立てする面積が対象ということでございましたので、しかもその事業が1期分
と2期分というふうに区分けするような状態になっていましたので、県と協議した結果、そ
れは市のほうがかかわる内容だということでしたので、市が取り扱う事案として指導に当
ったわけでございます。

そうした中で、最大のネックとなりましたのは条例に照らし合せて埋め立て許可をする
ということについての考え方でございますが、一般的にそういった条例違反については撤去命
令ということが市長権限であるわけです。あるいは中止というのが条例にあるわけござい
ますが、その中でも条文の解釈の中で、これは事務屋のほうの問題でありますけど、市長の許
可を得ないで土地の埋め立てをした場合はその土地の埋め立て等の中止、または期限を定め
て土砂の除去を「命ずることができる」と規定されているということで、その末尾の「命ず
ることができる」と規定されておりますこの条文が命じなければならない、あるいは命ず
るものとするというような規定ではなかったものですから、担当部署としては判断する余地が
あるということで判断を余儀なくされたわけでございます。

その中で条例の目的は一体何かということをお原点に返って考えた場合に、有害物質がその
中に含まれている、あるいはそこから生じる崩落あるいは流出を未然に防止するという立場
から、そういった規制をすることを再確認、いわゆる残土条例が埋め立てそのものをだめだ
よということじゃなくて、そういう内容の有害物質が含まれていないということを第一条件
に安全対策があるわけでございますから、そのことを事業所を呼んで、もしこの中に有害物
質が含まれているならば工事はストップするということを命じて、即、土質調査に入ったわ
けでございます。この期間が約1カ月でございまして、そのデータが出た中で一応不純物が
なかった、有害物質が含まれていないということからそこから手続を、申しわけなかったん
ですけれども、許可に向けての指導をしていったというのが経緯でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕二郎君） 答弁が長いもので、時間がだんだん過ぎて時間がなくなっ
てきますけれども。

今、部長が言った平米数の問題、県と協議をした結果、県の担当ではないというようなこ

となんでしょう。これは誤りだと思います。

いいですか。じゃ、これをどいうふうに解釈しますか。那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、県の条例と那珂市の条例のどちらを優先するんですか。

なぜそういうことを言うかという、これは第6条にうたわれているんです、「土地の埋立て等の許可」ということで。当該土地の埋め立て等を施工する日前1年以内に土地の埋立て等が施工され、または施工中の場合は、当該埋め立て等区域等既に施工され、または施工中の土地の埋め立て等区域の面積を合算すると、こういうことがうたわれているんですよ。

それで、あそこは1区画、2区画として出していますね。その面積が合算して7,000平米以上あるんだよ。しかも、9月のころには関電工が来てもう既に売電していたんですよ。その後、5,000何平米という後の部分も同じようなことをやっている。そうしたら、今のこの条例にうたわれているもの、この合算というのは何なんですか。

それからもう一つ、それにあわせてこれは費用がかかると思ったですね、500平米以上何平米までは手数料としていくらとか。那珂市の条例で5,000平米以上ありますか。ないでしょう。ないということはいわゆる那珂市の許可じゃないと、こういうふうに私は解釈するんです。そうと違いますか。

ですから、この許可というのは、市長、那珂市が許可を出す問題じゃない。これは県なんです。ところが、業者はそういうことというのは既にわかっています。ですから、2区画に分けて、そして那珂市のほうに後追いでというか、申請が出された。でも、条例では合算をなさいと。合算をして5,000平米以上の場合は那珂市の管轄ではない、県の許可だと。その辺を那珂市と県の担当部署がもうちょっと煮詰めて、そして協議をすべきだったんじゃないかなと、私はそういうふうに思うんです。

それがはっきりしているのは、先ほど言った5,000平米以上の金額というのが那珂市ではうたわれていないんです。ということは、これは那珂市じゃないよと、県ですよと、こういうことになるのと違いますか。これは、5,000平米以上いくらということはどうたわれていないでしょう。違いますか。

これは、まず申請者は同じですよ。それで、最初に出されているのが面積が、実測で2,837平米、それから後に出されたのが4,669平米。合算するとこれは何平米になりますか。5,000平米以上でしょう。その場合に那珂市が徴収する使用料というんですか、何と言うんですか、あれ、部長。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 手数料でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕二郎君） それにはうたわれていないでしょう、5,000平米以上は。ということはどいうふうに解釈すればいいんですか。だから、これは那珂市の許可じゃないんですよ。県の許可なんです。那珂市が許可を出しているということに大きな問題がある。

しかも、先ほどの部長の長々とした答弁の中に出てきましたが、いわゆる地質分析結果だ
って、搬出前、持ってくる前に測定をして、その分析結果を那珂市に報告するというのが施
工業者の義務と違いますか。持ち込まれてから分析をして、その結果は異常なかったと。異
常があったらどうするんですか。すべてが後追いなんですよ。違いますか。

この分析結果というのは事前に出されたんですか。私がいろいろやりとりをした中では
2004年、今から10年前でしょう。10年前の分析結果が10年後の今現在、生かされるん
ですか。10年前の分析結果を認めるんですか。そういう問題ではないですよ、これは。

幸いに、持ち込まれた後、当市の担当部署はこの地質調査結果によると問題はなかった
ということですから、幸いだなど。こういうふうに善意に解釈するんです。いいですか、善
意に解釈するんですよ。

本来であればそうじゃないんです。そういうルールにのっとったことをやっていくとい
うのが担当部署に課せられた大きな責務なんです。私はそう思うんです。ですから、こ
ういうことが平然とされているということでは問題があります。

それから、大事なことなんです、この環境問題については、昨年だったでしょうか、某
議員がやはり不法投棄ということで質問をされている経緯がありました。そのときに市長
が答弁の中で、「つくばみらい市の片庭市長から電話がありました。県内で一番厳しい残土条
例を制定したというような内容の電話をいただいて、早速担当課に、つくばみらい市の条
例の制定に至る過程や条例内容の調査、さらには条例改正の可能性などを命じたところ
であります」と、こういう答弁をされています。そこで、残土等につきましては現行の
条例の罰則規定を適用し対応してまいります。今後は、生活環境保全と市内の不法投
棄未然防止と早期発見のために、あわせて罰則規定を上手に運用しながらいきます
と、こういう答弁をされています。担当部署でつくばみらい市へ行っていますか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

議員ご指摘のつくばみらい市ということでございますけれども、当時、条例改正して
もうちょっと強力なものにしようということで、条例制定にあたっての先進地視察、
これを市長からつくばみらい市を勧められました。

しかしながら、つくばみらい市ではなくて、当時、不法投棄が多発している銚
田市のほうへ視察に行ったということでございます。これはなぜかと申しますと、
銚田市が最新のものをつくっているという情報を得たので、それが強力な
条例だというような情報を得たもの
ですから、銚田市に行って調査・研究させていただきました。

つくばみらい市の条例は平成24年8月8日に制定いたしました。一方、銚
田市のほうは平成25年2月5日に制定してございます。両市を比較して一番
大きな違いと申しますのは、銚田市には改良土を許可しない規定が設けら
れてございました。改良土を認めると、例えば下水道工事などで発生する汚
泥が改良土として埋められてしまうおそれがあったからでありま

すが、そういったことで、今般3月に改正されました市の条例につきましても、同じように改良土の規制を設けさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） これは、市長がせっかくそこまで配慮してこういうことを答弁していても、担当部署でそういう研修といいますか、そういうことに応じていなければ今回のような問題があっても不思議じゃないですよ。そうじゃないですか、市長。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 答弁の後、鉾田市に行きたいという話は打診されております。

それで、改良土というのは石灰とかそういうものを混ぜたものなんですけれども、それですとやはり硫化水素ガスとかそういうものの発生の原因にもなりますので、なるべく厳しいところを参考にしたらどうだということで、答弁内容とは別なところで許可をしたところがございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） 私は、やっぱりトップの市長がそこまで担当部署に命じているわけですから行ったのかなと、こういうふうに思っていたんですよ。残念です。

なぜかという、ここにうたわれているように、県内で一番厳しい残土条例を制定したと、こういうことを市長はおっしゃっているわけでしょう。ですから、そういうことを参考にしながら新たな那珂市独自の条例を制定をしていくという、こういうことに期待をしたわけなんです、私は。これは本当に残念です。

ですからこういう結果になっていく。一言で言うならば、残土条例に対しては本市は甘いと言わざるを得ない。これなんです。やはりこういうことに関しましては、せっかく条例があるんですから条例にのっとって進めていただきたい。強く求めます。

それと、今回のこの許可ということについては、私は、先ほども申したように県の許可だろうと、こういうふうに解釈するんです。これは管理をする副市長、いかがですか。こういうふうに私が解釈するのはいかがですか。

○議長（助川則夫君） 副市長。

○副市長（松崎達人君） お答えいたします。

この事案が発生した直後、福田議員のほうからお話を伺い、担当の部課長のほうは現地調査等をし、また県と協議をしたということですが、一方で、私のほうももと県にいたということもございまして、直接、部課長は担当のほうとやったということなんです、責任のある県の室長のほうと状況を確認し合いました。

その結果、市の条例を、今、市長のほうでお話がありましたように、合算規定があった場合にどのように取り扱うかということで、最初に部長がご説明しましたように、市のほうで

は、小規模の例えば土砂の搬入等があった場合にそれを市として見逃さないように、小さいものがいくつかあった場合でもそれは合算して市の条例で縛りましょうということで合算規定があるわけです。

一方で、県のほうは5,000平米未満の部分については規定がない。これについてはなぜ合算規定がないかという、小さいものについては市町村という単位自治体が条例等でその指導監督または許認可をするという趣旨に基づいてなかったということを県のほうはおっしゃっておいりました。

それで、この事案をどう取り扱うかということで、今質問の経緯等でご説明いただいたように、最初に2,800余の1次の開発というか埋め立てがあって、その後、結果的に5,000平米を超えるような大きな面積になっているというような状況が、事後でございますが、わかったということでございます。

本来ですと、最初の土砂の搬入があった面積の段階でその事業者なりが届け出をする義務があったわけです。これを怠っていたということは大変遺憾に思っておりますし、本来であればこれを事前に市のほうで察知できなかったということが一番悔やまれる、反省すべき点ではないかと思えます。

ということになりますと、この段階で本来は市が条例に基づいて指導をする、また事前の届け出というものを求めるということが必要だったわけですから、これは、最終的に大きくなったから県だという発想ではなく、やはり単位自治体である市として責任を持ってその指導をすべきであるというふうな解釈に至ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） これはやっぱり後追いになってしまっているんですよ。後追いになっているからこうせざるを得ない、やむを得ない、そういう事例と違いますかね。どうも今回のことを一つ一つやっていくとすべてが後追いになってしまう。

これは、許可を出しているのが今年の12月24日ですよ。それで、この内容を見ますと、土地の埋め立て等を行う期間というのが平成25年6月から同年9月までになっているでしょう。ですから既に、施工期日というのは9月なんですから、それで12月に許可を出している。許可というのは施工する前に出すのが本来の許可と違いますか。私はそう思うんです。

ですから、すべてがこういうふうな後追い、後追いになってしまっているんですよ。これが残念です。だから、こういうことのないように今後しっかりとやっていただきたい。強く求めます。

これ以上は私も控えて、やはり今後に期待をしたいというふうに思いますので、まず部長のほうから、今後についてはどういう対応をしていくのか建設的な答弁を求めます。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） ただいま議員にご指摘いただきましたけれども、どんな立派

な条例をつくりましてもチェックが甘ければ意味のないことだというふうに認識しているわけでございます。

そのようなことから、部長会議等におきましても、職員が町なかで不審な状況を見聞きしたときは関係部署に連絡してくれるようお願いしてございます。特に土木や上下水道部門は市内の現場に出かける機会も多いわけございまして、今回改正した条例の内容を説明し、埋め立てに関する情報提供をお願いしているところでございます。

また、県と警察と市が定期的に巡回しているパトロールにおいてもきめ細かな巡回、早期発見、未然防止、そのようなことに努めてまいりたいと思います。大変ご迷惑をおかけしました。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） しっかりと対応をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、大事なことなんです、市長、例えばですよ、各地域から道路一本の陳情が出される、あるいは地域から要望がある。その場合というのは、今の地域からの要望等については、やはり地域の代表である自治会長を通じて執行部のほうにお願いをするというのが原則ですよ。必ずそういう言葉が返ってくるでしょう。個人で言ってもなかなか受け付けとかそういうことは取り扱わない、これがルールだと思います。

今回の福田地区のこの問題に関して、自治会長には報告は一切なかったでしょう。しかも、地域住民、300メートル以内の居住者には文章か何かで案内して、そういう説明的なものを出していますよね。自治会長には何の話もないでしょう。これは全くおかしいですよ。一方通行です。

そういう場合であったって、やはり自治会長なんですから行政としては自治会長を通じて、そして地域住民、今回の場合は300メートル以内の居住者というようなことにしていくのが順序と違いますか。それがなかったということ。きょう、自治会長が来ていますよ。確認をいたしました。なんら話はなかったと、こういうことなんです。

どうですか、これはもう徹底した指導をぜひ市長にお願いしたいと思いますが、市長のほうから建設的な答弁を求めます。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） いわゆる迷惑施設ですとかそういったものにつきましては、確実に自治会長さんとかまちづくり委員会さんのほうにこういうふうになりましたということでやっていると思うんですが、今回はちょっと認識のそごといえますか、そういったものがありましてご説明しなかったという形になったと思います。

今後は、こういったものができるときは極力地元の皆様に、地元といいますと自治会長さんが主になりますけれども、そういった方にはお話をして、こういうものができますよということでコミュニケーションを図っていくのが一番よろしいのかなというふうに思っております。

それから、いろいろ重要なお指摘を今いただきました。また、ご提案もいただきましたので、そういったことを胸に刻みまして今後しかるべく対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） ぜひそのようにお願いいたします。それが市民顧客主義に沿うものであると、まさにそのとおりですよ。私はそういうふうに思います。ぜひそういうことで指導をしていただきたいと切にお願い申し上げます。

時間も大分迫ってまいりました。

続いて、廃棄物についてでございますが、これは担当部署のほうに通報いたしまして、早速、県と合同で立ち入りをしたというようなことで、6月中には全部撤去をするというようなお話をいただきました。これはコンクリ廃材が山積みになって、中間処理場じゃないんですから、これをもっと今後監視していただきたいと思います。

それから、聞くところによると、過去にもひたちなか市のほうでこういうことがあって、やはり県とひたちなか市が合同で立ち入りをして撤去をさせた。それがどうも那珂市のほうへ来たというような、そういうことも伺っております。定かではないですが、そういうことを聞いております。

そうすると、今度は那珂市から、この場所から別なところへ持っていくわけでしょう。搬出するわけでしょう。その搬出場所がどこなのか、そことの契約ができていますのかどうか、それを担当部署としてちゃんと持ってこさせなければだめですよ。また別な場所へ持っていくかもわからない。そういう事例があるからこういうことを言うんだよ。当然、処分場であれば処分場の証明書が発行されるわけですから、これをお願いしておきます。後でその証明書を見せていただければと思います。

最後の田崎地内の廃棄物、これは市長はおそらく指導はしているかと思うんですが、今定例会では専決処分がございませんでしたけれども、去年は道路の破損場所でタイヤホイールを破損したというようなことで専決処分というのが何件かありましたね。職員の皆さんもそこを通勤しているわけでしょう。通勤しているんですから、そういうことはやっぱり担当部署に一報を入れる。これは目で見てわかることですよね。

今回のこの廃棄物、これはバードラインです。バードラインの五差路の左側です。あそこを通ると目につきます。だから職員の皆さんもおそらく目についている。こういうことはやはり那珂市に限らず行政に今一番求められていることで、縦割り行政なんだよ。

先ほどやったソーラー発電の福田地区、あそこを通勤している職員だってかなりいますよね。そうすれば、当然許可が出ていれば掲示されているものがあるでしょう。そういうものがなければやはり担当部署に一報をして、あそこは何かやっているようだけれども、残土を運んでいるようだけれども、あれは許可が出ているんですかとか何とか、そういう単純な、

ちょっとしたことで一報を入れれば未然防止につながるんですよ。

それが残念なことにならないのか、あったのか、その辺もお尋ねをしたいと思うんですが、またそういう指導を市長として職員にしているのか。先ほど言ったように、那珂市に限らず、縦割り行政というのがこれだと思うんです。我々が身につけているもの、例えばこういう上着でもすべて縦と横の線が結ばれて、そして一つの製品になっているんですよ。違いますか。ですから、やっぱりそういう各課の連携を強く私は求めたい。そして那珂市から発信をしたい。こういう指導をしていただきたいなと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

先ほど議員のほうからお話があった道路の陥没とかそういったものにつきましては、庁内で見られる掲示板があるんですよ。それでやっていました。ただ、全体的にそこを通行しているわけじゃないのでなかなか情報が上がってこないんですけれども、この不法投棄とか盛り土の関係につきましては、今まで多分やっていなかったかな、きょうからでもすぐ立ち上げて掲示板のほうに掲示したいというふうに思います。

以上です。いろいろありがとうございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） これはぜひそういうことを、決して難しい問題じゃないんです。計算して答えを出すとかそういう問題じゃなくて目で見てわかること、こういうことですからやはり目配りということ。やっぱり職員の皆さんから目配り、気配りをしていただいて、そして地域の方にもそういう目配り、気配りをお願いする、これが建前でしょう。ぜひそういうことをお願いしたいと思います。

それから、今言った田崎地区の、地区としては戸崎になるんですか、田崎かな、いずれにしても農免道路のバードライン、いわゆる牧場団地ですか、あのところでございます。ここについてもこの廃棄物、これは家電4品目らしいです。冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビの4品目これみたいです。これが山積みになっている。これは誰が捨てたかわからないというようなことを伺いました。

それで、地権者は建設業者に残土置き場か何かに貸してあるんだということで、これは重機があるんだと。ただ、いろいろ聞いてみますとあそこは農振農用地なんですよ。そして、この現場は混牧林地らしいです。そういうところにこういうことでよろしいんですか。これは産業部長かな。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

ただいま議員ご指摘の田崎地内の土地につきまして……

（「時間がないから端的に」と呼ぶ者あり）

○産業部長（助川保彦君） はい。

おっしゃるとおり、地目は農用地区域、用途区分は混牧林地となっております。ですから、そういう不法投棄される土地ではございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） ということは、今後どうするんですか。肝心なことを言ってくださいよ。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

議員ご指摘の今回の土地につきましては、先ほど申しましたとおり用途区分が混牧林地となっておりますので、環境課、また県のご意見を伺いながら、地権者に、あくまでも混牧林地ですので今後植林するように指導をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員、発言残時間3分を過ぎましたので。

○16番（福田耕四郎君） 承知しております。

これはぜひ早急に対応していただかなくてはなりませんよ。

それと、身近なことなんですが、先ほどもちょっと一服しながら2階から見ました。ちょうどそここのところ、駐車場の脇に、あれは建築廃材かな、すぐ隣に大分ありますよね。景観が非常に悪いですね。皆さんご承知だと思います。ご承知でしょう。これもやっぱりこの指導はしていただきたいなというふうにつくづく感じましたね。ちょうどこの東側、三角のところ。市長、ご存じですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 多分、放牧地、バードラインの脇のところだと思うんですね、前回の話は。これは多分、家電のあれが主だと思うんですね。実際、市内にも数カ所あるんですけども、そういったものを調査します。警察と連携しながら、事業の実態とかそういうものにつきましてはすぐ指示をいたします。

それから、三角の土地ですね。そこですね、キャロットの前ね。ここについてもどういう状況なのか調べます。

いずれにしても、皆さんの不安な状況を払拭するために取りかかりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） よろしく願いいたします。

そういうことが市民顧客主義に沿うことにつながるだろうということで今後の執行部の皆さんのご努力にご期待を申し上げて、私の一般質問を終らせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告1番、福田耕四郎議員の質問を終わります。
暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（助川則夫君） 通告2番、寺門 厚議員。

質問事項 1. ごみの減量化について。2. 職員の人材育成について。3. 友好都市交流について。4. 戸多小学校跡地利用について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔2番 寺門 厚君 登壇〕

○2番（寺門 厚君） 議席番号2番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をします。

最初に、ゴミの減量化についてでございますが、先日、「那珂市環境フォーラム2014」がございまして、柳生 博さんの「森と暮らす 森に学ぶ」という講演の中で、里山を守り後世に残していくこと、野良仕事をするのが人、自然、社会、生物の環境保護になり、地球環境を守ることになると。それから、那珂市においては里山があり、とてもいい環境にあるともお話をされておりました。

やはり地球環境を守るには、今ある社会を将来にわたって持続させていくことが必要になります。私たちの孫、その子孫まで美しい地球を残していくのが我々の責務ではないかというふうに考えます。

那珂市の地球温暖化防止対策、CO₂排出削減については、電気使用量の節減とか、そのほかにたくさん取り組みを実施しているところでございます。平成25年度の市民アンケートに地球温暖化でどのような取り組みをしていますかという問いがございまして、その答えベスト3が、1位は「買い物の時はマイバッグを持ち歩いている」という方が21%、2番目に「ごみの分別・減量化や、リサイクルに努めている」という方が17%、3番目に「こまめに消灯、主電源を消している」という方が16%ということでございます。そのほかにも市民の多くの方がいろいろなことで温暖化防止のために取り組みをされているところでございます。

この地球温暖化防止のために、2番目に挙げましたゴミの減量化が大変大きく寄与しているということでございますので、今回はこのゴミの減量化がどういうふうになっているのかについて聞いてまいりたいと思います。

まず、ゴミの発生及び排出の現状ですけれども、今、那珂市ではゴミの排出量はどれくらいあるのか。現状における課題と対策についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答え申し上げます。

那珂市内で発生したゴミの総排出量でございますが、平成25年度で申し上げますと1万7,009トンでございます。内訳といたしましては、可燃ゴミで1万4,183トン、缶類で414トン、粗大ゴミで789トン、瓶類で594トン、紙類で892トン、ペットボトルで123トン、その他蛍光灯4トン、発泡スチロール10トンというような内訳になってございます。

また、総排出量でございますが、1万7,009トンでございます。そのうち家庭系ゴミといたしまして排出されているのは、可燃ゴミ並びに資源ゴミを含めまして1万1,918トンで、約70%の比率になってございます。

最終処分率についてでございます。算出にあたって平成24年度数値で那珂市と常陸大宮市の合算の数量となりますが、最終処分率は13.1%となっております。

ゴミの排出量は、東日本大震災以降、平成23年度に全体の総排出量が一時的に増加いたしました。その後は震災前の水準で排出されております。紙ゴミなど資源としてリサイクルできるものが可燃ゴミとしてまだまだ出されている状況でございます。今後とも、市民の皆様や事業者の皆様にはゴミの減量化に向けて啓発を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいま現状ということで数字を発表していただきましたけれども、きょうは議長の許可をいただきまして資料を用意させていただいております。

お配りの4枚でございますけれども、今申し上げましたデータは資料1に書いてございます。これは平成25年度の前年比較表ですね。資料2は合計表、常陸大宮市を含む現在のゴミの排出量と種別でございます。今、回答がありましたように、可燃ゴミはゴミ全体で83%、そのうち家庭系ゴミが70%ということで大変多いということでございます。

今度はゴミの質ですね。どういうゴミがあるのかということは、資料4をごらんいただきますと、こちら平成12年からの1人当たり1日の排出量というのが書いてございます。中ほどに手書きで加えましたのが25年度の数値で、これでいいますと毎日約833グラム、一人一人ゴミを出していますよというのが現状でございます。これらは1日当たり100トン集めると出てくるということで、クリーンセンターでは180台の収集車を使って回収しているというのが現状でございます。

今度は資料3でございますが、ここにゴミ質分析結果ということがございます。直近の例、

26年度の4月を見ていただきますと水分が39%、燃えるゴミは約50%ということで、その次に厨芥類、これは重量全体で40%ありますので、いわゆる紙と生ゴミが多いんですよというのがおわかりいただけると思います。

ということでその課題と対策ですが、先ほどの回答では課題と対策ということでは見当りませんけれども、この資料からいいますと、紙はもちろん、生ゴミもきっちりやっつけていかないと減っていきませんよということが言えると思います。

それで、第2次那珂市環境計画でゴミの減量化ということで計画を打ち出しております。3Rですね。発生抑制、再使用、それからリサイクルを一生懸命やって減らしていくんですよ。平成34年度にはこの平成12年度の20%削減しますという設定をしております。しかし、20%減らすということで、じゃ具体的な数値目標を設定しているのかということと全然設定をしていないんですね。これは具体的に、じゃ目標値はいくつなんですか。設定根拠は何かお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

議員ご指摘の20%とはどういうふうな決め方かというようなことでございますが、この20%と申すのは、国において第2次循環型社会形成推進基本計画という計画がございますが、そこで定める数値目標をベースにしてございます。那珂市における総排出量から算出しますと、総排出量削減目標は1万5,370トンとなります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 全体の目標数値は20%で、割り出しますと今の数値ということになりますけれども、これでいうと約3,800トンを10年で減らしますよということになるかと思えますね。

じゃこれを市民の皆様方に言っているんですかということをお聞きしたいと思います。言っているんですか、これは。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 計画に掲げた数値目標でございますが、排出にあたっての削減、そういったものを広報紙等を通じてお願いしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 広報紙でお知らせということで今答弁がございましたけれども、具体的な目標数値20%で、今、3,800トン減らすとかそういう目標は一切知らされていませんよ。市民の方は誰も知りません。2割をあと10年後までに一生懸命削減するんですよということ。どうなっているんですかね、これは。

だって、環境課の皆さんが3,800トン減らすのだったらこれはいいですよ。我々市民が一

生懸命になって減らすんですよ。それをお願いもしないで、何も言わないとはどういうことなんですか。今からでも遅くはありません。至急この目標値を年度別に、具体的に何をどれだけ減らすのかははっきりお知らせしてください。そうしないと減りませんよ。ぜひお願いしたいと思います。

先ほど言われたように、今までは紙が多いので減らしましょうよという話は確かにされていた。広報を見ますと載っていました。その機会に何で言わなかったかということですよ。基本的に、政策をきちっと決めて推進するのが皆さんのお役目じゃないですか。しっかりやっていただきたいと思います。

次に、じゃその紙と生ゴミをどうやって減らしていくんだということについてお伺いをしていきたいと思います。

これにもいろいろな方策、各地域の団体の方が一生懸命になって今やっています。そういうことをお聞きになっているのかどうか。アンケートでお聞きになっていますか、この政策に反映するのに。お伺いします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 市民アンケートを実施しているわけでございますけれども、市からの環境に関する情報が少ないということがわかりましたので、「広報なか」に2カ月に一度、環境に関する特集ページを設けまして情報配信をしているところでございます。市民活動団体、事業所などからの意見も集約し、減量に向けた取り組みに反映していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 環境全般のアンケートはやりましたけれども、減量化についてはお聞きしていないということだと思います。であれば、今、各種団体の皆さん、自治会の皆さん、環境部がございましていろいろ一生懸命取り組んでいますので、今からでも遅くはありませんのでヒアリングをぜひ実行して減量化への打つ手を確認していただいて、方策として追加していただきたいというふうにお願いしたいと思います。

環境計画の中でゴミの総排出量を減らしますよということなので、紙とそれから生ゴミです。じゃこの減らし方について、先ほど告知をしているということと、それから教育を進めていくというふうにうたってございますけれども、具体的に告知の仕方、教育の仕方はどういうふうに進めていくんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

発生や排出抑制につきましては、総排出量減量のために紙類の分別徹底というところを再度、自治会の皆様などとともに、市民、地域、事業所などへ周知していきたいと考えております。

教育における取り組みにつきましては、毎年、環境センターに小学生、市民団体が見学に

行ってゴミの排出や分別、減量化を学んでいると伺っております。また、日常の家庭ゴミの分別を含め家庭内でできる分別の徹底等についても、環境教育の一環として、環境市民会議の活動の中で十分に意見を交換しながら減量化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 告知の仕方は今お聞きしましたけれども、それでは環境課の皆様はお知らせして終り、集まっていたいて勉強して終りですよということになってしまいますので、やはり現場へ出向いていってどうなっているか進捗状況をお伺いすると、そして持って帰ってまた政策に生かすということをぜひともやっていただきたい。

そのためには、各まちづくり委員会にも環境部会さんがございます。そこ勉強会をしたりとか、また、環境市民会議ができましたけれども、そこ勉強会等も含めまして、それとあと、小学生ばかりじゃなくて大人の方もクリーンセンターに行って実際に現場を見てみると、そういった勉強会もぜひやっていただきたいと思います。

ゴミを減らすということは、先ほどからも出ていますけれども、紙をいかに分別して減らしていくかということでございますが、どのように徹底していくのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

以前から、紙ゴミに関しましては広報紙等に掲載し市民の皆様には周知を図っております。また、新たに転入されてきた方に対しましても、資源ゴミの分別をしていただくため、細かな説明を随時しているところでございます。

環境センターに搬入される数量で減量への取り組みを評価し、方向性を定めながら継続して分別徹底をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 告知のほうを何度も何度も重ねて周知徹底をしていっていただきたいと思っております。

それと、各自治会さんでゴミ減量化キャンペーン等もぜひ企画をして取り組んでいただく、そういうふうな提案もぜひしていただきたいと思っております。

また、今、紙のゴミはほとんどが資源ゴミなんですけれども、特に新聞、雑誌、牛乳パック、そのほかの紙がございしますが、そのほかの紙についてももう一度しつこく、これは資源ゴミなんですよということもぜひ訴えていって減量化につなげていっていただきたい。あるいは専用の回収袋も設けてやるとか、徹底をぜひやっていったほうがいいのではないかとこのように思います。その辺はいかがですか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

その他のゴミに関しましては多種にわたるわけでございます。そして、そのほとんどがリサイクルが可能と判断しております。廃棄物抑制につながりますので、これらを資源ゴミとして排出するにあたりましては、回収袋というようなものが必要だと思っておりますが、各ご家庭にある紙袋をご利用するなどしていただきまして、広報、ホームページで継続してそういったことを周知していきますので、そういったことで排出していただけるようにご協力をお願いしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 継続して告知ということが大変重要なので必要だと思っております。ぜひやっていただきたいと思っております。費用の面で新しい回収袋はできないということであれば回収した紙袋を再利用するとか、いま一度何かいい手を考えていただければなというふうに思います。

ゴミ総排出量削減は紙とそれから生ゴミというふうに申し上げておりましたが、この生ゴミの減らし方についてですが、市では今、コンポスト、それから生ゴミ処理機を使って削減するというところで補助まで出してやっております。

これについては、資料4に、平成19年度からの生ゴミ処理機の補助の台数が載せてございます。これを見ますと、平成19年度からは毎年45件ぐらいで全然利用者がふえていないということなんですけれども、このふえない理由は何でしょうか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 電動の生ゴミ処理機とかコンポストに補助をしているわけでございますけれども、平成3年から実施いたしております、これまでに2,095基の補助を行ってまいりました。購入補助をして利用促進を推進しているところでございますが、コンポストに関しましては横ばい傾向、電動生ゴミ処理機は減少傾向にございます。

実際に購入した方へのアンケート結果から、性能維持に手間がかかる、残渣が可燃ゴミになってしまう、節電したいなど、そういったことが利用者がふえない理由ではないかと推測してございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 平成3年から実施しておりますということで、2,095基もう普及しているわけですから、世帯数からいいますと約2割強普及しているという実績になりますよね。ということは、初期導入からもう23年が経過しているということになりますので、今おっしゃっていただいた理由以外にもやはりふえない理由というのがあるのではないのでしょうか。

ということは、一度これはやっぱりこの2,095人の方にお聞きして、今どうなっているのか、今後どうしたいのかというような話をお聞きしていただいたほうがよろしいかと思っておりますので、ぜひ聞いていただければというふうに思います。

じゃ、その生ゴミ処理機の台数をふやしていく方策はあるのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 先ほどもございましたけれども、アンケートからの意見をもとに、コンポスト容器の使用法説明や紹介など課題解決に取り組んでまいりたいと思います。

購入に対する補助に関しましては引き続き実施してまいります。補助対象枠の拡大などは今のところ考えてございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 補助対象枠は考えていないということでしたか、今。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） そのようにお答えいたしました。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今の台数のままでいうと、じゃ減量化にどれほど役立っているのかということ、拡大していても意味がないのではないかというふうな気もしないでもないんですが……

○議長（助川則夫君） ちょっと待って。

市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 一部不適切な発言がありましたので訂正させていただきます。補助対象枠の拡大などを考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） わかりました。拡大を考えているということですね。補助金をふやすということではないということですね。はい、わかりました。

掛川市で今、これはゴミ減量化日本一を2年連続で達成している自治体なんですけれども、実は生ゴミ処理機も発泡スチロールでできるんですね。60センチぐらいのこういう箱で簡単に。これは処理量500グラムから1キログラムなんですけど、「生ごみパックン」というのを普及させているということなので、こういったものもぜひ検討していただきたいと思います。返事は後ほどで結構でございます。

続きまして、ゴミを減らすということではいいですと資源の再資源化が非常に重要になってきますので、現在、事業所でもゴミの減量化の協力ということで、スーパー等ではインセンティブをつけて資源ゴミの回収、紙、牛乳パック、発泡スチロール、そのほかをやっております。基本的にはゴミ排出元への回収ということをやっておりますが、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

市内のスーパー等で回収される資源ゴミをスーパー等の自社ルートで売却した場合、環境センターには搬入されないの、環境センターにおける総排出量は削減につながると考えます。最寄りのステーションに排出する方法と買い物先で排出する方法と、2つの排出法があることはよいことだというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 発生元へ戻すのがゴミの減量化につながるということで、分別回収を継続していただければと思います。

もっと言えばさらに、ゴミとなるものを買わない、過剰包装は辞退するなど、今後はやっぱりリフューズですね。ゴミを出さない、受け取らない、断るということにも力を入れるべきだと考えますので、今後の減量化策に生かしていただきたいというふうに思います。

それと、この資源ゴミについては、今、各地区で子ども会さんが結成できない地区もあり、従来、資源ゴミを回収しておりましたが、できないということもありまして、資源ゴミがふえちゃって困るよということもございます。これを自治会単位で実施していただいて地域活性化に生かしてはどうか、これについてはどうお考えですか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

自治会が資源ゴミの回収に取り組むことは地域の活性化にもつながると考えますので、資源ゴミのリサイクルに向けて、まちづくり委員会を通じまして啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） やはり取り組めるところから始めていただければということで推進をお願いしたいと思います。

もう一点、資源ゴミであるはずのペットボトルキャップ、これは今、市のゴミ排出用のマニュアルによっても燃えるゴミとして出さないよというふうなうたってあります。実際には、ペットボトルキャップを集めてどこに持っていけばいいんだろうということでわからない方もいらっしゃるし、あるいはクリーンセンターではやっぱり資源ゴミとして回収をしたいというお話もされておりました。ペットボトルと一緒に排出してもらっていいよというお話もあります。また、あるいは小学校へ渡すなどの告知をすべきではないでしょうか。これについてはいかがですか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

小中学校でペットボトルのキャップを集めていることは伺っておりますが、市が回収しているペットボトルに関しましては、ラベルを剥がしてキャップを燃えるゴミとして排出する

ような案内となっております。

今後は、これまで可燃ゴミとして出されていたキャップに関しましても、資源ゴミとして排出しリサイクルできる仕組みを考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） やはり今すぐにでも、燃えるゴミではなく資源ゴミだよということは告知をしていただきたいと思います。一緒に出してもらうのか、または分別するのか、はっきり打ち出しをしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今は減量化についてお話ししていますが、最終的にはゴミゼロがやっぱり目標だろうと思いますのでゴミゼロを目標にして、既に水戸市ではごみゼロの日キャンペーンということで、年に一度、ゼロの日を設けておりますけれども、こういった運動を展開することについてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 市では、年2回の一斉清掃や分別・リサイクルの実施、「広報なか」での2カ月に一度の環境に関する特集を組むなど、実践と啓発をいたしております。他の先進的な事例を参考にしながらゴミの減量化に向けた具体的な取り組みを示し、ハードとソフトの両面から取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） まずはしっかりと、平成34年にゴミ排出量を20%削減すると、この目標を達成していただきたいと思います。これによると金額は1億円以上の節約ができますので、税収が少ない中、非常に有効になりますのでぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一点、環境課の皆さん方にはさらに仕事への情熱を燃やしていただいて、しっかりと環境クリーンセンター等の指導も含めて市民への旗振りをやっていただくと、または進捗管理をやっていただきたいというふうに切にお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、職員の人材育成についてお伺いをしてまいります。

今のお話にも通じるわけですが、那珂市は平成17年に合併をしてからちょうど10年に間もなくなろうとしております。やはり人口減少の影響は否めません。市民の方からのニーズも多様化しておりますし複雑化しております。市長ばかりでなく、職員に求められる役割や責任は増す一方でございます。

市長は常々、行政は総合サービス業であるというふうに言っております。職員と一体となり迅速に問題解決に取り組み、より高品質の行政サービスを市民の皆様提供するということであるというふうに言っておられます。この高品質のサービスを提供するためには、従来どおりの仕事しかない職員ではなく、モチベーションが高く質の高い職員の稼働があつて

初めて成り立ちます。そうしないと、持続可能な自治体として生き残りができないという状況になってしまうからでございます。

そこで、市長が就任時に描いたあるべき職員像と今を比べてどう変わったのか、また、これからの自治体経営を鑑みた場合、市長の求めている職員像はどのようなものかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

市役所は人の役に立つ人がいるところでなければいけないというふうに考えております。3年前の東日本大震災のときに職員の方は一生懸命やってくれました。本当にこれは感謝をしております。

そうしたことをまず申し上げたいと思うんですが、まず1つは、何とんでも、常に危機管理意識を持つ職員でなければならないというふうに考えております。危機を察知する鋭敏な感覚と先を見通す目を持つこととともに、危機発生時には職員をまとめて果敢な判断を下すこと。判断を下すということは非常に大切なことでありまして、迅速にまず判断を下すということが必要でありますので、そういったことができる職員でなければならないというふうに考えております。

2つ目は、信頼される職員であると思います。常に市民の立場で物事を考え、また行政の果たすべき役割を自覚し、市民と協働する職員でなければならないと考えております。

3つ目は、自立する職員であります。全体の奉仕者として熱意と使命感、そして旺盛な自己啓発意欲と目的意識を持つ職員でなければならないと思います。。

4つ目は、創造性あふれる職員であります。広い視野と先見性を持ち、市民の意識や社会の変化に柔軟かつ迅速に対応でき、そして前例主義にとらわれず個性豊かな発想と夢を持つ職員であると思っております。

やる気を出せば大体のことは実現可能だというのが私の信条でございます。自己研さんを深めて発想の転換を図り、出せる力を出し切って、自信を持ってしっかりと市民と私を支えてほしいというふうに常日ごろから職員には話をしているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 東日本大震災という未曾有の経験をされて、災害復旧という困難を職員とともに乗り切ってきたと。職員は、指示待ち型から自主決断型と積極的に行動するタイプへ変ってきたというお話だったと思います。それと、これから那珂市をしょって立つ職員像ということで今4つ挙げられました。常に危機管理意識を持っている人、信頼される職員、自立する職員、創造性あふれる職員と、加えて、熱意とやる気とベストを尽くす行動力が必要であるというふうにおっしゃっているわけですね。

理想像なんでしょうけれども、もう一つ、先ほどもちょっとお話ししましたがけれども、ベ

ーシックなところで仕事をきちっとやり切る。政策を立てて事業を進捗して、また次の施策をやっていくという、市民のためになるというか、市民の期待に応えるという部分も非常に重要ではないかなというふうに私は思っております。

今言われたその4つの人材がいれば市役所はまさに立派に機能するということになるんでしょうけれども、いかんせんこれからというお話でしたから、人材確保がやっぱりすべてキーになると思います。質のいい人材を確保する必要があるかと思えます。それには採用試験が非常に重要になってくると思います。那珂市は、一次試験については委託で実施と聞いております。採用試験はどのように行っているのか、よい人材を採用するために採用試験は従来と比べてどういうふうに変ったのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

現在、職員採用試験につきましては茨城県市長会に委託をしております。ほかの市と合同で統一試験を行っておるところでございます。

といいましても、一次試験、いわゆる教養試験の問題の作成と採点、試験会場の借り上げのみを委託しておりまして、受験申し込みの受け付け、試験当日の試験官の派遣、これは当市で行っている状況であります。さらに、論文試験の採点及び二次試験の面接につきましては、市長をはじめ副市長、教育長、企画部長、それと私とで実施し採点をしているところでございます。

次に、従来と試験のやり方も少し変えておりまして、まず1点目は、採用年齢の要件の引き上げでございます。特に民間企業で技術や経験を積んだ人物を雇うということは、即戦力であるばかりでなく、民間のコスト意識とか従来の官庁の考え方にとらわれない、民間の持つ柔軟な発想を取り入れられる点でございます。

もう1点は、一次合格者を可能な限りふやし、面接による人物の見きわめにも重きを置いている点でございます。景気の落ち込みや年齢要件の引き上げによりまして、近年、受験者数が増加しておりまして、加えて一次試験、いわゆる教養試験と論文試験により高得点をとる受験者が多くなっていることも事実でございます。一定の知識の修得状況を見た上で、面接において、実際に現場適応できるか、また将来成長する人材かなど人物評価をするということも重点に置いてやっているということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今のお答えからしますと、従来とは大きく変わっていますよというお話ですよね。教養試験で高得点をとる方がふえたということは質が高くなってきているということが言えるでしょうし、また社会人経験者も採用ということで、受験者の方がたくさんいるということも、これは年齢の条件を引き上げたということでメリットになっているのかなという気はします。

先ほど市長の言われるこれからの那珂市をしょって立つ職員像というものがございましたので、それに近い人たちを採用していくというのがやはり基本的に変ったということだろうと思います。特に将来性とか現場適応力を重視して、面接を重視してやっていますよということとはよくわかりました。

そういうことで質の高い素材を採用して今度は新人として育てていくわけですがけれども、これについては職場環境、職場の中の育て方、あるいは新規職員が5月病で退職してしまったとか、あるいは鬱病になってやめてしまう、または仕事のやりがいがないなどいろいろな職場の問題があります。これらを解決しないとせっかくのいい素材が育たないということになりますので、ぜひともそこは指導・育成、それから上司の部下職員の育成の仕方、あるいは専門職ですね、人事だとか農政だとか観光だとかいろいろありますけれども、その道のプロ、専門家育成が非常に重要になってくると思いますので、そういった方々の育成の仕方にどのように取り組んでいるのかお伺いします。短目にひとつお願いします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

今まで、市長になりまして3年間でございますけれども、新規職員を採用してまいりました。能力のある優秀な職員を獲得できたと考えております。こうした職員に磨きをかけて光らせていくことが私の使命の一つかなというふうに考えております。

長い答弁を用意しましたがけれども、簡潔にということなので要点だけを申し上げます。

まず、新採用職員の育成についてですが、今年度も4月に一週間にわたり前期新採用職員研修を行ったところでございます。後期の研修においては、10月から茨城県自治研修所において受講させる予定でおります。

次に、上司の部下育成についてであります。係長、課長補佐、課長、部長とそれぞれの役職の昇格時に県自治研修所へ派遣し、それなりの研修を行っているところでございます。

最後に、3点目の専門家、いわゆるスペシャリストの育成についてですが、現在、那珂市役所では、特殊な業務を除いてジェネラリスト的異動を行っているところであります。入庁後10年程度を経過した中堅職員については、ある程度長い期間にわたって一定の部署に配置し、その後の異動は本人の希望や上司の評価を重視しながら、本人の適性に合った部署で専門性を伸ばすことが必要ではないかと考えております。

4月の広報紙の市長コラムのところに掲載したんですが、非常に職員がやる気を出しております。昨年度、一級建築士が1名誕生しております。間もなくもう一人も誕生すると思っております。それから、大学院の社会人枠に通っている職員が今おります。土日ではありますけれども、学究生活が始まったということで、こういった事象を大変喜んでいただいております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） せっかくいい人材を採用したわけですから、しっかりと今おっしゃっていただいたようなプログラムを実施していただいて指導・育成をお願いしたいと思います。あわせて、風通しのよい職場についてもしっかりとやっていただきたい、人材開発計画に基づいて。あとはプロの養成ですね。それと、適切なローテーションもやっていただいて、適材適所の人員配置というものを今後期待しております。

昨年、私、自治体も経営感覚が必要だよというお話で、ぜひ現場体験研修を地域の中でやっていただきたいというような要請をいたしました。その後、市内の各企業、事業所さんへ職場体験実習を検討していただいているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

現場体験実習として民間企業のコスト意識やサービス精神等を学ぶことの大切さは私も十分感じているところでございます。

昨年は、礼儀や組織の命令系統の中で動くこと、また、震災後であり、自衛隊をより知ることを目的に、危機管理の最先端にあります自衛隊における研修を実施するよう指示したところでございますが、残念ながら、自衛隊につきましては先方の都合により受け入れていただくことができませんでした。

また、近年は、職員の採用年齢を引き上げたことにより社会人を経験して入庁してくる職員もふえております。今年度の研修については今のところ現場体験の予定はないようですが、これは、受講対象者に必要なものを見きわめたときに、那珂市の現状や業務に直結する知識を身につけることを優先したものと考えております。

来年度以降も、研修受講生にとって何が欠けているのか、それを補うべく研修のカリキュラムを構成していく中で現場体験実習も当然に選択肢の一つであるというふうに考えております。積極的に推進していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 積極的に推進という言葉をいただきましたので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

この質問はここで終わりにします。

次に、3番目、友好都市交流についてです。

○議長（助川則夫君） 12時になりましたけれども、残時間15分ちょっとですので延刻をさせていただきます。あらかじめご了承くださいと思います。

寺門議員、お願いします。

○2番（寺門 厚君） それでは、3つ目、友好都市交流について。

国際交流についてですけれども、今、那珂市は友好都市といえますと、国内では秋田県横手市と交流を図って相互の友好を深めております。また、海外ではオークリッジ市ですね。

国際姉妹都市ということで盟約を結んで交流をしております。

今は、日本全国どんな町でもグローバル化は当たり前というふうになっております。文化交流ばかりでなく、経済、観光、教育、行政、農業とさまざまな分野で交流が盛んに行われております。お互いの国の理解を深め、友好関係を築いていく時代となっております。

那珂市においては、国際交流協会が主体で、1990年（平成2年）、オークリッジ市と姉妹都市の盟約を結んで交流が始まりました。この主な交流活動の内容とその成果について伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

オークリッジ市との主な交流活動でございますが、国際交流協会が中心となって実施しております中学生交換交流事業、それから男女共同参画社会づくり推進のための女性の翼派遣事業、その他10周年・20周年記念事業で交流を深めているところでございます。

成果につきましては、中学生交換交流事業では、派遣された当時の生徒さん方にアンケートをしたところ、この交換交流事業に参加したことで国際的な視野が広がった、就職に役に立った等、その後の自分の人生設計に役に立ったというご意見をいただいているところでございます。

また、女性の翼派遣事業としましては、6回実施されておりますが、現在も連絡協議会を組織し、男女共同参画、ボランティア等の活動をしていただいております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 中学生交換交流事業ということと男女共同参画事業のホームステイということを中心とした交換交流活動がメインだということですよ。成果としては、グローバルな感覚、視野が広がった、就職や人生設計に役立った、体験をボランティア活動に生かせるということを挙げられております。

では、このホームステイ体験者数と、この留学経験がその後の仕事やボランティア活動に生かされている方はどれぐらいいるのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

中学生交換交流事業につきましては平成3年から平成25年で派遣生徒は204名、女性の翼派遣事業では73名、10周年と20周年記念事業の合計では27名で、合計304名の方がホームステイを経験してございます。

その後の仕事やボランティア活動に生かされている方の人数でございますが、正確には把握してございませんけれども、派遣中学生につきましては、昨年実施しましたアンケートの中では7割の方に役に立ったとの回答をいただいております。

また、女性の翼派遣事業では退会した方もいらっしゃいますが、参加者全員が女性の翼連

絡協議会に入会し、ボランティア活動等をしていただいております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 現在までに、延べ人数でいいますと304名の方が派遣されて、グローバルな視野とそれから感覚を養ったということでございますね。オークリッジ市からの留学生も受け入れておりますので、その家庭の方々も幅広いグローバルな視野を養成できたのではないかなというふうに思います。

しかしながら、そのホームステイ活動だけでいいのかといいますと、これからは姉妹都市の交流も見直す必要があるのではないかとというふうに考えます。先ほど冒頭で申しましたように、いろいろな分野、経済、観光、産業等々、そういった分野で交流が盛んになっております。

それともう一つは、今年、名誉市民称号を授与される根本 正さんが政治家になるきっかけとなったのは、アメリカのウッドストックという町、これはバーモント州でアメリカの北のほうになりますが、こちらでフレデリック・ビリングスさんという方の援助を受けて大学を卒業し、その後、政治家になって、名誉市民称号を授与されるような業績を残されたということになります。

このウッドストックとは実は那珂町の時代に、小宅さんの時代ですね、根本 正顕彰会がウッドストックに行っております。そのときにこちらの小宅町長のメッセージを持って、先方のフィリップ・スワンソンというタウンマネジャーとメッセージの交換をしております。こういうことで、那珂市とウッドストックは大変ゆかりが深いという関係にございます。

つきましては、国際姉妹都市は1カ所だけではなくて何カ所あってもいいのではないかとということで、このウッドストックと姉妹都市協定を結んで、文化交流をはじめとしているいろいろな分野、経済、観光、教育と幅広く連携をとりながらお互いが発展できればと、よきパートナーとなるべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

姉妹都市につきましては、オークリッジ市以外での検討も十分あり得るというふうに考えています。議員ご指摘のように、根本 正さんがこのたび名誉市民となり、根本 正さんともゆかりのあるウッドストック市を選択肢の一つとして考えてもよいとは思いますが、今後、そうしたことに對しまして市内で十分に調査検討を重ね判断してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ウッドストックでは根本 正さんを知る方も高齢化をしております。ぜひともこの時期に姉妹都市として交流ができますよう、検討促進をお願いいたします。

国際交流活動を広げるといっても事業資金が要る話になります。そこで資金についてでございますが、以前は国際交流基金、現在は市民活動資金というふうに名前が変わっているようですが、たしか1億円強あったように記憶してございます。今、残高はいくらあるのか、現在までにいくら使用したのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 残高の件でございますが、平成25年度末で1億7,164万1,000円でございます。なお、平成元年からこれまでに取り崩した額は4,231万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ということは現在までに4,200万円強使われていると、これはこの交換留学関係だろうと思えますけれども。残高が1億7,000万円あるということでございますが、今後はどのように活用していくのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） こうした国際交流ということと市民活動というところの両面から基金が使われているようでございますので、そうしたことで活用方法は、貴重な財源でございますので、今後、国際交流を進めるにしても市民活動を進めるにしても、適切かどうかを判断しながら予算投下を考えていきたいと、このように考えています。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 国際派遣交流事業ももう23年にもなりますので、費用的にもさらなる効果を生み出すような事業展開をぜひともお願いしたいと思えます。そういうわけで、ウッドストックとの姉妹都市協定締結も考慮に入れていただければ大変ありがたく思います。

以上でこの質問事項は終了です。

最後の質問になりますが、戸多小学校の跡地利用についてお伺いをいたします。

さる2014年4月1日より戸多小学校が芳野小学校へ統合となり、新生芳野小学校としてスタートいたしました。また、戸多学童保育所も芳野学童保育所へ統合となり、新築の保育所にて無事開所しております。

統合にあたりましては、戸多地区まちづくり委員会様をはじめ関係各位の皆様には閉校式及び記念誌の発行などに大変ご協力を賜り、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

さて、統合後の戸多小学校跡地については、昨年、私も定例会の一般質問で、地域資源を有効に使って、都会の方へ田舎暮らしの魅力とスローライフを教える体験型宿泊学習施設と地元のコミュニティセンターに使える施設にしてはどうかということで提案をさせていただいております。その後、執行部からは、地元のご要望・ご意見を伺い、どのようにするか跡地利用委員会を設置して検討するというところでございました。

そこで、統合後の4月1日以降になりますけれども、現在、戸多小学校跡地の管理はどの

ようになっているのか、また体育館、事務室、教室の建物、グラウンドはどう活用されているのかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

戸多小学校の跡地の管理につきましては、跡地利用が決定するまでの間につきましては学校教育課で管理をしております、グラウンドの除草作業を適宜行うなど適切な管理に努めているところでございます。

また、グラウンドや体育館につきましては、他の学校施設と同様の取り扱いといたしまして開放をいたしております。4月からの利用状況につきましては、グラウンドの利用は6件、体育館の利用は18件となっております。

なお、校舎につきましては、耐震の問題等もございますので、地元まちづくり委員会等に限定的に貸し出しをいたすように考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 跡地利用が決定するまでは学校教育課で管理ということになるわけですね。グラウンドや体育館は開放して、4月以降、体育館もグラウンドもこれまでどおりの利用があるということなので安心いたしました。校舎についても、限定的ではあるが貸し出しできるということなので、跡地利用が決定するまで、今までどおりに近い形で地元の方々が利用できますよう、一般への開放継続をお願いしたいものでございます。

跡地利用については、今、検討委員会というのが設置されて検討中ということでお話がありましたけれども、今後、その検討委員会はどのような活動をして、いつまでに方向性を決めていくのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 寺門議員、発言残時間3分になりました。

○2番（寺門 厚君） はい。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、昨年12月に学校跡地利活用方針庁内検討委員会等を設置して、幹事会等を下部組織に置きまして具体的な調査検討をいたしてきたところでございます。

今後につきましては、委員会及び幹事会でさらに検討を進めまして、7月上旬には利活用方針案を複数案、地元のほうにお示しをしまして地元の意見の集約を行うなど、さらには議会にも報告させていただきまして、11月までには最終利活用の方針案を決定してまいりたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 既に庁舎内に土地利用委員会ということで設置され、検討会もされて

いるということですので、ぜひ有意義に使えるように検討のほうをお願いしたいと思います。

教室、建物は耐震強化が必要ということも聞いております。費用面の検討もさることながら、戸多地区の人々の交流拠点、気軽に立ち寄り、茶飲み話ができる場所として、また情報の受発信基地として、さまざまな観点、方法からぜひ検討をお願いいたします。

来年は本米崎小学校が統合となりまして跡地利活用の検討をしなければなりません。小学校の跡地利用については、地域の伝承文化を維持しながら活性化が促進される、そういった先例としても参考となるような活用方法の決定をご期待申し上げまして、私の一般質問を終りとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告2番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩 午後 零時16分

再開 午後 1時00分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 萩 谷 俊 行 君

○議長（助川則夫君） 通告3番、萩谷俊行議員。

質問事項 1. ヨウ素剤について。2. 額田城跡の今後の整備は。

萩谷俊行議員、登壇願います。

萩谷議員。

[9番 萩谷俊行君 登壇]

○9番（萩谷俊行君） 議席番号9番、新政会の萩谷俊行でございます。

通告に従いまして2つの質問をいたします。

最初に、ヨウ素剤についてですけれども、正しくは安定ヨウ素剤ということですので、安定ヨウ素剤ということで質問していきたいと思っております。

福島第一原発の事故から3年余りが経過したわけでございますけれども、福島事故のように原子力発電所に大きな事故が起こりますと、さまざまな放射性物質を環境中に放出することになります。その中でも放射性ヨウ素は、呼吸や飲食物を通じて人体に取り込まれると甲状腺に集積をしまして、放射性被曝の影響により、数年から数十年後に甲状腺がんなどを発症させる可能性があると言われております。

安定ヨウ素剤は、事前に服用することによりこの甲状腺被曝を低減することができる薬剤と聞いておりますが、この安定ヨウ素剤についてお伺いしたいと思います。

まず、現在、那珂市で保管している安定ヨウ素剤の数量はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答えいたします。

当市では、安定ヨウ素剤を丸薬として4万錠、また内服液に調製する粉薬として500グラムを保管している状況でございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 現在、那珂市民の人口は大体5万6,000人弱くらいですよ。これを単純に考えても、4万錠、内服液は500グラムと今答弁がありましたけれども、どう考えても足りないのかなという気がしますが、いかがでしょうか。現在保管しています数量で那珂市市民全員が賄えるかどうかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答えします。

現在、当市が保管している安定ヨウ素剤でございますけれども、40歳未満分として保管しているものでございます。

なお、服用対象が見直しになりましたので、新たに服用対象となった40歳以上につきましては今年度中に茨城県が購入することとなっておりますので、年度内には市民全員の分が確保できる予定でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） ご答弁ありがとうございます。

今の安定ヨウ素剤の数量につきましてはわかったわけでございますけれども、では次に安定ヨウ素剤の保管についてお伺いいたします。それでは、4万錠余りの安定ヨウ素剤は現在どこでどのように保管しているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答えいたします。

保管場所でございますが、市役所本庁に丸薬として2万錠、保健センターに丸薬として2万錠、そして、先ほど言いました内服液に調製する粉薬として500グラムを施錠しましたロッカー内で保管しているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 先ほどの答弁ですけれども、今年度中に必要な量が確保できる見込み

ということですが、追加分を含め、現在の市役所本庁舎と保健センターの2カ所で備蓄しているということですが、万が一事故が起きたときに配付がスムーズにできないのではないかと、こう思うわけでございます。

そこで伺いますが、保管場所を現在の2カ所から、例えば各地区、8つありますけれども、または、菅谷の2カ所に今保管されているわけですが、9カ所くらいに分散してはどうか伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答えいたします。

保管場所につきましては、緊急時に速やかに取り出し配付できる場所が必要であります。そのために、避難経路付近の公共施設や学校なども含めて、現在、避難計画の中で検討しているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） わかりました。これは十分に検討していただきまして適切な場所に保管することをお願いいたします。

最後に、薬剤師さんとの関係についてお伺いいたします。原子力災害が発生しまして安定ヨウ素剤の配付が必要になった場合、薬剤師さんはどのようにこれにかかわっていくのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答えいたします。

安定ヨウ素剤を緊急時に配付する場合は、先ほど言いました幼児用の内服液の調製を含めて薬剤師との連携は不可欠でございます。今後は、薬剤師と連携できる態勢づくりを図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） ありがとうございます。

冒頭にも申し上げたわけですが、安定ヨウ素剤は、限定的であります。放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝を低減することができる唯一の薬剤ですので、備蓄場所などについては十分検討を重ねていただいて、原子力災害時には迅速、また的確に配付ができる態勢の整備をお願いして、私の安定ヨウ素剤の質問を終了いたします。

続きまして、額田城跡の今後の整備はということの質問に入ります。

額田地区は、額田城跡のほかにも数々の神社・仏閣など、貴重な歴史遺産が数多く存在している地区でございます。昨年、奥州の大名伊達政宗から額田城主小野崎昭通への密書が発見されたほか、最近、新たな歴史資料などが見つかっており、額田城跡への関心がだんだん高まっているというところでございます。

それで、この「常陽芸文」の今年の4月号に「旧棚倉街道の要衝・額田に行く」というのが載りました。11ページにわたって載ったわけですがけれども、その最後に、海野市長がこの取材に対して、インタビューに対して答えた記事が載っております。少し割愛しまして、そのコメントを少し読み上げながらちょっとお話ししたいと思います。

まず、歴史遺産が数多く存在する額田地区は市にとっても大きな財産ともいえる地区です。人々の歴史への関心が近年高まっている中、この地区を貴重な観光・歴史資源として後世に残すことは市長としての使命と感じており、今後、段階的に整備を進めていきます。来訪者のための交通手段や大型バスにも対応できる駐車場の整備なども、地域や民間の力をおかりしながら整備促進していきたいと考えております。

少し飛ばして次の項にいきますけれども、そしてまた額田城跡の敷地は私有地となっており、多くは森林化しています。一部は地元保存会が中心となって保存管理に努め、市でも平成23年度に額田城跡保存管理計画を策定し、森林伐採や遊歩道整備などを進めてきましたが、全体的な整備には至っていないのが現状です。将来的には城跡公園的なものとして、市民をはじめ観光客にも来ていただけるようにしていきたいというのが私の考えですということで海野市長がコメントされております。

そこでまず、伊達政宗の密書や「額田城陥落の記」、これは陥没記らしいんですけどもどちらが正しいのか、「陥没」と書いてあるらしいんですけども、とりあえず「陥落の記」ということで、それなどの歴史資料が新たに見つかり額田城跡が県内外で注目されているところです。額田城跡への来訪者や歴史資料館で展示されましたけれども、そのときの来館者はどのような状況になっていたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

額田城跡への来訪者につきましては、具体的な人数は把握してございませんけれども、伊達政宗からの密書が見つかったからは県内外から注目され、かなり的人数の方が訪れているようでございます。また、大型バスで来訪されたことも何度かあったようでございます。また、間伐や遊歩道の整備がされてからは、地域の方の日常的な散策もふえているようでございます。

民俗資料館の来館者につきましても、伊達政宗からの密書の特別展を昨年4月から5月にかけて2週間行いました。この間、約4,000人と今までにない来館者がございました。

額田城陥没の記、こちらにつきましては、発見された資料からは先ほど議員がおっしゃるように「陥落」の間違いかと思えますけれども、「陥没」というような読み取りができるものでございます。こちらにつきましては、昨年12月、額田地区の民家から見つかったものでございます。6月から8月末までの予定で展示を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） ありがとうございます。

これは2週間で4,000人、約1日300人。今までいろんな展示をしてきたとは思いますが、今までにない来館者がございましたと今答弁があったわけですけれども、通常の展示会となった場合、大体どのくらいが普通でしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

展示内容によっても異なるかと思えますけれども、数百単位ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） そうしますと、伊達政宗の密書ということで、県内外の方が多いと思うんですが、関心は相当高かったのかなと思います。先ほど冒頭にお話ししましたけれども、海野市長がコメントしたように、そのくらい大切な遺産だということなのかなと感じております。

続いて、今後の額田城跡について、現状のまま城跡として保存・管理していくのか。また、先ほど市長がコメントされたように城跡公園的なものとして、市民の憩いの場として整備をするのか、市としての考えを伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

額田城跡につきましては、平成10年に本丸、二の丸跡、堀、土塁を含めまして7.6ヘクタールを町指定文化財として指定しまして、額田地区の保存会をはじめとする地域の方々あるいはボランティアの方々のご協力によりまして、伐採あるいは草取り、遊歩道等を整備してきたところでございます。また、平成24・25年度におきましては、身近なみどり整備推進事業を活用いたしまして、遊歩道の整備、森林の間伐、ベンチや案内板等の整備をしてまいったところでございます。

今後も、額田城跡保存管理計画に基づきまして、城跡の自然を重要な資源として、地域の方々のご協力をいただきながら、緑を生かした散策のできる歴史的な自然公園として保存・整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） 今答弁の中であったように、城跡保存会の方々が約10年、いろんな整備にかかわってご苦労なさってきたわけです。こんなことを言っただけで城跡保存会の方に失礼なんですけれども、やっぱり10年たちますと例えば60歳で入った方は70にはなる。といいますと、67歳で入った方は当然それ以上になるということで、大変高齢化してきているのかなと感じています。整備も大変ご苦労されているということですので、今後ともいろいろあ

と思います。

それで、先ほど答弁の中で、歴史的な自然公園として整備・保存をしていきたいとの答弁がありました。文化財指定区域だけでも7.6ヘクタールと大きなエリアとなりますということですが、歴史的な自然公園とはいえ、来訪者や地域の方にゆっくり楽しんでいただくためには、当然トイレまたは休憩所の設置はどうしても不可欠ではないのかなと考えるわけです。今後、具体的な整備計画を作成するわけですが、29年度ですか、これは今の計画が終って次の年からということでしょうか、そのときにはぜひとも計画の中に休憩所、そしてまたトイレをぜひ加えていただきたいと考えております。

先ほどありました保存計画作成はいつごろするかわかりませんが、ぜひともその前に、特に今困っていることがあるわけですね。水道がないために、保存会の方がポリ容器みたいなもので水を持って行って草花等に水をまいたりとか、いろんなご苦労をされているわけですので、そういうことも含めて、できれば29年度内にせめて水道の設置をお願いしたいと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

現在の額田城保存管理計画におきましては、5年間の計画ということでございまして、平成29年3月までの計画となっております。ただいま議員のほうから、水道の件とトイレや休憩所等のお話があったかと思っております。こちらも含めまして、その後の計画策定の中で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） ぜひともこれは入れていただいて、また先ほど言ったように水道は一日も早い設置をしていただければありがたいなと思っております。

最後に、額田城跡につきましては県内外から注目をされているわけですが、市長も、額田地区は歴史遺産が数多く存在し、後世に残すことは市長としての使命と感じ、額田城跡も城址公園的なものとして観光客にも来ていただきたいと、こうコメントされております。額田地区のまちづくりや活性化につながるような整備をしていただきたいと要望するわけですが、また額田以外にも、私は行ったことはないんですが、木崎、戸多、瓜連に城跡があるということで、この4地区をひとつ組み合わせながら、一つの観光的なことでもいいですが、人を呼んでいただいて、そういう4つの組み合わせもどうかと思います。そこで市長の所見をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

振り返ってみますと、身近なみどり整備推進事業というのがありまして、これは10分の10で、市のほうでも多少持ち出すんですけれども、その事業である地域の間伐とかそういっ

たものを進めてきました。その後で伊達政宗の起請文が出たり、それから陥没記ですか、そういうものが400年くらいの歳月を経て表に出てきたということは、これは何かの、何と言うんでしょうね、神がかり的なものではないかなというふうに思っております。これはひとえに、地元の方々の熱意が天に通じたものではないかなというふうに思っております。

私としましても、「常陽芸文」であんなにたくさんのページ数を費やして取り上げていただいたことに深く感謝をしております。

「常陽芸文」でコメントをいたしましたけれども、そのとおりでございます。額田地区は歴史的遺産が数多く存在しております。市にとっても大きな財産であり、貴重な観光・歴史資源として後世に残すことは市長としての、また今ある首長としての責務ではないかというふうに考えております。ただいま萩谷議員のほうからご指摘がありましたように、額田地区のまちづくりや活性化につながる整備をしていきたいというふうに考えております。

また、広域的にというお話もありました。城郭等に関する調査も来年、今年度かな、一応事業化しておりますので、その中で那珂市全体で古城を中心とした活性化を図ればというふうに考えております。

いずれにしましても、この那珂台地の中で最大規模の額田城を壊すことなく後世に伝えていくということは今ある私たちの責務と考えておりますので、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 萩谷議員。

○9番（萩谷俊行君） ありがとうございます。

最後に、私見ですけれども、城跡の保存会の皆さん、そしてまたまちづくり委員会を中心として自治会の皆さんが整備とか保存にこれからかかわっていけば一番いいのかなと私なりに考えております。これは地域の皆さんと話し合っ、また整備計画とかができてそれに沿った形でやっていけばいいのかなとも考えております。きょうはありがとうございました。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告3番、萩谷俊行議員の質問を終わります。

◇ 武 藤 博 光 君

○議長（助川則夫君） 続いて、通告4番、武藤博光議員。

質問事項 1. コミュニティ広場の設置について。2. 額田城跡の土地の市有化について。3. バスターミナルと物産センターの計画を。

武藤博光議員、登壇願います。

武藤議員。

[14番 武藤博光君 登壇]

○14番（武藤博光君） 14番、武藤博光でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。先ほどの額田城はちょっとダブってしまいますけれども、別の観点からお伺いしていきたいというふうに考えております。

まず最初に、コミュニティ広場の設置ということなんですけれども、これはつい先日、額田のまちづくり委員会が行われまして、総会がありました。その席に残念ながら市長は別の用件で参加できなくて秋山市民生活部長がおいでになっていたわけでございますけれども、このときに額田のまちづくり委員長から、額田にはよいものと悪いものがあると。その悪いもののほうが私も非常に気にかかって何を言われるのかなと気にしてはいたんですけれども、いわゆるみんなが集える広場がないということをおっしゃっていただきました。その脇に秋山部長も萩谷議員もいたわけなんですけれども、これはこの際、前向きなことで考えようではないかというようなお話を内々話していたわけではございますけれども、やはりこれからコミュニティ広場もしくはスポーツ広場というのが非常に重要になってくるのではなかろうかというふうに私は思っているわけでございます。

つい先日、那珂市のスポーツ振興基本計画の改定があって、教育委員会のほうから私どもに提出があったわけでありまして、平成31年に国民体育大会が茨城県で行われ、平成32年には東京オリンピックとパラリンピックが行われるということで、非常にスポーツへの関心というのが高まっているわけでありまして。そして、競技の向上はもとより、健康管理的な運動、そして多くの人々に夢や感動、生きがいを与えるなど、地域の社会形成にも貢献していこうというような趣旨でもって、世代間交流の促進など、地域コミュニティ活動の醸成にも貢献するようなことが概要としてうたわれているわけでございます。

それによると、スポーツ施設を使うというのが最も手短なわけなんですけれども、今、市内のスポーツ施設を数えてみますと、笠松運動公園、そして戸多にある那珂総合公園、ふれあいの森公園、神崎グラウンド、瓜連体育館等があるわけでありまして、このようなスポーツ施設を使って住民の方は健康の維持管理やコミュニティ活動をしておられるわけでございます。

その中でも特筆すべきはウォーキングとか、あとグラウンドゴルフ等が盛んに行われておりまして、私どもの額田地区は、私は額田第1自治会に属しているんですけれども、今、週1回のペースでもってグラウンドゴルフ等を行っているのが現状であります。しかしながら、いざグラウンドゴルフをしようと思ってもこの額田地区には場所がないわけでありまして、そのあたりで非常に不便を強いられているのが現状であります。

そこで市民生活部長にお伺いしますけれども、コミュニティ広場もしくは運動公園、このようなことについてどのような所見でおられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

コミュニティ広場の設置要望というご質問でございますが、議員ご指摘のように、額田地区におきましては広場、公園等が少なく、コミュニティ広場、運動施設の必要性は十分認識しているところでございます。

ただ、これまでコミュニティ広場と称する運動広場を市が整備したことは市内にはございませんで、初めてのケースでございます。そういったことから、他地区の市民活動支援施設の整備状況を踏まえながら、額田まちづくり委員会とも十分協議しながら支援内容等について詰めていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 他地区の整備状況とあるんですけれども、額田はご承知のとおり四方を坂に囲まれておりまして、どこへ行くのにも坂を下ってまた上らなくてはならないと。高齢の方が自分の力で行くのには困難な場所でありまして、やはり何か災害とかがあった場合のことも考慮すると、歩いていける場所もしくは自転車等で行けるところに何かしらの公益的な施設がほしいと、このような強い希望を多くの方が持っているわけでございますけれども、現実的にコミュニティ広場というのがどこにいつごろという、具体的なものは今のところどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

今後そういったものを整備していきたいという要望でございますので、先ほどもお答えしましたように、内容精査を地元のまちづくり委員会と協議を重ねながら詰めていく、あるいはそういったことの財政的な裏づけ、支援、そういったものも総合的に考えていくということが必要ですので、すぐここにということではありませんが検討して進めていきたいというふうには考えています。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） このような施設はまちづくり委員会、そしてあと教育の観点からも非常に重要なというふうに思っているわけでありまして、やはり生涯学習、スポーツ振興、多くの方が、老若男女が集えるようなコミュニティをつくっていききたいと、これはコミュニティスクールというまた新たな分野でも広がりを持てるかと思えます。やはりこれからはこのような形でもって、先ほど述べましたようなことに加え、災害、そしていざというときの緊急避難的な場所という観点からも早い段階での検討、そして設置というものを要望していきたい。同じような観点から額田まちづくり委員会としても要望等を強くしておりますので、この点を私としてもお願いしまして、この項を終わりたいと思います。

続きまして、額田城跡の土地の市有化について、1つは、民地が多いため市有化を望む、2つとして、駐車場の設置についてという観点に移りたいと思います。

お手元に配付してありますのが額田城の起請文です。この起請文が出てまいったのが、ついこの間の地震のときですね、東日本大震災のときにひたちなか市のほうからこれが出てきたわけでありまして、現物をごらんになった方も、そしてこのような文書でお目にかかる方も多いかと思えますけれども、若干の説明をさせていただいてまだ見ていない方へのご説明もさせていただきたいと思えます。

これは、豊臣秀吉、1587年ごろ、天下統一のころの話なんですけれども、奥州では伊達政宗が南下政策をしていたわけで、どんどん福島もしくは茨城のほうに勢力を伸ばして、自分の領地をどんどん広めていこうとしたときのころのお話でございまして、当時の伊達政宗が額田城の小野崎氏に密書を送ったのがこれでございます。

当時、額田は小野崎氏が支配をしていたわけでありましてけれども、水戸地区には江戸氏、そして太田地区には佐竹氏と、このような二方の有力戦国武将がおりまして、その方たちと一時は和睦をしたんですけれども、その後またおかしくなってきたわけでございます。そのころに政宗が、佐竹氏もしくは江戸氏となんらかの戦いがあれば、いざというときには自分のほうに、政宗のほうに来れば身を保証しますと、このような密書が出てきたわけでございます。

本来であれば、佐竹氏、小野崎氏、江戸氏というようにこの常陸の国あたりが和睦でも一つになればいいんですけれども、そこに触手を伸ばしてそこをめっちゃめっちゃにしようと、そのような策略が書かれているのがこの文書でございまして、この文書は単なる文書ではなくて、梵天、帝釈、四大天王に固く誓ってこの約束を守るといふ、血判のある非常に重きのある文書でございます。

結果的に額田城は陥落してしまうわけでありまして、佐竹氏に滅ぼされてしまうわけでありましてけれども、小野崎昭通は仙台に逃れ、向こうでいつとき身をかくまわれて、その後水戸に戻ってきて余生を過ごしたと。このようなことでもって額田城は最終的に陥落し、そしてまた小野崎昭通は落ち延びていったわけでございます。

このような文書が出てきて、そして先ほども市長がおっしゃっていましたがけれども、なぜ今ごろ400年前のものが出てくるのかということ、やっぱり地元の人々の気持ちが天に通じたと、まさにこれに尽きるのかなと私も思いました。つい先日は、同じ額田北郷の民家から「額田陥落の記」という別の文書が出てきて、5月3日に那珂中央公民館で中田館長さんが講演した際も非常に多くの参加者があつたと、150名を上回るような参加者でとても会場に入り切れなかったと、このような非常に高い人気の講演会があつたわけでございます。

このような観点からいきまして、やはり額田城跡というのを今後どのように進めるのか。先ほども萩谷議員のほうから詳しくお話はあつたと思えますけれども、この額田城というのをどのような感じにしていくのかということの一つとして、まず市有地としてある程度臨むべきなのかなというふうに思っておるわけでございます。現時点ではほとんどが民有地であり、今後、保存・整備していく上では文化財指定区域に全体としてが望ましいのですが、

当面は主郭となる本丸だけでも段階的に市有化してはどうかと、このように思うわけでございます。いかがお考えでしょうかお伺いたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

額田城跡の文化財指定区域は、先ほどもご答弁いたしましたけれども、7.6ヘクタールございます。道路等の長狭物を除く土地は民有地となっております。保存・管理にあたりましては、土地の所有者の承諾をいただきまして、地域の方々のご協力をいただきながら間伐や下草刈り、遊歩道の整備等を行ってまいりました。

議員ご紹介のように、伊達政宗からの密書や「額田城陥落の記」など新しい歴史資料も見つかり、また額田氏の系譜につきましても最近公表ができるようになってございます。県内はもとより全国的にも注目がされてきてございます。

額田城跡は、中世の城跡として貴重な歴史資産であり新たな歴史資料も見つかっていることから、将来的には、発掘調査等の学術調査を実施いたしまして、市としてのしっかりとした保存・管理が必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） しっかりとした保存・管理が必要ということでございます。本来、平成24年3月に策定した計画と、そしてまた平成26年の現時点では、額田城跡に対する注目度、またいろんな古文書の発見等で非常に歴史的な見方が変わっているわけでございます。それにつきまして、今後、具体的にはどのような感じで市有化が進められていくのか、その道筋についてお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） この市有化につきましては、過去何回かの一般質問等でも質問があった、あるいは回答をさせていただいている経緯がございます。

そういった中で、今後のいわゆる公有地化については、町の文化財指定から3年が経過した後には、一つの基準として県の指定文化財を受ける権利があるんですけども、その中で過日、県のほうとも協議をした結果、その資料の中でまだ不足する部分が多々あるということで、県の指定を受けるまでの十分な資料が整っていないという状況でございます。

そういったこともございまして、今後、市としては県の指定文化財としての認定を受けられるように進めていきたいという考えは持っております。そういった中で、将来的に用地の買収あるいは環境整備、その辺なども必要になってくるのかなということでは考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 今、部長のほうから、将来的には土地の市有化、買収というような

答弁が出て非常にありがたく思っているわけでございます。

つい先日、額田の有力な方が市長とお話ししましたところ、市長はその方に、内々なんでもしょうけれども、額田城は本丸あたりを中心に買っていく方向性であるというような話を聞いたわけでありまして、そのあたりの観点を市長からこの場でお披露目頂ければ、地元の方も来ておりますので非常に方向性が見えるかなというふうに思いますので、市長の答弁をできればお願いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

これは一番問題点なのは財源なんですね。ですから、その財源のほうをしっかりと確保できるかどうか、その辺も検討しながら、先ほど萩谷議員のほうに答弁しましたように、大変重要な遺産であると考えておりますので、しっかりと保護できるような形で取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（助川則夫君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） やはり貴重な歴史的遺産でありますので、市長が述べられたとおり、将来的には市有地、買収、そしてまた市としてのさまざまな環境整備、そしてまた県の指定等を行っていただければ地元としてもありがたいと、このようなことでございますので、ぜひとも市有化を望むわけでございます。

元来、この額田城というのは、平成元年のときにふるさと創生事業という、当時竹下 登総理大臣が各自治体に1億円をまきまして、それを何に使ってもよいという非常に豪快な政策があったわけです。当時の浅川町長は、アメリカのオークリッジ市との国際交流というふうなことで那珂市として決定したわけでありまして、そのときに額田城跡の保存というのも挙がっていたわけでございます。

当時、私は額田城跡の保存というところで積極的な推進をと言ったんですけれども、あれから26年がたちまして、そのふるさと創生資金は使われなかったんですけれども、何とかここまで額田城が多くの方々に認知され、そしてまた散策者がふえてきたということで非常に方向性としては前進しているのかなと思いますけれども、やはり多くの方がここに来られるためにも環境整備、そしてまたゴミの対策等もありますので、今後とも積極的な市としての支援をお願いしたいと、このように思うわけでありまして。

続きまして、そこに来場する方は、今のところ普通の自家用車等で来る方も多いんですけれども、自家用車の場合は額田の学童保育所前とか交流センター等があるわけでありまして、この伊達政宗の密書発見以降、県内外からの来訪者が非常にふえているわけでありまして、駐車場の整備をお願いしたいというわけでございます。

昨年、私も駐車場の整備等をお願いしたんですけれども、そのときはまだちょっと具体的な話は聞けなかったんですけれども、今回は方向性が出ているのかお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

大型バス等の駐車場につきましては、地区交流センターに駐車したこともあるようでございますけれども、出入り口の危険性、あるいは交流センター利用の方の駐車スペースがなくなるというようなお話も聞いているところでございます。そういった観点から、早急に駐車場の場所の確保を考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 前回質問した際は、額田の十文字に地区の公民館があるわけでありまして、あそこは那珂市の土地でありまして、あのあたりがどうなのかなというようなことを尋ねたことがあるんですけども、そのあたりの検討についてはいかがでしょうかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、公民館の敷地につきましては市が管理しております。こちらにつきましては市の管財のほうと調整をしているところでございます。また、額田第2自治会の方々の公民館としてあるいはその駐車場として利用しているということもございますので、今後そちらのほうも調整を図っていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、公民館の敷地のほうに大型バスがとめられる方向で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 今、部長のほうから額田十文字にある中央公民館のところを駐車場整備ということで、非常に前向きな答弁だと思います。ありがとうございます。去年はまだ流動的だったんですけども、やはり一歩前進、二歩前進ということで非常にありがたいと思っておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

その次に、3番目、バスターミナルと物産センターの計画をということでございます。

これは2月、新政会という会派で千葉県に視察に行ったわけでございます。この視察の際に、バスターミナルが市原市にあるわけでありまして、この市原市のバスターミナルは圏央道の中心的な場所に位置しておりまして、多くの方がそこのバスを使って、東京とか成田方向に行くと、そのようなターミナルであるわけでございます。

正式名称は市原鶴舞バスターミナルといいまして、平成25年4月27日に圏央道の市原鶴舞インターチェンジの開通にあわせて併用されて、1年がたつというわけでございます。この事業総工費が2億3,400万円かかったということで、うち国のほうから6,400万円ほど出ているというわけで、決して市単独で行ったものではないというターミナルでございます。

このバスターミナルというのは、今、地球温暖化とか交通安全、渋滞の緩和等の観点から整備されているわけでありましてけれども、那珂市におきましても以前、那珂インター周辺開発整備計画というのがありました。その後、いつの間にか立ち消えになってしまったと思うんですけども、この那珂インター周辺は非常に立地もよいと思いますが、このあたりの計画は現在どうなっているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

議員ご指摘の那珂 I C の周辺開発の整備計画の件でございますが、平成 3 年 3 月に那珂 I C 周辺地区整備基本計画を策定いたしましたところでございます。策定されました内容等を簡単に申し上げますと、那珂 I C の北部 24.3 ヘクタール、南部 34.1 ヘクタールの合計 58.4 ヘクタールを区域といたしまして、流通機能を中心とした複合開発の整備構想であったというふうに認識をしております。

その後、経済情勢の変化等によりまして事業化の見通しが立たないまま過ぎたわけでございますけれども、平成 9 年 8 月に、地元の方、それから学識経験者、行政職員から成ります那珂 I C 周辺地区開発検討委員会を設置しまして、対象地区の開発制約条件の整理、さらには整備・開発のあり方等を検討した経緯がございます。その結果、開発にあたっての制約、それから事業主体等の問題等から、平成 11 年 3 月に当時の那珂町に提言がありまして、一時凍結をするという形の結論を見たところでございます。

しかし、那珂 I C 周辺につきましては、現在においても、自動車で参りますと那珂市の玄関口であるということに位置づけがされるということもあります。那珂市域における開発可能性を持ったエリアであることについては間違いのないところではございます。そういったことを踏まえまして、社会経済情勢は企業誘致に対しまして非常に厳しい状況ではございますが、民間の開発等について引き続き市としても情報収集等をして、開発の可能性等について探ってまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 武藤議員。

○14 番（武藤博光君） 今のところ、さまざまな観点から非常に難しいというような話なんですけれども、このようなバスターミナルというのは単独事業ではなくて、先ほども述べましたように国庫補助が 3 分の 1 と、このような補助の対象となるものであります。そういう観点からしまして、やはり交通の要衝として那珂 I C 周辺というのを、今後、ターミナルもしくは物産センター等を続けながら開発できればよろしいのかなというふうに思っております。

現在、あの周辺に、バスターミナルというよりも J R と茨城交通のバス乗り場がありますけれども、そのあたりの利用状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在、那珂 I C 入り口付近におきましては、高速バスの運行事業者であります茨城交通のほうで駐車場を整備してございます。収容台数は120台ということで聞いてございます。1日平均大体38台ぐらい、40台弱ぐらいの駐車台数だということで茨城交通のほうからはお聞きしてございます。ということで、現在の状況といたしましては、休日にはかなり台数が混み合いますけれども、それ以外の平日等につきましてはかなり余裕があるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） このバスターミナルというのは、市原鶴舞のバスターミナルを見ていきますと、多目的広場や待合所、あと物産センターというのもその周辺にあるということで、ある意味、道の駅的な役割も兼ねるのではなかろうかなというふうに思っているわけがあります。物産センターというよりも、道の駅計画が2年前に瓜連地区であったわけでありましてけれども、やはり地域の産物、いわゆる農作物を出荷して多くのお客様に提供すると、このような物産センターというのを市独自として考えられるか、もしくはJAとかと一緒にジョイントして組むとかという計画もあると思いますけれども、そのあたりの可能性についてはいかがでしょうかお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

隣接市町村の状況を見ますと、国道118号線の常陸大宮市岩崎地内に道の駅が平成27年度に建設され、また国道349号線バイパス沿いの常陸太田市下河合町にも、直売所、加工所、レストランが併設される複合型交流拠点施設が平成28年度にオープンする予定となっております。

また、市内製品の販売を行っております農産物直売所の状況を見ますと、売り上げが減少している直売所が多く見られまして、直売所経営の厳しさが増しておるところでございます。

議員よりご提案されました市内に物産センターを建設した場合でございますけれども、これらの施設や市内の既存の直売所と競合することになりまして、健全経営を維持することは難しいものと考えております。

それらのことから、既存の直売所やアンテナショップとの連携を図りまして、加えて、先ほど申しました新たに建設される常陸太田市の道の駅や常陸太田市の複合型拠点施設での市内製品販売の可能性を探ることで、販路の拡充に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 南房総市という市が千葉県房総半島の先にあるわけでありましてけれども、これは道の駅が非常にたくさんあるところでありまして、なぜこのようにたくさんあ

るかという、もともといくつかの市町村が独自に持っていて、それらが市としてまとまったのでふえてしまったというような話を聞き、8カ所もあるという、非常に道の駅が豊富にあるという地域であります。このように、やっぱり地域と連携しながら地域の特産物というものを多くの人に提供していただければよろしいのかなというふうに思っております。この物産センターというものの可能性も探りながら、今後、市独自の産物を提供していただければありがたいなというふうに思っております。

以上3点で私の一般質問を終りとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告4番、武藤博光議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時15分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（助川則夫君） 通告5番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 産業の活性化について。2. 空き家対策について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔15番 遠藤 実君 登壇〕

○15番（遠藤 実君） 議席番号15番、遠藤 実です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1つ目のテーマ、産業の活性化についてでございます。

昨年の一般質問において、農商工連携のさらなる推進をテーマにさまざまに検証をさせていただきました。これからいかに那珂市が産業を活性化させて、何を売りにして取り組んでいくのか明確にしていかなければなりません。

その一つの連携策として、市内外に大きな波及効果がある産業祭をぜひ実施して大々的にPRしていただきたいと訴えました。当時の部長も大変有効であると答弁され、市長にも、連携し一体化してやればかなり大きな効果があるのではないかと、関係機関に強力に働きかけていきますと答弁していただきました。

さらには、秋に収穫祭と産業祭を込めて一体で行うという方向で働きかけをしていきたい

とまで具体的にお話をいただきましたが、その後、新年度の予算書を見てもそういう方向性が見当たらない。そして、関係者からも産業祭に関する話を一向に聞かない。一体その後どうなってしまったのかと強く感じるものですから今回取り上げました。

産業祭に向けての取り組みはどのようにしているのか。いや、まずその前に、産業祭を行う意思はあるのかどうか再度この質問で確認したいと思います。

ではその前に、前回、那珂市の農業に関して全般的に検証した際、農作物は少量多品目で銘柄産地指定のために、必要な面積確保ができる作物に特化することが那珂市の場合には困難だと、また農業者の高齢化、後継者不足による遊休農地が目立つ現状だと、そして課題は農地の集約、後継者の確保と特産品の育成・開発ということでございました。

前回の打ち合わせで実感したことは、那珂市の温暖な気候、優良な地形、災害の少ない土地柄を生かし切れず現状に至ったことは、農業に関する政策がなかなかうまく機能していなかったことであること、そして那珂市の農業はこれで生き残っていくという骨太の方針を出して、そこに予算と人材を集中投下してこられなかったことが現状を招いているということがあります。

そのため、方針決定のため、今からでもJAや県の農業改良普及センターなど関係団体と協議をして方針を練り上げ決定していただきたいと前回申し上げ、そうしていくという答弁でございましたが、その後、協議はされたのか、そしてどのような方針に決定をしたのか伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

JA、普及センターとの協議につきましては、これまでも協議を進めてきたところではございますが、今年の8月にJAひたちなかと県北地区の4農協が合併をいたしますので、合併後に改めまして方向性、方針等を協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） JAの合併という事情はあったでしょうけれども、これはまず市が本気になって、那珂市の農業が今後どうあるべきかというのを考えていかなければなりません。

さらに、その話し合いの形態として、後継者クラブのような若い方、新規就農者、また、後で申し上げますが、6次産業化認定者のような方を交えた那珂市の農業活性化についての会議というものをぜひつくっていただきたいとも申し上げ、そのような場については前向きに考えたいと答弁をいただいておりますけれども、これはその後どうなっていますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

認定農業者につきましては那珂市認定農業者等連絡会、農業後継者につきましては那珂市農業後継者クラブで総会あるいは役員会、定例会等を開催しておりますので、参加者は相互交流を図りつつ、みずからが経営改善に対する意欲を高めながら地域農業の担い手として情報交換が行われているものと認識しております。

また、25年度には、市独自の事業といたしまして、元気ナカむらづくり塾で、地域の代表者や農業者を対象といたしまして7回の話し合いを行っております。

市といたしましても、そのような中から那珂市の農業についていろいろな方々のご意見を伺っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） では、そういった現場の声をしっかりと吸収して議論をして、今後の対策をとっていただきたいと思います。

では続きまして、前回、後継者の方々からの雇用の窓口をつくっていただきたいという声を紹介しまして取り組みを促しましたところ、答弁としては、シルバー人材センターで実績があり紹介をしていきたいということでございましたが、実態はどのようなものでございますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

平成25年度、先ほど議員からもお話がありましたシルバー人材センターの利用状況につきましては、農作業の多い時期の短期間の労働について、例えばブドウ園のブドウの房詰め作業、あるいはジャガイモの収穫作業等をお願いしたいという要望がございまして、実施されております。また、今年の4月におきましては、アスパラの収穫作業の要望がございまして実施したと伺っております。

現状では、毎年決まった方々がシルバー人材センターを活用されているということですので、相談があればぜひ市といたしましても紹介をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） それが現場の実態に合うというものであればお役に立てているということで結構かなと思います。しかし、農業の現場にはおそらくさらなる要望があるというふうに思いますので、さらに人材を手当てする手段、仕組みといったものを考えていただきたいと申し上げます。

といいますのも、これからの農業を考える上で、昨年来、国際的な会議の場で交渉が続いているTPP問題を避けて通るわけにはまいりません。昨年に比べますといろいろなものが見えてきたというふうにも思いますが、その中で、農業に関する情報については決してよいものばかりではなく厳しいものがあるというふうに感じております。このまま関税率引き下げ

が決定しますと国内の農業は壊滅的な打撃を受けるとまで言われておりますけれども、市ではこのTPPの影響をどのように考えていますか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

TPPにつきましては、政府間での交渉が現在続いている段階でございます。ご承知のようにまだ先が見えない状態でございます。現在の関税率を引き下げる等の案を提示されているとの報道がありまして、農産物等は輸入品との価格面で競争力が低下することが予想されております。少なくとも本市の農業についても影響は大きいものと考えられ、今後の政府の動向や情報を注視すべきと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） まさにこれからが交渉の山場かなというふうに思いますので、私も注視していきたいと思います。それとは別にといいか、それだからこそ、今後いかに生き残っていくかというのをさらに真剣に考えていかなければならないというふうに思います。その切り口の一つとして、前回、6次産業化というものを取り上げました。

6次産業化、いわゆる生産・加工・販売を一体的に取り組むシステムでございますけれども、現在、市ではこの6次産業化認定者は1人だけですね。希望者にはさらに積極的に支援をしていただきたいですし、市全体として6次産業化をさらにPRしていただきたい旨、申し上げましたところ、昨年の答弁では、八重桜まつり、ひまわりフェスティバル等で積極的にPRしているが、さらに取り組むということでした。この6次産業化のPRの現状についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

昨年度におきましては、農産物直売所におきまして加工への取り組みの勉強会などを1月、2月、3月に3回ほど実施し、商工会の「ナカマロちゃんとおかしな仲間」とともにテレビでの放送や新聞掲載をしたところでございます。また、今年に入り、那珂かぼちやの初出荷についても動画ニュースで配信されたところでございます。

市の農産物や加工商品の紹介をあらゆるメディア、ツールを活用いたしまして発信しまして、議員より提案がございました6次産業への新たな取り組みがふえるような仕掛けを行いたいと考えております。その一つといたしまして、本年度開始いたしますブランド化認証制度について、生産者や直売所、JA等に周知を図ってまいります。また、農業に付加価値を加えることを含めた講演会の開催を7月に予定しておりますので、情報提供の量と質を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） これについてはPRが非常に大事ですね。今答弁にありましたとおり、市の農産物、加工品をあらゆるメディアを活用して発信していただきたいと思うわけですが、その仕掛けとしてもやっぱり産業祭が非常に有効ではないかと思うんです。

では、今度は商工業について伺います。

今、がんばる商店街支援事業では、なか一店逸品事業を実施し、個別店舗の存在と魅力を消費者にPRしています。また、産品開発事業については、平成9年度にJA那珂南瓜部会がつくったカボチャアイスから平成21年度の商工会がつくった七運汁料理まで、延べ8団体で9品目を開発されたという実績があるようですけれども、現在まで浸透して残っているというものはちょっと少ないかなという感じもいたしますね。

昨年度は、商工会菓子製造販売業者研究会が、那珂市特産のカボチャ、米、ヒマワリなどを原料にしたお菓子を開発し、「ナカマロちゃんとおかしな仲間」というブランドをつくられたということですね。非常に期待をいたしておりますが、これに限らず那珂市産の特産品ブランドをつくり、ふさわしい応募作品に認証を与えて、付加価値を上げて売り出すというブランド制度をぜひ進めていただきたいとお訴えをいたしました。この取り組み状況と今後の展開について伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

那珂市特産品ブランド認証制度の取り組み状況をお話ししたいと思います。

本年2月21日に、那珂市特産品ブランド推進協議会及び那珂市特産品ブランド認証委員会を設立したところでございます。現在は、認証された商品に貼付するロゴマークのデザインを、6月2日から7月1日までの期間で募集をしているところでございます。

これからの取り組みにつきましては、7月に認証品申請の募集、8月にロゴマークの決定、9月に認証委員会で認証申請された商品の審査、10月には推進協議会で認証申請された商品の最終決定、さらに11月には那珂市の初認証となる商品の発表と認証書の交付、その後に認証されました商品のパンフレット等の作成、さらには広報紙掲載、各種観光キャンペーンでの商品紹介を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 業者さんもそれぞれの個店、会社で、商売ですから懸命に当然頑張っているわけですが、行政は地元企業の育成という大切な使命もお持ちなわけですから、そのようにぜひ強力な後押しをさらに進めていただきたいというふうに考えます。

それが産業祭という形で市内外に大々的に宣伝されて多くの消費者の注目を集めて、実際に那珂市に足を運んでいただいて、会場で多くの那珂市産の農産物を手にとっていただきお買い求めいただく。商工業者の自社製品を見ていただき、知っていただき、ご賞味いただく。

これが何万人も来られるイベントとして開催されるということによって大いに那珂市のPRに役立ちます。そういう宣伝効果がございます。

そして、多くの方々が来られることによってそこで人と人との触れ合いが生まれ、交流人口が増大する。そして、その効果はその1日、2日だけで終らず、その日をきっかけにしてその後の実質的な商業活動につながっていく。こういったことが産業祭のメリットであると考えております。

そしてまた、このイベントを開催するにあたりまして、当然JAと商工会と三者合同での協議会なり実行委員会なりを立ち上げて進めていくわけですが、この過程自体がさらなる農商工連携を促すこととなります。今後のTPPを見据えた上でも、さらに国内における各自治体間の魅力競争に打ちかっていくためにも、この産業祭を行うことによる果実は非常に大きいものがあります。

ぜひ早急に三者による協議の場を持つべきだし、そしてしっかりと議論することによって組織をつくり上げ、結果として那珂市最大のイベントとしての産業祭ができるだけ早く実現するよう強力に進めていただきたいと思いますと考えますが、今までの話し合いはどのようになっていますか。また、そもそも産業祭は実施されるのか伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

昨年度の各団体における産業祭の実施状況につきましては、那珂市商工会が賑わい創出事業といたしまして支部ごとにイベントを実施した経緯がございます。また、ひたちなか農業協同組合では農協祭を実施しております。議員から後で説明があると思っておりますけれども、ひたちなか農業協同組合管内におけます状況につきましては、東海村で「I～MOのまつり&産業祭」、ひたちなか市で「産業交流フェア」が実施されております。

本市では、ご案内のとおり、昨年度、本市商工業振興計画を策定いたしまして、その中で産業祭の支援を位置づけているところでございます。その中で市から商工会への提案を行っているところでございます。

また、ひたちなか農業協同組合に対する申し入れは行っておりますけれども、先ほど申しましたとおり、今年8月に県北地区5つの農協の合併を控えておりますので、具体的な話し合いは8月以降に行ってまいります。

産業祭の実施につきましては、昨年度から市が中心となり、那珂市商工会と「とんがりはっと」との話し合いを行っているところでございます。そこで、本年の秋に、那珂市商工会と「とんがりはっと」の農商連携による共同イベントを産業祭的なものとして実施する予定でございます。これらの成功体験を積み上げながら、今後、農協にも話をしていきたいと考えております。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） かいつまんで言うと、状況としては、市から商工会へは働きかけを

提案しているというけれどもまだJAさんにはしていないという、そういうことですかね。ですから、私が昨年暮れにご提案を申し上げまして前向きなご答弁を当時いただいたというふうに思っておりますが、ちょっと遅いですね。もう少し、最初のスタートくらいはできたのではないかなと、問いかけくらいはできたのではないかなというふうに率直に感じます。

今お話が出てまいりましたほかの市町村の状況でございます。今回も議長から許可をいただきまして皆様にお手元の資料を配付させていただいております。

この資料1をごらんください。資料1は一番表でございます、これはひたちなか市の「産業交流フェア」、産業祭ですね、この様子のチラシで、この後ろが東海の「I～MOのまつり&産業祭」という内容のチラシになっています。

皆様は産業祭にあちこちお出かけになったこともあると思いますから、こういう内容のイメージはできると思います。あちらこちらで産業祭をやっていますからね。こういうふうに、ほかのところでは地元産の産品、農商工業を全面的にアピールしているということでございます。

次のページは、ひたちなか市産業交流フェアの事業報告書がちょっと手にできたわけですが、こういったところで資料が出ております。

目的としてはここに書いてあるとおりです。「地域産業の振興発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする」ということでございまして、主催はいわゆる推進協議会という形になっています。ただ実際は、次に共催として書いてあるように、市と商工会議所、それから農業協同組合と漁協、観光協会とかこういったところが一緒になって、この推進協議会というスタイルでやっているということなんですね。ここに日立グループというのが入っているのが、やっぱりひたちなか市の独自性というか地域色ですかね。

あと、下のほうを見てみると、開催日時は11月2日、3日ということで、11月の最初の土日が例年だということでございます。総合運動公園という広いところでやっているということでもございました。下の来場者数などを見ると約7万人、昨年度9万人、大体これぐらいの人が来られているというようなことですね。

後ろのページをごらんいただくと事業内容とかが書いてございます。いろんなものを、市民団体の方の発表の場というものを入れたり、行政のPRも入れたり、姉妹都市の交流のイベントも入れたり、そういうふうな盛りだくさんの内容になっていますね。全部が全部載せるわけにはいきませんので、この2ページ分だけちょっと載せさせていただきました。

また、資料はここにございませんが、東海村の場合、この「I～MOのまつり&産業祭」は運営協議会というものが主催になっております。これは何かというと、やはり商工会もしくはJAさんといったところと日本原子力研究開発機構、また日本原子力発電という、こういう原子力関係が入ってきているようです。これが東海村の特色というところですね。これも何万人規模のイベントになっているということでございます。

このように、とにかく三者一体となって実施するということが必要なのでございますが、

何といっても市が強力なリーダーシップをとって進めていかなければ物事が前に進みません。ぜひすぐにでも動いて那珂市を大いにPRしていただきたいと考えますけれども、これは市長にお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えする前にちょっとお聞きしたいことがあります。

反問権になりますかね。時間をとめていただきたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長からの反問ですね。

○市長（海野 徹君） 反問権です。

○議長（助川則夫君） 市長からの反問についてこれを許可します。

なお、反問に要する時間は一般質問の質問、答弁の時間に含みません。事務局、質問時間の時計をとめてください。

これより反問の時間といたします。

市長。

○市長（海野 徹君） 反問権というところちょっと大げさになるんだけど、ちょっとお聞きしたいんです。

というのは、ちょっと今後の指示命令の件で確認をしたいんですけども、冒頭で産業祭への取り組みについて、関係者に話を聞いたけれども何も聞いていないという発言がありました。この関係者とは誰ですか、教えてください。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 関係者、それは商工会、農協さんでございます。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど答弁したとおり、商工会のほうに投げかけているはずですが。私は指示をして、農協さんにも商工会のほうにもちゃんとできるかどうかの可能性の検討をしようというふうに言っておりますので、もし遠藤議員の言が正しければ職務の怠慢ということになりますね。よく精査をしていきたいというふうに思います。

反問権を停止します。

○議長（助川則夫君） 時計を動かしてください。

市長。

○市長（海野 徹君） では答弁に入ります。

祭りは、やっぱり地域に活気と元気をもたらすということで大変すばらしいことだというふうに思っております。秋に実施していたひまわりフェスティバル、11月にやっていたね。それに変わるものとして実施する産業祭は非常にすばらしいアイデアだというふうに考えております。これは、前回、遠藤議員から聞かれたときも、そのように多分お答えしていたのではないかと思います。産業祭の実施にあたっては、この要旨を見てもわかると思うんですけども、実行委員会を立ち上げることが一番大切なんですね。実行委員会ができれば、

中心となる商工会、農協が主体的に手を組んでいただいて、取り組むことが一番重要なことなんです。

しかし、では市はどうするんだと金を出すのかということなんですけれども、財源的にも年間で決められておりますので今年できるかどうかはわかりません。ただ、大きいイベントが3つあるんですね。春の八重桜まつり、それから夏のひまわりフェスティバル、もう1個ぐらいあってもいいと私は思っているんですよ。それが、もう大体予算の配分が決まってしまったので今年は大変難しいとは思いますが、来年にあたってそういう3つのイベントをやるということについて異議はありませんし、結構なことだと思っていますので、積極的に支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 積極的に支援をしたいということでございますね。ぜひお願いしたいと思います。

ただ、先ほどの反問権の中でJAのことについて、これは指示をしていたんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 一般質問の答弁内容とかそういったものを見て、首長の言った言を誠実に履行するのはこれは職員の義務です。だから、それをやっていないとすれば怠慢です。多分言っていると思います。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 多分言っているのと、よくわからないんです。市長は最高責任者でございますから、市の職員の職務怠慢とかということは私は余り聞きたくないのですけれども、うまくいってない場合、市長がやっぱりきちっとリーダーシップをとってやるべきことだと思います。ですから、それは職務怠慢とかそういう言葉を使うのではなく、しっかりとしていきますと、自分の責任でもってやっていきますという言葉がやっぱり首長としてはほしいですね。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） ちょっと今言っている言葉、私の言ったことの真意が伝わっていないようだけれども、もしやっていないとすればそれは職員の職務怠慢ですよ。ただ、私は職員を信じています。言っていると思います。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ちょっと矛盾がございます。答弁で、JAさんにはやっぱり話がかきていないというふうに答弁をしているわけです。それは矛盾していると思います。

ただ、私が言いたいのはそういうことではなく、せっかく昨年提案をして、いいなという

ことを言っていたので、ぜひ早く進めていただきたいという気持ちでいたんだけど、それが進んでいないから、もっと早く進めてくださいねということを私は前向きに言いたいわけです。職員の方の職務がどうのこうのという、そういう話は別に聞きたくありませんけれども、前向きにしっかりと進めていただきたい。

では、市長としてはこれはいつごろやりたいですか、産業祭は。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほども答弁したように、今年予算配分はもう終わってしまっていると思うんです。春の八重桜まつり、2本のイベント、そのほかにもいっぱいあるんですよ。月見の会とかいろいろあるけれども、大きいイベントは2つ組んで、あと残りの予算でやれと言ってもそれほどはできないと思いますので、来年あたりは十分に検討してくれるのではないですか。そう思います。検討するようにも指示しますけれどもね。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 当然、この間の3月議会で今年度の予算が通っておりますから、今年度にやるのは私は無理だと思います。来年度の秋に向けてぜひスタートしていただきたいと思うわけです。ただ、その準備もしっかりとしていただきたい。今までやっていない、初めてやる本格的なものですから、しっかりとじっくり時間をかけてやっていただきたい。

ただ、そのためにはスタートは早くしないといけないでしょうということなんです。実績として、昨年暮れに言ってもう半年たってしまっているわけだ。私がここでもう一回市長に催促をさせていただかなければ、また半年おくれるかもしれないんですよ。そうしたら、今度はまた来年度の予算の部分にかかってきて、結局、来年度もできませんでしたでは、やっぱり那珂市をがんがんPRするためのイベントは私は早くやるべきだと、PRしてやるべきだと思っているわけですから、来年度やるにはまずスタートは、JAさんはたしか8月に合併がありましようからそれが終わってからでいいと思いますけれども、早く滑り出しをしていただきたいのでそういう前向きな答弁をいただきたいんです。いかがですか、市長。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 一度やるというふうにお話はしてあるんですけども、確かにそうですね、8月に4つの農協が一本になります。そうするとどこが窓口かということがはっきりしますから、商工会も含めてJAのほうにね。JAのほうには言っているんですからね、事あるごとに一緒にやりましょうということは、非公式だけでも。だから、それを公式のルートでちゃんと進めていくということです。

だから、来年、本当に開くような形で一生懸命やります。ただ、来年は私、選挙があるものですから、それに勝たなくてはならないものですから、そういった事情もあります。勝ち残れば私がやりますから、よろしく。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） それは事情はありましようね。ここでやっぱり行政の継続というのが大事でございまして、今の時点でぜひ来年度以降もやっぱり見据えて、今やっていくというのが大事でございます。積極的に動いていただくことを再度要望いたしまして、1つ目のテーマを終了いたします。

では続きまして、2つ目のテーマ、空き家対策について質問をいたします。これもちょうど1年前に質問したテーマでございます。

空き家対策は、今や全国的な問題になっておりまして、去年は小宅議員も質問されました。非常に大変な問題でございます。地域の中で深刻な問題です。実は、昨年質問をさせてもらってから、遠藤さん、あれはあの後どうなったと地域の中で聞かれることが結構あるんです。ですから、住民の方の中で結構関心の高いテーマなんだなというふうに改めて実感しております。そこで、その後どのような検討をされ、条例化に向けてはどのようになっているかというのを、またで申しわけございませんが再度お伺いしたいということでございます。

まず、空き家の問題について再度確認をいたします。

空き家は近年確実に増加しており、防災・防犯、環境衛生、景観上からも、多数の空き家を放置することにより町の安心・安全の度合いが低下し、イメージダウンにつながります。しかし、今、空き家が老朽化して近隣への危険度が増していても、現在は所有者に対して、きちんと管理してくださいねというお願いをするしかないんですよ。それで事足りれば問題はないんですけども、そうでない場合どう対処するかというのが問題になってきます。

そこで、全国の自治体でふえている空き家の適正管理に関する条例を制定することにより立入調査ができ、助言・指導、勧告、命令ができる。そして、それでも従わない場合はその旨を公表し、または罰則を加える、さらには家屋の取り壊しという代執行もできるという条例がふえております。

お手元の資料2をごらんください。

これに全国の条例の制定度合いが書いてございます。また、その条例の内容も、勧告、命令、公表、罰則、代執行と書いてございます。実はこれは昨年と同じ資料でございます。申しわけございませんが、ただこれが一番やっぱりわかりやすいんですね、この資料をもう一度見ていただければ。この当時、平成25年の状況で全国で1つの県、あと137の市区町村で制定されているというようにご紹介したとおりでございます。

現在はやっぱりもっとふえているんです。これを見ると、茨城県は37番目の牛久市と38番目の八千代町のこの2つしか去年なかったんですね。ただ、その後、さらにつくば市とか取手市、下妻市というところで制定をされております。

行政が実行性を持つということによって災害や事故を未然に防ぐよう努力をしていただきたいと前回訴えましたところ、市長は、条例制定に向けて那珂市に合った条例を検討していきたいと、また法律のほうもよく研究してやっていきたいということでしたが、その後どのような検討をされたか伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

昨年、議員から空き家の適正管理条例を制定してはどうだということでご質問をいただきました。それを受けまして早速、県内市町村の調査を行い、それをもとに昨年の7月30日から庁内の関係各課で空き家対策並びに制度的なものにつきまして協議・検討をしてきたところでございます。

その結果、市としましては、国の法制化に向けた動きを注視しながら今後も引き続き検討していくという方針で臨んでおります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 検討はしていただいたと、ただ国の動向を見てと、そういうことですかね。では、一体いつこのような危ない空き家の所有者に対して適切な対応がとれるようになるのでしょうか。

地方分権の時代でございます。団体自治の理念のとおり、地方自治体はみずからの意思でみずからの政策、行動を決定できるわけです。いつまでも上の動向を見てという消極的な態度ではなく、住民が今困っている、不安を抱えている、こういう課題に対して一番身近な自治体が動かなくてどうするんですか。そういう観点から、意思を持っている市区町村はみずから積極的に動いて条例を制定している。それがこれだけふえていると、こういう状況なんでございます。

那珂市は、住民が不安に感じている、困っているのに動かないんですか。条例を早急に制定してはどうですか、伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

条例の制定につきましては、関係部署との協議もございますのでもう少し時間をいただきたいと思えます。

また、国におきましては、遅くとも秋の臨時国会に空き家対策特別措置法が提出される見込みというふうにお聞きいたしております。その中に市町村の出入り権限や固定資産税の軽減等を盛り込むと聞いております。この固定資産税は特に、どんなに古くても解体しますと固定資産税額が倍額になるといったものもございまして、そういったものは国の制度の中でしか解決できない状況にありますので、そういった国の動向を注視しながら引き続き協議をしまいたいと、このように考えているところでございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 国の動向なんですよね。今の答弁によりますと、秋の臨時国会に法案が送られる見込みだということでございます。それで成立すれば大いに結構でございます。まさしくそのとおりでして、税率の問題も変える内容になっておりますし、代執行のものも

含めて法案になっておりますから、大いに結構です。

しかし、では法律が成立しなければどうしますか。それでもずっと待ちますか。住民の不安に応えることができますか。もう一度伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

国の動向を注視しながら継続していくという考え方は変わりございません。ですが、条例制定に先立ち、まずは実態調査をすることにより現状を把握することが大切であると考えてございます。それと並行して、国の特別措置法も想定しながら、市として条例にどこまで盛り込むか検討しながら調査を続けてまいりたいと、このように考えています。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ちょうど、先ほど午前中の寺門議員の質問の中で市長が求める職員像といういい話を聞きました。判断を下す、これが求められる職員像ですね。自立するという職員像も出ておりました。まさしくこれが判断が求められている課題でございます。国から自立をする自治体の職員としての職員像が求められているということなんですね。市長がいいことを言っています。やると決めたら実現は可能だとすばらしいことをおっしゃっています。そのとおりだと私は思うんです。ですから、これは何としても決断が大事だと思います。住民のニーズにしっかり応える行政であっていただきたいなと思うわけでございます。

ではちょっと観点を変えまして、昨年、空き家に関してもう一つ提案した制度がございす。これは、老朽化して危険という空き家にどう対処するかという観点で今まで話していましたが、空き家には、そこまでいかず、むしろ利活用が可能な比較的まだ新しいものがあります。そこには、定住希望者に対して住宅確保を支援してはと、そのために空き家バンクという制度を活用してはどうかと訴えました。

これは、お手元の資料3、最後に書いてございます。これも県内の利根町の空き家バンクの仕組みを図示したものでございまして、これを見ていただくとこの数字の順番になるわけですが、まず空き家の所有者の方が町のほうに空き家の物件を登録すると、そして町がこの情報を空き家利用希望者に情報提供するわけですね、情報公開をして。希望者が町に申し込んで何とか契約オーケーかなというふうになってきたら、町が提携している業者団体、これは宅建業会と書いてありますけれども、業者団体を取り持ってあっせんをすると、こういう内容なんですね。これはまたやっぱりふえているんですよ。

これは非常によい制度だと考えまして提案をしましたが、その後どのように検討されたか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

昨年、同じように質問があったわけですが、その後、担当部署を中心とし

まして市町村の状況を調査させていただきました。潮来市、大洗町など空き家バンク制度を制定しているところの内容でございますが、県全体でも比較的人口が少なく、近年、少子高齢化が進む中、人口減少率1.9%から4.3%を食いとめる施策として、定住化促進事業の一環として実施しているようでございます。

当市と空き家バンク制度実施の自治体を比較した場合に、人口減少率が那珂市の場合は0.6%ぐらいというふうに見ているわけですが、住宅環境等の条件が異なることやそうしたことで、当市におきましては空き家バンク制度につきましては早急に必要はないと、このように判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） この那珂市と実施している自治体を比較して検討していただいたということで、結果は条件が違うということなんですけれども、ほかは人口減少率を食いとめる施策だと、定住化を促進する事業の一環として実施しているということなんです。

では、これは本当に那珂市にとって全く必要がないんですかね、こういうことというのは、認識の問題かと思えます。那珂市は人口減少の心配がないということなんです、本当にそうですか。菅谷地区以外の地域の状況を見ても本当にそうだと胸を張って言えますか。定住化促進をしなくていいんですか。現状認識が大変甘いのではないかと考えますけれども、どうですか。もう一回伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

本市は、人口減少率から見まして県平均以下で、土地建物をあっせんする不動産業を営む方も結構いらっしゃいます。また、菅谷地区の場合、過去5年間の人口はふえている。近隣地区の方については若干人口減になっている状況はございます。

いずれにしても、他市町村でこのようなところをつくっているのは、山間部で不動産業もなかったりするというようなことが一つにはあります。また、その空き家バンク仲介制度をつくった場合は、市がそこに予算を投下するといった財政的な事情もあります。総合的に判断していくということは必要だと思いますので、関係部署が調査した結果、市としては、そういうことから早急に必要ではないというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） まさしく認識の違いなのかなというふうにお聞きして感じました。

まさにこの春、戸多小が閉校になって、今度の春には本米崎小が閉校になって、各地域によっていろんなコミュニティの崩壊の懸念が高まっている。那珂市もやっぱり二極化してきているんだと思うんです。ですから、それは那珂市全体の問題としてやっぱりとらえる必要があるのではないかなというふうに思っているわけです。

ですから、ほかとの比較ではなくて、那珂市内で起きていることに対してもっともっとやっぱり認識を持っていただく必要があるのではないかなと私は感じるんです。本当にこういうふうなことでどうかなというふうに思います。

あと、これに関していうと、別の観点からして、空き家でまだ使えるものは有効利用・活用したほうがやっぱりいいと思います。もったいない。ですから、那珂市にあるもったいない空き家を、移り住んできたいという方に情報提供をするということは、単純にこれはいいことだと思うんですよね、ほかとの比較ではなくて。そこから、もう一回使える空き家の利用・活用ということでもう一回考え直していただく必要があると思うんです。申しわけないけれども、もう一度お伺いします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 確かに空き家といいますが、その実態を調査しなければ内容は精査できませんけれども、個人の所有権があるものでございます。いろんな実情があると思います。その中で今後条例化していくということは、これは時間的な制約の中では当然つくっていく方向になると思いますが、バンク的にそれをすぐ活用してはどうかという問題については、何回かお答えしていますように、今のところそうした必要性がないという判断からやらないわけでございます。空き家を利活用するということについて、誰がどのように使うかということであるならば、それは今後いろんな部署で議論しなければならず、行政が抱えてそれをあっせんしていく、あるいは行政が賃貸したらいいでしょうという直接的な物の考え方ではないというふうに判断しています。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） それはまさしくそのとおりです。行政はあっせんできません。あくまで情報提供をしていくということであって、あっせんをやるのは不動産業者です。

現状把握が大事だということでございますね。やっぱり現状把握は大切だと思っています。前回、市内ではいくつあるんだとお尋ねしたところ、答弁では、市内1万6,000棟のうち約190棟だったんですね。ですから1%強かな。これも増加傾向であったということですが、この調査は、消防本部が火災予防調査の一環として目視と聞き取りで行ったデータだということだった。老朽化して危険な棟数というのはこのうちどれぐらいあるんですかと私も聞きました。そうしたらそれは把握されていないということだったので、そこでまずはしっかりと市内の状況を把握していただくことが大事です。これは国交省から手引も出ております。ぜひ調査をしていただきたい。

これは住民への聞き取りとか、住宅地図、公図への落とし込みによる特定、そして行政各部局、自治会、各種団体、不動産業界などとも連携して取り組んでいただきたい。実態把握はすぐにでもやっていただきたいと思うんですけれども、この実態把握に関して答弁をお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 議員ご指摘のとおり、まず空き家の詳細な実態調査を行い、現状を把握することが大切だというふうに感じています。既に自治会では調査をしているというふうなところもございまして、今後、各自治会などとも連携しながらできるだけ早く現状把握に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） では最後に、空き家の条例をやっぱり制定していただきたいと訴えます。今はお願いしかできないんです。その状況に少しでも行政が関与できる態勢をつくることが大事です。

また、去年もちょっと、代執行をしたときに行政がその費用を取れるかどうかという話になりました。それも懸念材料では確かにあります。これは、基本的には所有者の責任の範囲で支払ってもらおうよう、取り壊しへの補助制度も盛り込んで考えるべきだというふうに思います。少しは補助してでも、やっぱり自分で取り壊してしまうということなんですね。

ただ、さらに言うと、この代執行というのは段階としては一番最後ですから、代執行に行くまでのかなりの段階で多くの案件が片づくのではないかなというふうに思っております。

これも実際、秋田県の大仙市というところで、これはちょっと有名になったところでして、おとし代執行を日本で初めてやったんです。小学校に隣接して非常に危険とされた空き家を代執行で壊したと。費用は178万円だったけれども、これは市の積極的な姿勢として全国から注目を浴びたと。これは、仮に所有者からこの費用が回収できないとしても、地域の安心・安全を守るための費用であり、決して高いものではないという市長の後押しがあって実践できた事例であったと。防犯・防災を目的とした条例のルールを淡々と実践して、課題のあった、いわゆる子供たちの不安を取り除いた事例であるという紹介がございました。

ただ、この大仙市も代執行だけをやったわけではないんです。そのほかにもいろんなことをやっていて、実際にその助言や指導、勧告あたりで解体できた例が48件あるんです。あと、そのほかにも補助金を活用して解体した事例が11件あるんです。それでさらに代執行が1件なので、全部で60件のうち8割は自主的に、取り壊しを自分たちですべてもらっているんです。それで18%は補助を使ってやっている。ただ1件だけが代執行をせざるを得なかったと、そういう事例もございます。

だから、ほとんどは自分たちですべてもらうしかないんです。それを恐れて条例を制定しないのはやっぱりおかしいと思います。代執行はやっぱりあるべきであるし、今はお願いしかできない。そういったことで、ぜひ条例を早急に制定していただきたいというふうに考えますので、これも市長からご答弁を頂戴したいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

遠藤議員もご存じだと思いますけれども、ひばりヶ丘周辺で非常に危険なところが2カ所

あるんです。これは何がネックになっているかというと、法律の問題とか相続の問題とかいろいろあるんです。そういうふうには危険な箇所がそのままになっているということは、やっぱりなんらかの問題があつてほつたらかしている。

一例を挙げれば、下菅谷の未相続地がありましたね。ああいう場合については、やっぱり開発に伴うあれなものですから思い切って私は買うということで決断しました。それで今きれいに買収ができました。こちらをやるにあたって私も前から気になっていたんです。税務課長に指示をしたり、税務課長もいいところまでいってくれたんです。だけれども、なかなか難しい。

だから、そういった中で、やっぱりそういったものを設けていくのも最終的にはやむを得ないのかなというふうに思っているんですけれども、ただ、先ほど国交省の手引書を見たということなんですけれども、空き家の……。

これはまた反問権というか、お聞きしますので。

○議長（助川則夫君） 市長からの反問についてこれを許可します。

なお、反問に要する時間は一般質問の質問、答弁の時間に含みません。事務局、質問時間の時計をとめてください。

これより反問の時間といたします。

市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど国交省の手引をお読みになったということなので、まず1番目にお聞きしたいのは、空き家の定義というのは何でしょうか。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 市長、国会の動静を見て、見てと言っていて、特別措置法案を讀んでいないんですか。定義がちゃんと書いてありますよ。特別措置法案第2条、定義、この法律において空き家等とは、建築物またはこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立ち木その他の土地に定着するものを含む）をいう。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除くとあります。また、特定空き家等というものの定義も書いてございますが、これは割愛します。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） よくお読みになっているなと思つて関心しました。そのとおりなんです。

実はなぜ定義をお聞きするかというと、所有者のあるものを条例でどこまで縛るんですか。例えば、そこでうたっている空き家の状態にはなっているけれども、週に1回帰ってきてちゃんと管理もしているし、所有権もしっかりしている、税金もちゃんと納めている、そういう人まで縛るんですかということと、それからもう一つは、これもお聞きしたいんですけれども……

（「反問権か」と呼ぶ者あり）

- 市長（海野 徹君） 反問権です。
- 議長（助川則夫君） 反問です。
（「いや、だって、こちらが質問したんじゃないの」と呼ぶ者あり）
- 議長（助川則夫君） まだ反問の時間になっています。
（「いや、それを宣言しなくてはだめだろうよ」と呼ぶ者あり）
- 議長（助川則夫君） では反問権の継続で。
市長。
- 市長（海野 徹君） どこまで話したか忘れてしまったな。
いずれにしても、どこまでが空き家の定義で、所有者があつてそれから管理もしている、そこまで縛るのかどうか。それと、罰則で代執行もつけたほうがいいですよということなんですけれども、代執行だけでいいのか、それとも罰金とかそういったものも含めるのが遠藤議員の尋ねていることなのかお聞きしたいんです。これは、これからお答えする内容を明確にするためにお聞きしているわけですからね。
以上です。
- 議長（助川則夫君） 遠藤議員。
- 15番（遠藤 実君） まずお答えをする前に、非常に私のがっかりしております。というのは、それは昨年も同じ質問をしていますよね。だから、それは議事録を読んでもらえばわかる内容です。
（「時計が動いていないよ」と呼ぶ者あり）
- 議長（助川則夫君） 反問権をまだ解いていないです。
（「だって、質問したんだよ。質問した場合には動かさなくてはだめだろうよ」と呼ぶ者あり）
- 議長（助川則夫君） いや、市長の答弁に対しての反問の形なので解いておりません。
- 15番（遠藤 実君） いいですか。
- 議長（助川則夫君） どうぞ。継続してください。
- 15番（遠藤 実君） ではお答えします。
縛るということではありません。適正に管理をするためにやることであつて、私のこの内容はここに書いてあるすべてが入るのがいいと思っています。勧告、命令、公表、罰則、代執行まで入るのが私はいいいと思っています。
ただ、それは去年も同じ質問をしていて、議員が同じ内容で後追いの質問をするにあつて、執行部も準備として議員がやったことの議事録を読んでいないというのは、これは失礼ではないですか。私はすごくがっかりしているんですよ。
それで、今、市長が言ったようなことというのは昨年も同じことだったから、私はいろんな人に言われました。そんなものは市長が議員に聞くことかと、それはまさしく執行部が検討する内容だろうと。私もそう思うんですけどもね。

そんなものを私に聞いてどうするんですか。私は一応それに答えますけれども、それは執行部が既にやっている条例をちゃんと研究して、実際やった実例を見て、これが那珂市に合うかどうかというのを検討するのが執行部の役目でしょう。その最高責任者は市長でしょう。先ほど職員の職務怠慢どうのこうのとっていただけけれども、それは市長の職務怠慢に近いかもしれないと、そこまで言いませんが、私は今の反問権にはすごくがっかりしていますよ、市長。

○議長（助川則夫君） 反問権を解きます。

市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

今いろいろる言われましたけれども、同じことを聞かれたので同じことをお尋ねしたということです。もっと前に踏み込んだ答弁だと思います。

それから、今、何もやっていないように言われていますけれども、防災課のほうでは社会福祉協議会を通じて、ひとり暮らしとかそれに関連する調査もしておりますので、あわせてやることもできますので、それが可能かどうかこれからやっていきたいと思っています。

それから、先ほど部長のほうから答弁があったと思うんですけれども、これは本米崎の自治会なんだけれども、本当によく、一軒家から留守から管理していないものから、全部地区に落としてあるんですよ。それで、誰が業者に委託する、社会福祉協議会に委託する、それも結構なんだけれども、一番地域を知っているのは自治会の皆さんなんです。ですから、そういうところに全体的な空き家の状況とかそういうものをお願いしようと思っています。

そういったものを含めた後、また繰り返しになってしまうけれども、定義をちゃんと明確にして。やっぱり代執行をやるときにも罰則規定を設けるときにも、裁判所か警察庁か、所轄と打ち合せなくてはならないんです。だから、そういう詰めもしなくてはならないので、各地域の実情をよく調査する、それを自治会にお願いして、精査した情報を掌握して、それでしかるべき対応をしていきたいと思っています。

空き家は困ったものだと思います。これから周辺部はやっぱり、二極化と言ったけれども、菅谷なんかはミニ開発があったり、それから住宅開発があったりして若い人がいっぱい来るんです。周辺部はやっぱり高齢化が進んでいるもので対策を立てなくてはならないというふうに考えておりますので、ともに一緒にやりましょうよろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 本当に実態調査は大事です。本米崎の話も聞いています。そういう実態調査をまずしっかりやりましょう。それでしかるべき対策をとるとおっしゃっている、それが私は条例制定だというふうに思っております。それがしっかりとした対策のとり方です。ちょっと時間が足りなくなってきましたので、今回もなかなか議論が深まりませんが、ぜひ条例は制定していただきたいというふうに思うわけです。

調査はしっかりとする、これはお約束をいただきましたので実際に実態調査をして、もう

崩れそうな家、普通の古い家、あとこれは利活用が可能な家という3つに分けるんですね。それで3つに分けて、利活用が可能なものは空き家バンクでやる。もう今にも崩れそうなものは代執行まで見据えて。別に私は、全部が全部、代執行でやってくれなんて乱暴なことは申し上げておりません。ただ、理念条例だけであれば、やっぱり大なたを持っていないとお願いに近くなってしまいうんです。それを振るうか振るわないかの判断は最終的に市ですから、そんなに恐れずにしっかりと、今お願いしかできないという状態から条例を制定して。どれをやるかは市の判断でできますから、しっかりとそれをやるにあたっての調査もしていただいて決断をする。これが市長のみずから望む人物像でしょう、決断をするということですから。

ぜひそれにご期待を申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（助川則夫君） 傍聴者の皆さんにお知らせします。拍手のほうは議場では禁止されておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、通告5番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時40分とします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時39分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

◇ 木村 静枝 君

○議長（助川則夫君） 通告6番、木村静枝議員。

質問事項 1. 那珂市の地域興しについて。2. 東海第二原子力発電所の再稼働について。3. 自然エネルギー利用の促進を。4. 教育委員会制度改定と全国学力テスト学校別公表について。

木村静枝議員、登壇願います。

木村議員。

〔20番 木村静枝君 登壇〕

○20番（木村静枝君） 那珂市の地域おこしについて——日本共産党の木村静枝です。最後になりました。ちょっと疲れてきているせいで失礼いたしました。

まず初めに、那珂市の地域振興についてお伺いいたします。先ほど遠藤議員から地域活性化についてありましたけれども、別の視点からお伺いいたします。

最近、私のところに市民から、那珂市もフォトコンテストをやってはどうかという声が寄せられました。その方は、職場を退職して時間ができたので那珂市を歩いて花の写真などを撮り、福祉施設のお年寄りのところへ持って行って見せると大変喜ばれると。また撮ってきて頼まれると自分も励みになり、いろいろなところを歩いているうちに今まで気づかなかった那珂市のよさがわかってきたと言います。そんな写真を近隣自治体で行っているフォトコンテストなどに出品し入賞するとさらに励みになると。また、実施した自治体でも、今まで気づかなかった市のよさがわかり、観光にも大変役に立っているということです。

「広報なか」の5月号のコラム欄に市長が載っていました。「市の魅力を全国に」ということで最後のほうを読んでご紹介してみますと、「思えば市内には、磨き上げれば光り輝く観光資源が数多くある。誘客できる魅力的な場所もたくさんある。県内外の旅行会社との連携が喫緊の課題だ。そのような事から、5月末に東京のはとバスに、トップセールスを行う。引き続き、那珂市の魅力を存分に発信して行きたい。」ということが載っておりました。やはり市長の考えることも市民の考えることも同じだなということで読ませていただきました。

そこで、那珂市でもそういう市の魅力を伝えるフォトコンテストなどを実施してはどうかと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

平成26年度初の取り組みといたしまして、先ほどから出ております春の八重桜まつり写真コンテストを実施しております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 私も、ちょうどその4月29日の美人をモデルにした撮影会が行われている八重桜まつりに行ってまいりました。ミスユニバースですか、すばらしい女性二人を八重桜をバックに写真を撮っておりました。私たちおばちゃんがつい後ろのほうに写っては申しわけないと、遠くから眺めておりました。

那珂市では、その八重桜まつり写真コンテストを実施しておりますけれども、その審査とか展示とかそういうことはなさっているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

先ほどの写真コンテストの募集期間でございますけれども、本年の5月12日から6月13日までを募集期間としております。また、6月20日に審査会を実施いたしまして、7月2日に入選作品の表彰式を行う予定でおります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） これはどういうふう広報はなさるんですか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） これは、以前に募集を行う要項の中で、募集期間はいつまでで、審査会は先ほど申しました6月20日に実施しますということで、7月2日に表彰式ということで、募集要項の中で市民の方にお知らせをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 写真コンテストの募集部門はいくつありますか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

先ほど議員からお話がありましたとおり、本年度は2部門を募集しております。1つ目といたしましては、今年度の八重桜まつり期間中に撮影されたものを対象とする「八重桜写真の部」と、それから先ほど議員がおっしゃいました、4月29日に開催いたしましたモデル撮影会で撮影されたものを対象といたします「モデル写真の部」の2部門でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） こういうイベントの写真ということではやはり皆さん関心があって参加が多いと思うんですけども、ふだん那珂市の皆さんが気がつかないようなところの魅力を見つけている、そういうコンテストもあってもいいと思います。

声を寄せてくださった方が、こういうことでぜひということ、2枚にその思いを寄せてくれました。その一部を紹介しますと、那珂市はとても花のきれいなところなんですね、うらやましいというふうに花を見せると言われる。そして、いつか那珂市の野山を歩いてみたい。花と田園風景と登場人物の写真を見ていると心が癒やされる、そういう声が多数寄せられていると。そこでこの方が思ったことは、那珂市の花、風景、人はかけがいのない財産なんだと思うようになったと。そして、写真、ニュースに登場する花、風景、友達の写真は皆が残しておきたいと思うふるさとと日本の風景そのものだと思いますと。那珂市に住んでいる人でも、すばらしいと自覚している人はそんなに多くはないと思います。写真にして、ここがいいところなんですよと言われて気づく人が多いのです。そこで、私は、那珂市で毎年、那珂市の魅力再発見フォトコンテストを行い、那珂市のすばらしい風景や人物の写真を広く募集することを那珂市で実現できたらいいなと思っていますと。

こういう視点からの写真コンテストもやはり必要かと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、平成26年度から、初の試みとして八重桜まつりに関する写真コンテストを実施しているところでございます。先ほど申しましたように、今、ちょうど募集

期間中でございますので、応募者のご意見、それから関係者からご意見を聞きまして、さらにヒマワリとかいろいろの、議員のおっしゃるふるさと再発見になるような、必要と判断されればさらに八重桜の写真コンテスト以外にも拡大していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） ぜひ実施していただきたいと思うんです。やはり那珂市のよさというのはそこに住んでいる人は案外気がつかない。よそから来て初めてすばらしいと気がつくところが多くあるわけです。

それからまた、そういうコンテストを開くことによって人材が育っていくのではないのでしょうか。那珂市は、やはり文化が余り盛んでないというふうに言われております。ですから、そういう文化人を育てるということに対しても行政がぜひ一役買っていただきたいと思いません。

こういう写真がコンクールなどで行われて立派な写真ができたときには、せっかくの作品ですから、ぜひ那珂市を売り出すために使ってほしいと思うんですが、市はどのようにこのコンテストの結果を市外にアピールするのに活用するのでしょうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

先ほどからの議員のおっしゃる写真のその後の利活用でございますけれども、入賞作品の著作権につきましては那珂市観光協会に提供していただくということを要項でうたっていますので、今後につきましては、その写真を利活用いたしまして那珂市の観光PRに有効活用させていただきますと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、東海第二原子力発電所の再稼働についてお伺いいたします。

日本原子力発電株式会社は、原子力規制委員会に対して東海第二原発の基準適合審査の申請をしました。その過程で、4月17日、原発立地周辺11市町村の首長に覚書に基づく申請説明をし、議会とともに申請同意を得ようと臨みました。しかし、日本原電は、申請にかかわる情報を非公開とすることを首長に求め、原発の安全確保の構想や措置などについて、議員にも、ましてや住民にも明らかにしないまま幕をおろそうとしました。

日本原電のかかる情報開示の不十分さを問題視して、11人の首長は申請への態度保留を決め、日本原電に姿勢転換を促しました。この点、住民は首長たちをよくやったと高く評価しております。

しかし、その後、日本原電は申請しており、その間の原子力所在地域首長懇談会や県央地域首長懇話会の動きについて、原電の安全審査申請を了承した経緯と住民への説明について

お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答えいたします。

原電の安全審査申請につきましては、今回の申請は決して再稼働に直結するものではなく、東海第二発電所の安全確保を図るものであることを前提に、5月15日、原子力所在地域首長懇談会並びに県央地域首長懇話会として了承しております。了承に際しましては、議員からお話がありました住民への積極的な情報提供につきましても申し添えてございます。

また、先ほどありました住民説明会の開催でございますけれども、さきの5月16日、当市の原子力安全対策常任委員会においても委員様より要望がございましたので、当市より原電へ申し伝えたところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 原子力規制委員会は、原発の再稼働そのものは判断せず、あくまでも基準を満たすかどうかの審査のみをしておりますが、安倍政権は原発推進を変えず、原子力規制委員会が安全と認めれば原発を再稼働させる狙いがあります。日本原電の申請手続は東海第二原発の再稼働を実現するもくろみです。

首長懇談会や懇話会では日本原電の再稼働についてどのような話し合いが行われているのか、海野市長にお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

11自治体の首長が待ったをかけたというのは、首長に示された文書がどこまで住民に説明できるのかというのが多くの首長からあったわけですね。これとこれを出しますということで、多分2点ぐらい出してきたと思うんです。それは多分、新聞折り込みか何かでやっていますよね。多分やったと思います。それで、その安全審査を、ではいいでしょうということで了承したわけでございます。

ご承知のように、東海第二原子力発電所は現在停止中でありましてけれども、ただ、今やっている防潮堤の高さとか非常用電源の確保とか、それから使用済み燃料の保管状況、これらが今のままでいいんですか。それと、今のままで本当に安全なのかどうか。それから、安全基準をこの前出しましたね。それはこの前のチラシでわかると思うんですけれども、今後そういうものが果たして、本当に安全なのかどうか。これは個人的には全然判断できませんよね。多分、木村議員も判断できないと思います。それを国でとりあえず判断を出してもらおう。ここはだめですよとか、ここを直しなさいとか、これでいいですよという判断が出されるわけですね。それを見てから私たちは判断をしなくてはならない。

その後、安全協定の見直しをするんです。安全協定の見直しというのは、今、立地自治体と茨城県が再稼働の可否権限を持っているわけです。それを那珂市にも下さいと。隣接のと

ころは、特に日立市、常陸太田市、あと那珂市とひたちなか市ですか、ここは東海村と同等の、稼働する云々の判断をする権利を下さいということで今やっているわけです。そのほかにも11団体あるんですね。県央首長会議というんですけれども、ここも欲しいというところがあるわけです。それと常陸大宮市とか大子町、それから鉾田市かな、それと高萩市ですか、やっぱり30キロ圏内にあるところも、私らも仲間に入りたいということでやっているわけですね。

今後、これについてはその組織、組織でいろいろ検討していると思うんですけれども、その中でもし那珂市に再稼働の可否を言える権利が生じたとすれば、これはもちろん市民の皆様と議会の皆様の意見を十分に尊重して、私が最終的に決断するわけですね。その意向に沿う判断をしていきたいというふうに思っております。

よろしいですか。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 原電は新聞のチラシ1回ですね。それと、あとはインターネットで住民には知らせたからそれで十分だということで、住民が再三、住民にもどういう申請をするのか説明してくださいと言っても全然立ち会わなかった。そして、住民たちの思いというのは一切聞き入れないと。警備がついていて全然立ち入れさせないんですね。部屋にも入れないんです。廊下で警備ががちりと押さえていて、住民の声に耳を傾けようとは全然しないのが電力会社ですね。

関西電力の大飯原発3・4号機をめぐって、住民らが関西電力に運転差しとめを求める訴訟の判決が5月21日に福井地方裁判所でありました。樋口英明裁判長は、大飯原発の安全技術と設備は脆弱なものと認めざるを得ないとして運転差しとめを命じました。その中で、国民の命よりもコストを優先する考え方をきっぱり退ける画期的な判決を出したのです。関西電力は控訴する方針を明らかにしていますが、三権分立の視点からこの判決を重く受けとめるべきです。

今や原発こそ究極のコスト高になっています。東海第二原発は稼働35年。40年と決められた原発の寿命はあと5年です。津波や地震対策をしているうちに、原発の寿命はほんのわずかの期間しか残っておりません。原発の稼働を60年に延長する考えかもしれませんが、そんな古い原発では、いくら安全基準が通ったとしてもとても安心できるものではありません。

市長がみずからの信条を民意にすりかえてしまう、それが最も危ないと言われておりますが、議会や市民には情報を十分に出すよう首長会で頑張ってもらいたいと思います。

今回の日本原電の適合性審査申請についても、原電は新聞折り込みとインターネットだけでしたが、それでは住民は納得いたしません。原電の秘密主義、情報隠しの体質では住民の意思は全然伝わりません。原発ゼロを掲げる福島県議会議長は、福島県民は再稼働に伴う危険性や原子力施設の危険性について嫌というほど味わいました、再稼働についてはそれぞれの立地自治体ごとに住民と行政が十分に話し合うべきだろうと思っておりますと語っております。

那珂市でも原子力安全対策常任委員会があり、原子力委員もいるのですから、再稼働となった場合は十分な話し合いを持ってもらいたいと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 十分な話し合いを持ってということなんですけれども、まず日本原子力発電は民間企業なものですから、自分でやる事業については主体的にやっぱり住民の人に説明していかなくてはいけないと思うんです。こういう事業をやりますけれども、これだけ安全だからというような説明をするのが本来のあれですよ。それは首長会のほうでも再三出た意見です。それで1回先送りしたと。その後、改善点があったので申請を認めたということなんですけれども、再稼働申請の前に安全協定の見直しをしなくてはいけないというのがあるんです。先ほど申し上げた、要するに広げるか現状のままかという話なんですけれども、これもなかなか時間がかかると思います。

これは私の推測なんですけれども、安全審査そのものが少なくとも1年以上かかるでしょう。それから、その間に安全審査の協議を11の自治体とやらなくてはいけないんですね。さまざまな意見が出ますから、統一した意見に行き着くまでにはやっぱりかなりの時間を要すると思います。

先ほど議員がご指摘になりましたようないろんな懸念する材料といいますか、事案については十分にお話しますし、実際に出ている11首長がおかしいんじゃないのと言っていることが今おっしゃっていたことですので、それは繰り返し原電のほうには言っていきたいと思えます。

いずれにしましても、福島の実状を見ると、ああいうことになるということは、多分、議員の皆さん、第一原子力発電所、F1ですね、あそこをごらんになっていますので、どういふものかというのは認識されたと思います。ですから、それを稼働させるにはやっぱりそれだけの安全性を確保できるような説明を原電側がしていけるかどうか、そこにかかってくるのではないかなと思っております。

私としては、市民と議会に任せるなということなんですけれども、いただいた意見を最終的に判断するのは私ですから、もし頂ければ。だから、これはもう命をかけてちゃんとやりますよ、否、可というのは。ですから、それまでに皆さんのご意見を十分しんしゃくしながら酌み取っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） そういう原電にも住民に対する説明を求める、それから住民との話し合いを十分にしてほしいと思うんですが、これは市長はやるつもりはありますか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 市役所が行うかどうかということですか。これは、市役所は原電に対して申し入れはします。だけれども、市役所のほうではどういうふうにか動かしていくかとい

うことはできないですからね。説明できないでしょう。説明するのはやっぱり原電なんです。原電にその申し入れをすることはできます。だから、それは担当課を介してちゃんと住民に説明してくださいと。これは議会でも多分、原子力安全対策特別委員会のほうでも住民に対して説明しろと言っているのではないですか。言っていると思うんですね。ですから、それは議会の特別委員会とそれから行政が一緒にちゃんと説明しないさいと。

(「それは常任委員会だろう」と呼ぶ者あり)

○市長(海野 徹君) 常任委員会ですね、失礼しました。

常任委員会のほうとしっかり手を携えてやります。大丈夫です。

○議長(助川則夫君) 木村議員。

○20番(木村静枝君) 再稼働とまでいかななくても原子力施設は非常に危ない施設です。使用済み核燃料がプールに入っていますから、地震でこのプールの水がなくなったときにはそれこそ大変な原子力事故になるわけです。たとえ廃炉になるとしても30年から40年、福島の場合はまだ原因さえわかっていないんですから、これはどれぐらいかかるかわからない。その間にも水漏れをはじめいろんな事故が起きているわけです。ですから、危険なものには依然として変りないわけです。

そういうときの、原子力災害時の那珂市の避難計画はどうなっているかお伺いいたします。

○議長(助川則夫君) 危機管理監。

○危機管理監(石井 亨君) お答えいたします。

那珂市の避難計画は、上位計画である茨城県広域避難計画に基づいて策定することになっております。ただ、茨城県の計画では、東海第二原子力発電所から30キロ圏内の市町村も参加しての作業を進めているところでございますが、避難先がいまだ確定しておりません。現在、他県への避難も含めて調整しているところでございますので、市の避難計画は今のところ進んでいないという状況でございます。

しかしながら、先ほど議員がおっしゃるとおり、東海第二原子力発電所には使用済み核燃料があります。ある以上、再稼働するしないにかかわらず、この避難計画は策定しなければならないと思いますので、県と調整を図りながら策定していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長(助川則夫君) 木村議員。

○20番(木村静枝君) 再稼働してもしなくても、これは非常に危険なものであるということで避難計画は立てなければなりませんけれども、東海第二原発の再稼働が実現すれば、35年を経た原発の再稼働は60年稼働に連動するかもしれないんですね。使用済み核燃料の累積とともに、老朽化の進化による事故の確率は一段と高まります。東海第二原発は、30キロ圏内に98万人が住んでいるという日本で一番密集地、この日本で一番密集地というのは、世界で一番人口の密集地に立地しているわけです。原発に大事故があったときには、この98万人

の命と財産、生活をどう保障するのか、とても不可能だろうとは思いますが。

政府は、地域防災計画を立てることは極めて重要としていますけれども、自治体に作成することを求めています。自治体は、ひとり暮らしの老人など地域のことをよく知っているからと言っております。しかし、事故の状況を知ることが難しい、それは福島原発事故で証明済みです。広域の状況もわからない。それぞれ勝手に各自治体が避難計画を決めたらどうなるのか、そんなことは考えないで政府は自治体に丸投げをしている状況です。たとえ各自治体がそれぞれの計画を立てたととしてもそれは絵に描いた餅にすぎません。東海第二原発は廃炉にするしかありません。

大飯原発差し止め訴訟の判決が出ています。これは大飯町の住民が大飯原発の再稼働に対して訴訟を起こしたものですけれども、その訴訟判決でどのように言っているかといいますと、一人一人の生存し、生活し、幸福を追求する権利である人格権が公法、私法を問わずすべての法分野において最高の価値を持つと述べ、被害をもたらす施設の運転差し止めを請求する権利が住民に十分あるときっぱり認めております。その立場から、原発の稼働が電気をつくるための経済活動の自由に属するもので、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものであると述べています。何が優位で何が劣位なのかが明確に述べられております。

さらに、原発の運転停止が国富の喪失につながるという推進派の議論に対しましては、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富である、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると対置して述べております。

まさに福島の実状を見ればそのとおりだと思います。大飯原発から250キロメートル圏内に居住する原発との関係で原発を運転してはならないと述べています。極めて重要だと思います。那珂市は東海第二原発から30キロ圏内にありますが、250キロ圏内はいけません。そうすると、日本はどこでも原発は動かしてはいけませんということです。北海道の端から、今、基準審査をしている川内原発、九州の外れ、四国にも原発がありますが、250キロメートルを同心円で描いていくと日本列島がすっぽり入ってしまいます。そうすると、原発は日本には向かない、あってはならないということです。そのためにもやはり原発から早く脱却して、自然環境に優しい自然エネルギーに一日も早く転換することが大切だと思います。

那珂市を歩くと、最近そちらこちらにメガソーラー、中には追尾型のソーラーまで設置されて、那珂市も随分自覚して、こうやってエネルギーの転換に力を尽くしているのだなということを実感しております。それを見ている住民も、原発がなくても、今は一基も動いていなくても、こうやって電気は不足していない。そして、今こうやって自然エネルギーが各地にどんどんできていけば原発がなくても安心だと、そういう声が住民からも聞かれるようになりました。

それで、裏の調整池ですか、あそこにできました太陽光発電が私は楽しみで、どのぐらいきょうは発電しているかということであのモニターを通るたびにみるんですけれども、あそ

こは本当は調節池で何もしなければ何も富を生み出さないんですけれども、20年間保証で7,000万円の収入があるということで本当に宝物だなと思います。

それで、その孫目線を通ると水戸ニコンの寮が2棟建っておりました。そこがきれいに取り払われて、平らになって市の駐車場になるということですが、あそこは太陽が朝から晩までさんさんと照って、太陽光発電をするにはもってこいのところだと思うんです。それで那珂市のアピールにもなりますね。那珂市はすごい太陽光発電をしているんだなということで、それだけで那珂市の宣伝になると思うんです。

それで、駐車場はいつ完成して、そこに太陽光発電を乗せるのかどうかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

あその駐車場は、今年度中に駐車場を整備いたしまして、来年度中に供用開始したいと思っております。そこに太陽光発電をつける予定は今のところ考えてはございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） どうして考えていないんですか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 東海村の役場の隣、これは雇用者と職員の駐車場で、今、屋根付きの太陽光発電パネルを設置しているという話をお聞きしまして、東海村のほうに確認をしたところなんですが、東海村の駐車場につきましては、今、ニコン寮跡地の駐車場の面積的に約3倍、1.2ヘクタールの面積がございます。それで、発電量も1,000キロワットを超えているという非常に大規模な発電施設ということでございます。

なお、さらにこの施設は、発電事業者が屋根をつけて、さらにその上に太陽光パネルを乗せると、そこまで事業者がやったということで、業者選定から発電開始までに約1年半を要して、今年の8月に発電開始の予定だそうでございます。

そういうことを考えますと、水戸ニコン寮の跡地が約4,100平米ございます。事業地規模に見合う発電量により採算性を考えますと、今のところ誘致はなかなか難しいのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 水戸ニコンの駐車場で全部賄い切れるんですか、那珂市の職員のが。今まで借りていた借地のところはどうなるのかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 現在、第1駐車場、第2駐車場を合せて6,400平米ほどあります。ここは借地をしております。それで、ニコン寮跡地を駐車場にすることによりまして一部お返しするという予定でございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） あそこの借地料が非常に高いように思うんですね。那珂市で全部買い上げてあそこを太陽光発電にしたら、採算の面とか環境の面でどうなんでしょうか。その辺はまだ検討はなさっていないんですか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） あそこの土地を買うというのも一つの方法かと思いますが、現在のところ一部お返しするという予定でおりますので、そこにあわせて太陽光をつけてはどうかというお話だとは思いますが、借地ですので、那珂市が借りているということでその又貸しになるということで、そこはなかなか一緒に誘致はできないのかなというふうに考えております。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 検討してみる必要はあるのではないですか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 借地の部分は、那珂市が借りている地権者とのお話にもなろうかと思いますが、とりあえずニコン寮の跡地の4,000平米で果たして採算が合うかどうか、この辺は発電事業者等に調査をいたしまして、採算に合うかどうかの確認は今後とっていきたくないと、そういうふうに感じてはおります。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） ぜひ検討をしていただきたい。それから、地主さんともかけ合って、今、出資を募って民間でやっているところもたくさんあります。そして採算性もとれると、七、八年で設備費が回収できるなんていう方もおりますので、これは宝の持ち腐れにならないようにぜひ検討していただきたい。

さらに、市立図書館、あそこは市立図書館を建てるときから太陽光発電をということで私たちは要求して、もう既に架台がちゃんと屋上についているんです。私は実際に見ていないけれども、つけたということです。架台がちゃんとついていのに、あそこへなぜいまだにパネルをつけないのか不思議なんです、どうしてあそこは架台をつけないんですか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 議員のおっしゃるとおり、図書館におきましては架台が建設当時から設置をされてございます。

それで、平成25年4月に策定されました第2次那珂市環境基本計画におきましては、公共施設において再生可能エネルギーの導入を行いますというふうにしてございます。図書館におきましては、今のような状態でございますので、採算性のこともありますが、条件が合えば設置は可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 可能であれば早急にあそこはつけてほしいと思います。いかがですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） ただいまご答弁申し上げましたように、市のほうの条件等々もございませう。そちらのほうで設置が可能であれば設置のほうを検討してまいりたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） もう一つ、平野台団地があります。あそこに斜面地がありますね。団地を山の中に造成しましたので、ちょうど太陽光発電パネルを乗せるのによい斜面かなと私はあそこを見て通るんですけれども、あそこへの太陽光発電パネルの設置はどうでしょうか。可能かどうかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

平野台団地につきましては、議員もご承知のとおり、東日本大震災時に法面が崩壊いたしまして、道路や建物、そして住宅地などに甚大なる被害を受けた地域でございます。この法面につきましては、災害復旧工事を行いまして補強工事が行われまして、現在は安定した状態が保たれております。

今回、議員よりご提案がありましたこの傾斜地につきましては、基礎工事及び設置工事を行うことによりまして新たな負荷や荷重が加わるといったことが想定され、法面が不安定になるといったことも想定されてございます。

このように、住宅地の安全性が危惧されますことから、パネルの設置場所としては慎重な判断が必要ではないかというふうにご考えてございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） では、専門家、パネルの企業などとは話し合ったり検討されたりしたことがあるのかどうかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

この法面工事を行いました業者さんのほうにはちょっと問い合せてはみました。現地の地質調査及び構造計算をきちんとやれば設置は可能であろうというような見解でございました。

ただ、あそこの法面につきましては、一番上にあります住宅地を支えるための法面という位置づけでございます。ということでございますので、可能ではありますけれども、今後、

風であったり雨であったり、地震であったりと、そういった外的な要因が加わったときにその法面が果たして安定を保つことができるかどうかという、100%保証はちょっとどうかという見解もございましたので、そうなりますとやっぱり、同じ答弁にはなりますが、慎重な判断が必要かと考えてございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 私は、前の3月議会で石川議員が言ったように、ああいう斜面に太陽光発電パネルを設置してその下にアシタバを植えれば、アシタバの収穫でお金が入る、それから太陽光発電でお金が入る、それから草刈りをしないで済むと。この草刈りは今、年間のくらいかかっているんですか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） 平野台団地の全体で約800万円ほどかかっています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 草刈りだけで年間800万円かかる。そうすると、その800万円もアシタバを植えれば必要がなくなる。そうすると一石三鳥ではないかと思うんですね。すばらしい宝を那珂市は持っているのではないかと。パネルを乗せるのが可能であるということ、それからちょっと懸念があるということですが、もっとこれは研究してほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、この斜面につきましては住宅地の安全を確保するための法面になります。当然、草刈り等には多額の費用が今現在かかっていますが、あの草も雨水の浸透を防ぐという意味がございまして、草がない場合は雨水によって斜面が浸透して削られてしまう、法面が不安定になるといったこともございます。逆に草につきましては、通常の堤防と同じように、ある意味、重要な意味を持っているということでございますので、そういった斜面でアシタバとかの栽培はちょっと難しいのかなとは思っております。

ただ、前に答弁いたしましたとおり、正式に計算をすれば構造上は可能であるというのはちょっと聞いていますので、それは実際にやる業者さんの判断になろうかと思えます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 今の技術は日進月歩です。ですから、今できなくてもこれからすぐにそういう技術が開発されるかもしれない。ぜひこれは今後も追求していただきたいと思えます。

次に、教育委員会制度の改定についてお伺いします。

今、教育委員会制度の改定が国会で行われておりますけれども、この教育委員会の改正について教育長はどのように思っておられるかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 今回の教育委員会制度の見直しについては、2011年に大津市で起きたいじめ・自殺問題で教育行政の責任の所在の曖昧さが非難されたということがきっかけで、見直しを図られたということになりました。

教育行政に対して指摘されております責任所在の明確化、迅速な危機管理体制の構築などの視点に基づき検討がなされた改正案は、まずは教育委員長と教育長を一体化した新教育長を新設し、任期を3年とする。議会の同意を得た上で、首長は直接教育長の任命、罷免をするということがあります。

もう一つは、首長が主宰し、教育長、教育委員などが委員となる総合教育会議を常設機関として新設し、この会議で教育行政の基本方針を定める大綱を協議し、首長が決定するということがございます。

しかし、教育職員の人事、教科書採択、教育課程の編成など、教育内容に触れる事項につきましては政治的中立性、継続性、安定性を図るため、教育委員会を引き続き執行機関とするなどの内容となっております。

いずれにいたしましても、日本の将来を託す子供たちにとって教育は権利であり、財産です。特に小中学校での教育は、社会を形成する人間として心身ともに重要な成長期に行われるもので、教育行政の中立性、継続性、安定性については堅持していかなければならないと考えております。また、制度の改正にあたっては十分に議論を尽くし、子供たちにとって真によりよい教育環境を目指すものであってほしいと願っております。

私といたしましては、変化の激しいこれからの社会教育を生きるために、子供たちの生きる力、すなわち知・徳・体の教育に対し信念を持って今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 今度の改革で大きく教育委員会の独立性が損なわれる、首長の権限が教育に非常に入ってくる、首長の権限が強くなると言われて心配されております。

この教育委員会の見直しは、先ほど教育長が答弁なさったように、大津市のいじめ・自殺事件がまず発端となりまして持ち出されてきた内容ですけれども、これが責任所在の明確化になったと、そういうことから出てきたと思いますが、果たして明確化したところでいじめはなくなるでしょうか。安倍政権のどこからもそういう確証は得られません。教育委員会改革が必要だという証明は全然ちぐはぐでございます。

例えば、教育長の答弁にはなかったけれども、教育委員会の形骸化がまずいということが挙げられておりますけれども、もともと教育委員会は、住民自治による教育統制という民主

的な制度として出発したものです。それは戦前の教育の反省から生まれました。戦前の教育行政は国家を頂点とした中央集権制度のもとに置かれ、地方の教育は直接には官選の地方長官のもとに置かれました。教育の自由や自主性は厳しく抑圧され、教育勅語を中心に、国民は天皇の家来、天皇のために命を投げ出すのが最高の道徳と子供たちに教え、国民を戦争に駆り立てました。その結果が惨めな敗戦です。そういう太平洋戦争に突き進むときは、それまでの小学校が国民学校と改められて、戦争を賛美する子供が教育されました。

私も、終戦のときに小学校2年生でしたけれども、今でも小学校1年生のときの国語の教科書の初めの、「サイタ サイタ サクラガサイタ」、「ススメ ススメ ヘイタイススメ」というのが脳裏にしっかりと刷り込まれております。それで、高学年になると教育勅語で軍国少年が育てられていきました。

○議長（助川則夫君） 木村議員、発言残時間2分を切っております。

○20番（木村静枝君） そういう教育に二度と戻さないために教育委員会の独立が図られたんです。ところが、また教育委員会が行政の下に置かれようとしているんです。

ぜひともこれは、教職の経験もある教育長、今、教育のトップにある教育長には、断固として教育の独立性を守るために、この教育委員会制度改定については反対を国に申し入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 現在、内容につきましては国で慎重な審議が行われているところでございますので、市として反対の要望を上げるということは考えておりません。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 全国センターがアンケートを行った結果、46都道府県に所在する教育委員会の教育委員359人から回答が寄せられて、この教育委員会改定に反対という回答が246だそうです。非常に教育委員の方も危機感を感じて反対をしているということでございますので、那珂市もぜひこの教育委員会制度についてはしっかりと対応していただきたいとお願い申し上げまして、時間ですので、もっとたくさん言いたいことはありますけれども、この辺で終りにしたいと思います。

以上です。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告6番、木村静枝議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日12日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、産業建設常任委員会を開催いたしますので、委員においては16時50分に
全員協議会室にご参集を願います。

散会 午後 4時41分

平成26年第2回定例会

那珂市議会会議録

第3号（6月12日）

平成26年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成26年6月12日(木曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案質疑
- 報告第 3号 専決処分の報告について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 4号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 5号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 6号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 7号 平成25年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 8号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 9号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第10号 平成25年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 議案第41号 平成26年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第42号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 議案等の委員会付託
- 日程第 4 請願・陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(21名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	9番	萩谷俊行君

10番 勝村晃夫君
12番 笹島猛君
14番 武藤博光君
16番 福田耕四郎君
18番 加藤直行君
20番 木村静枝君
22番 木内良平君

11番 中崎政長君
13番 君嶋寿男君
15番 遠藤実君
17番 須藤博君
19番 石川利秋君
21番 海野進君

欠席議員（1名）

8番 中庭正一君

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	助川保彦君
建設部長	岡崎隆君	上下水道部長	樫村悦雄君
教育部長	会沢直君	消防長	豊島克美君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革推進室長	車田豊君
危機管理監	石井亨君	農業委員会事務局長	樫村武君
総務部次長	川崎薫君		

議会事務局職員

事務局長	城宝信保君	次長補佐	渡辺荘一君
書記	横山明子君	書記	萩谷将司君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

前日に続きまして、一般質問を行います。

ただいまの出席議員は21名であります。欠席議員は8番、中庭正一議員の1名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付いたしております。

◎一般質問

○議長（助川則夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（助川則夫君） 通告7番、笹島猛議員。

質問事項 1. 地域産業の活性化について。2. 公共施設の老朽化対策と市道の現状について。

笹島猛議員、登壇願います。

笹島議員。

〔12番 笹島 猛君 登壇〕

○12番（笹島 猛君） おはようございます。議席番号12番、笹島猛です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、地域産業の活性化について伺ってまいります。

昨今、日本国全体で言えば、GDP、GNPという部分が非常に低成長に入っております。したがって、いろいろな形で税金を使って市民サービスを支えるというのが、今までの行政に求められていることだと思いますけれども、これから安定成長または持続型成長時代というのは、やはり税の使い方も、ある程度、市民サービスも低下する部分を含めて、時代に入ってくるのかなと思います。

そこで、これから5年、10年の財政の見通しについてと、特に福祉関係の財政の負担が重くなってくるであろうと思いますが、その福祉政策についての今後の財政の見通しについて伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

今後の財政見通しでございますが、最も大きな問題として、普通交付税に係る合併算定替えの特例加算、これが来年度から順次縮減されまして、平成32年度には普通交付税の交付額が6億円を超える減額となることでございます。

このことによりまして、大幅な財源不足が見込まれることから、どう予算規模を縮減していくかが課題であると考えております。

また、福祉関係の財政負担についてでございますが、今後、少子高齢化がより一層進むことが予想されております。国においては少子化対策、医療、介護、年金等の社会保障費が毎年、1兆円ふえていくと予想されております。そういうことから消費税の値上げを決断したところでございます。

那珂市におきましても、福祉関係の予算は大幅な伸びを占めておりまして、今後も予算全体に占める割合はさらに大きくなり、ほかの事業への影響は避けられないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 今後5年、10年というのは、非常に自治体が財政的に税収が上がらない。また、国のほうも、当然、成長路線ではなく持続型、安定型路線に入ったことによって税収が上がらない。それが地方においてくる交付税とか補助金とかというものがおいてこない。そういう中での末端の我々の行政、もしくは末端の議会としては、今まで要求型の議会であったり、それからサービス向上の行政であったりというようなことが大きな流れだと思います。

そこで、これからの行政のあり方についてというか、低成長型社会に向けての政策について伺います。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

低成長型社会における那珂市の政策でございますけれども、議員がご指摘のとおり、那珂

市の人口につきましても生産年齢人口の減少によります税収の減、さらには交付税や国庫補助金の増など見込めない状況の中で、那珂市の予算規模につきましても横ばい、または右肩下がりにならざるを得ないような状況が予想されるところでございます。

このような低成長社会におきましては、第三次那珂市行財政改革大綱の基本目標でもあります行政経営の確立に転換するとともに、各種事業の執行に当たることが重要であるというふうに考えてございます。

また、多様化・高度化する市民ニーズに対応するためにも、行財政改革の取り組みをさらに強化するとともに、自主財源の確保を積極的に図り、事務事業等の優先度、緊急度を精査しながら、行政と市民、民間との協働により効果がより高い事業を効率的に執行するという姿勢で臨んでいかなければならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） わかりました。

次に、平成25年度那珂市経営戦略会議の提言を読ませていただきました。提言は5つのテーマにまとめてありました。

1つとして、地域資源の活用とコミュニケーション戦略、2つ目は、那珂市暮らしのデザインミュージアム構想、3番目はパブリックスクールとヒューマンライブラリー、4つ目は那珂市の地域資源を生かした経済戦略、5つ目としてマネジメント、地域経営力の強化と読んでみたんですけども、何か正直言って何回読んでもよく理解できなかったんです。なぜかという、片仮名用語が多かったんですね。

最初の4つは、すべての市民を対象にし、那珂市内にさまざまな資源をいかに見つけ、それを私たちの暮らしに生かし、豊かな暮らしを身につけていくという提案ですが、そして最後のテーマは、行政組織としての市役所が市民に役に立つところとなるためにはどうすればいいかということの提案のことでした。

最初の4つは、やはりちょっと何が言いたいのかよくわからなかったもので、今回は質問は割愛させていただきます。

市長にそこでお伺いしたいんですけども、非常にこれ抽象的で、目新しさを感じなかったんですけども、これ市長の選挙公約で始めたものだと思うんですけども、これはいつまで続けて、終了する予定はないんですか、これを伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今年度で、とりあえずけじめをつけたいというふうに思っております。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 今年度ということで理解いたしました。

それで、最後のテーマです。それについてちょっと質問させていただきます。

これは市職員の行政能力の向上ということで、地域経営のトップである首長のリーダーシ

ップにより市民が雇っている市職員の能力、いわゆる市役所の能力を最大限に発揮させること、市民力の活用が特に重要であると言っております。これからの人材育成は、行政が市民の声を聞くことから、さらに市民とともに考え行動する職員となるように進めていくべきです。そして、職員の育成だけではなく、組織そのものを変えていくべきです。例えば、社会の変化に適切に対応できる組織、多角的・横断的に取り組む組織、前例にとらわれない組織などですが、この、市民とともに考え行動する職員の育成だけではなく、組織そのものを変化させるべきではないかと思いますが、市長に伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

多角的・横断的に市内の調整機能及び市の政策形成を担う部署といたしまして、平成24年度に政策企画課を設置しました。また、同じ平成24年度に、那珂市行政組織機構検討委員会を立ち上げまして社会の変化に適切に対応するため、継続的に組織機構について検討しております。

昨今の社会情勢などにより、社会的要求が多様化してきており、1つの部署では対応できない問題が多くなってきているのも事実であります。そのような際には、市内でプロジェクトチームを立ち上げ、いろいろな角度から検討することを行っており、内容によっては市民の代表の方を募り、検討会などに参画していただいている場合もあります。

今後も、部署にとらわれず、問題解決を図っていき、市民の意見をくみ上げることができるように対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 市長、市内でいろいろな組織、部署ですね。それからプロジェクトチームを立ち上げてやっていくということですけども、これ、いろいろなものをつくって、やはり仏つくって魂入れずということでは困りますので、やはりそこが肝心なところなんです。どうなんですか。魂をきちんと入れられますか、伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 魂を入れてもらうようにお願いしております。ですから、魂入っていると思いますけれども。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 時間がないので、どんどん進めていかないといけないので、申しわけない。

長期的な視点から見れば、税収の確保というのは必要不可欠なことです。子供と高齢の方たちには税金でサービスを施さねばなりません。この部分を減らしていくということは、いわゆるサービスの低下になります。できれば成人して社会人になっていく方には、できるだけ一生懸命働いてもらって、税金を納めていってほしいものですが、そのためには、本市の

働く場所の確保、そして雇用については大事なことです。

雇用について、日本全体を考えると、やはり戦後の日本の急成長がありました。そのときには雇用はどんどん生まれ、そして働く人数もどんどんふえていったと思います。しかし、今の現状は農業、工業についても、どんどん機械化され、人件費は大幅にカットされております。

そこで、本市で今までどのような雇用対策をされたのか。また、市内の事業者数と、業種別事業者数と、そして就労している人数は何人ぐらいいるのか伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

本市の雇用対策につきましては、毎年、茨城就職・生活総合支援センターと連携いたしまして、就職相談会を実施しているところでございます。また、雇用や就労支援の情報提供といたしまして、情報提供コーナーや商工観光課窓口におきましてチラシやパンフレット等による配信を行っております。さらには、市ホームページでも情報提供を行っているところでございます。

さらに、議員質問の、平成24年に実施いたしました経済センサスによりますと、総事業所数は1,899事業所でございます。その内訳としまして、卸売業、小売業が498事業所、建設業が278事業所、生活関連サービス業、娯楽業が208事業所、宿泊業、飲食サービス業が189事業所、製造業が174事業所の順になっております。また、総従業者数につきましては、1万5,758人となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 小売が一番で、2番が建築、3番がサービスですか、4番が製造業ですよね。やはり製造業が低いのかな、そのあれが、企業進出が。どうなんですか、それは。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） 先ほども申しましたとおり、一番、那珂市でなっておりますのは宿泊業と飲食サービス業が189と一番低いものとなっております。

一番最後に、製造業の、先ほども言いました170事業所が一番低い数値となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） それについては、もう少ししたら、ちょっとそれは質問させていただきます。

私が住んでいる菅谷の中心部の住宅地、ミニ団地なんですけれども、二、三十年前に移り住んできた方は東北出身者の方が多いんですね。勤め先は日立製作所関係の方が多いです。どうして那珂市に住まいを求めると聞くと、親戚の方がたまたまいたとか、知人がいたとかが多いです。でもやっぱり一番多かったのは、自分が家を求めるとき、自分の予算に合っ

た場所というのが一番多いです。少し言い方を変えると、那珂市に魅力があって来ているわけではなく、就職先、あと働く場所は違うところにあって寝るところ、だからこの水戸市とかひたちなか市のベッドタウンと言われているような気がするんですね。

今、自治体の人口獲得競争が大変激化しております。那珂市に住めば雇用はあるよ、そして住まいも安く手に入る、そういったなんらかの関連性みたいなものが必要だと思います。そして、那珂市に住んでいただける、働いていただける、消費していただける、そんな何かセールスポイントがあれば伺います。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

那珂市のセールスポイントということのお尋ねでございますけれども、那珂市におきまして、居住、消費環境という点におきましては、昨年、東洋経済新報社の住みよさランキング2013におきまして、那珂市が全国第59位、関東では第7位、茨城県においては第4位という高い評価を受けたところでございます。住みよさランキングにつきましては、安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度の観点から14の指標の偏差値を平均化して求めているものでございます。

この高い評価につきましては、那珂市が豊かな自然、文化、歴史、産業など、多くの地域資源に恵まれ、しかも交通においても常磐道、国道などの幹線道路、それからJR水郡線等の交通環境に恵まれ、通勤、通学、買い物等に非常に便利な地域であるということが考えられております。さらに、福祉施設等においても充実しているなど、さらに各小学校においても学童保育が整備されておるなど、子育て支援環境についても充実しているということが評価されたことによりまして、このような高い評価を受けたところでございます。

このように、那珂市におきましては、生活環境のバランスがよくとれた住みやすい町であるということが総合的に評価されたということを考えまして、その点が那珂市のセールスポイントではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 那珂市は平たんで、アクセスもいい、温暖な気候で、それから災害が少ないまちと、それはもう何回も聞いています。やっぱりこれ、日本国中、どこでも住みやすいまちだと思うんですよ。日本は治安もよくて、非常にそういう面で。

これにやっぱり満足してはだめですよ。やっぱりこれからは、さっきから言っているとおり、地域間競争が入ってきます。そうすると、個性ある、特徴ある、やっぱりまちづくりを目指さないと生き残りができないという形。やっぱり近隣のならえだけでは。近隣から勝っていくと。要するにそこから、人口を、ごめんなさいね、例えば県北地区からでもいいですよ。人口をこちらのほうに流入していただくとか、企業もやはりよそから来ていただくとか、その競争に勝たなければいけない。そうしたら、やはり個性ある、特徴あるということ

で、いつまでも自然環境云々では、これは我々がつくったものではない。もう何億、何千年前からできたものですから、それに甘んじてはいけない。そういうことはどのように感じますか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員のほうからご指摘がございました、那珂市のよさをもっともっと生かした中での政策というものを考えていく必要があるのではないかなというようなご提言だったと思います。

現在の状況、那珂市のよさを生かしながら、当然、働く場所、それから消費する場所の創出、そういったものも当然していかなければならないというふうに感じておりますし、当然、人口減少社会において、やはり那珂市においても人口を定住化させていくというような施策についても十分考えていかなければならないということでございます。

そういった中で、また、那珂市だけで完結するのではなく、地域、周辺地域とも有機的に連携を図りながら、相乗効果をして、那珂市も発展、那珂市の地域づくり、地域活性化に向けて取り組んでいく必要があるというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 次に、企業誘致について聞いてまいります。

日本国内における企業誘致については、バブル崩壊後の景気低迷から設備投資に慎重な姿勢が広がり、また、グローバル化に伴い、製造拠点がアジアを中心とする海外へ移転するなどの状況にあります。このため、国内の工場立地が減少し、工業用地の売れ残りが目立つなど、工業誘致は極めて厳しい環境にあるというのが国内の情勢かと思えます。

各自治体で、補助金の交付や課税の免除などさまざまな優遇策を講じ、企業誘致活動を展開しておりますが、地元企業の育成、発展と企業誘致のバランスの問題、または企業誘致の進出、撤去は企業側の採算性で決定され、地域の実情等は考慮されないなどの問題があります。

まず、那珂市内の商工会の会員や企業が全国に発信できるような企業は市内にありますか、伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

全国に発信できる市内工業といたしまして、まず、那珂西部工業団地に立地いたします、森松工業株式会社でございます。森松工業は、ビルやマンションの屋上に設置します水槽や石油化学プラントのタンクなどを手がけまして、世界の巨大メーカーが主要取引先に名を連ねまして、中国にも工場を有するなど、最高品質のタンクメーカーとして世界市場でも認められているところでございます。

また次に、地元企業でございますけれども、全国新酒鑑評会で金賞を何回も受賞し、世界各国のビールコンテストでも金賞を受賞しております190年以上の歴史を誇る酒蔵の木内酒造合資会社が挙げられると思います。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 企業が大きく育っていただくのが一番だと思いますが、やはりなかなか時間がかかると思います。それを考えると、一番手っ取り早い効果的なものが企業誘致だと思います。本市の産業の振興及び雇用の拡大を図るためには、本市に新たな企業が立地されても、企業の合併や工場など市外へ移転されない、むしろ合併や工場移転の際には本市へ立地して頂けるような、既存企業の環境づくりが必要だと思います。

そこで、新規企業誘致の場合の優遇措置と、既存企業への支援について伺います。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

本市におきましては、新規企業誘致に対しまして、製造業、情報通信業、道路貨物運送業、梱包業、卸売業を対象に固定資産税を3年間免除いたしているところでございます。

また、24年3月でございますけれども、那珂西部工業団地が茨城産業再生特区計画の復興産業集積区域に指定を受けてございます。これによりまして、電気・機械関連産業を中心に、国税であります法人税、それから県税であります法人事業税、不動産取得税に加えまして、市税の固定資産税の5年間の優遇措置が新たにできたところでございます。

また、業種を問いませんけれども、事業所が新增設に伴う電気、契約電力の増加に対する電気料金の補助金の対象となってございますが、これについても8年間の補助が受けられるという制度もございます。なお、既存企業に対しましては、設備の新增設について、一定の条件はございますけれども、同様の優遇措置がございます。

企業活動における諸課題についても、市のほうで支援できるものについては、ご相談を受けながら、企業活動に対して支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） かつて、企業や工場を誘致するため、自治体は減税や用地提供など、よい条件を競い合っていました。しかし、誘致に成功しても、その後に工場が撤退して大きなダメージを受ける地域もあります。特にリーマンショック後はその傾向が著しいです。地域経済の鍵は、外からの企業誘致ではなく、域内での企業とそのために必要な人材育成が握る時代を迎えております。

地域で産業を興し、その所得を地元の投資や消費の形で循環させる、域内でお金を回さなければ、近い将来、那珂市の地域経済は自立できないと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 生産年齢者の減少というのは、税の減収に直結すると言われております。人口減少社会において、日常生活圏域の拡大に伴い、すべてのサービスを一つの市町村ですべて提供することは困難となってきたのが現状でございます。

今後、行政運営を考えるに当たっては、複数の市町村が連携し、行政区域にとらわれず、より広域で圏域を形成し、循環する地域社会の確立が必要であると考えております。

そのためには、連携のメリットを互いに享受し、かつ戦略的な施策の構築をしていかなければならないというふうに考えております。将来にわたって、那珂市が自立し続けるために、地域間競争を勝ち抜くための広域連携を積極的に取り入れた政策を総合的に推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） わかりました。

次に、農業活性化策について伺ってまいります。

市町村早わかりという、県内の市町村別の統計データでは、市町村内総生産では、本市は44市町村の中で30位、4人以上の事業者での製造品出荷額は36位、商品販売額と小売事業所売場面積では22位です。これをもっと詳しく就業構造を分類しますと、第1次産業、いわゆる農業に従事されている方が21位で6.05%ということで、これは県下で中位です。ですから、農業振興といっても担い手はというと問題になるというのは当然のことかと思えます。

第2次産業の工業については、37位で32.7%です。サービス型、都市型の第3次産業については、14位で63.13%という数字が出されております。これを見ても、本当は農工商、こういったものがバランスよく発展すればいいと思いますが、現状ではちょっと工業の部分が低かったり、農業の部分が中途半端で伸び悩みがあるのかなという気がします。

那珂市の基幹産業は農業です。国にとっても、食料の自給率ということを考え合わせると、大事な産業です。

そこでまず、本市の基幹産業である農業の現状についてと、農業従事者数と、就業者数の全体に対する割合、本市内の土地のうち農地の割合、また、農業所得等について伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

農業従事者数につきましては、2,259人で、人口割合にいたしますと約4.2%でございます。就業者数につきましては、2,813人で、人口割合にいたしますと約5.2%でございます。

また、農地の割合につきましては、約43.5%でございます。

生産農業所得の農業専従者換算1人当たりにつきましては、約109万3,000円となっております。

先ほど述べました報告の数字につきましては、2010年の世界農林業センサスからの数字と、生産農業所得につきましては、茨城農業水産統計年報、平成17年、18年の数字からの

引用でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） そうすると、部長、あれですか、農業従事者というのは、今は2,000幾らですけども、例えば15年とか20年前はというような従事者どのくらいの数か、もし、持ち合わせていれば伺います。

また、先ほど、ちょっと済みません、もう一回続きます。

所得が約100万円ぐらいとって、これはやっぱり、今、どうしても機械化していかなければいけないということで、機械類がとても高いですね。そうすると、その経費が高過ぎるから、引いた分ですから、所得が100万円になってくると、普通じゃ生活できないんですけども。この所得も、やっぱり資料を持ち合わせしていれば聞きたいんですけども、やっぱり変わっているんですか、15年、20年前と。ちょっと聞きたい。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

先ほど述べましたように、2010年の資料でございますけれども、その前の2000年の数字から引用しますと、合併前ですので、農業従事者数につきましては、那珂町で2,115人、瓜連町で277人で、合計2,392人で、先ほど述べました人数と比べまして133人ほど減少しているものでございます。就業者数につきましては、同じく合併前ですので、那珂町で3,939人、瓜連町で563人で、計4,502人ですので、先ほど述べた数字に比べますと1,689人は減少している結果でございます。

それから、先ほど、生産農業所得の専従者の1人当たりの換算割の所得ですけども、きょうの申し上げます資料は1993、平成5年の資料から申しますと、これも合併前ですので、那珂町のほうにおきましては119万5,000円、旧瓜連町で93万9,000円でございます。合計しますと213万4,000円ですので、比較できるかどうかわかりませんが、倍ぐらいの数字には、倍ぐらい減っている結果には、数字的にはなっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） わかりました。

各都道府県の中で農業産出額は北海道に次いで本県は第2位です。通常、基幹産業である農業といえば、やはり農業の算出が大きいと、こういったことが浮かぶと思いますが、本市の産出額を伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

本市の算出額につきましてご報告いたします。平成18年生産農業所得統計の数字からでございますけれども、45億8,000万円となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 部長、もし資料を持ち合わせていれば、例えば20年前とかという、合併前ですから、瓜連、那珂町と両方あれば、比較検討したいのでちょっと。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） きょうお知らせする年度につきましては1995年、平成7年の数字からでございますけれども、これも先ほど言いましたように、合併前ですので、那珂町が73億7,000万円、瓜連町が8億1,000万円、合計81億8,000万円で、比較しますと36億円ほど減少しているという結果でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） わかりました。

20年前と比べれば、半分になってしまったというふうに理解いたします。

かつて、農業が元気だと那珂市も元気になる、農業が栄えることによって商業も栄えていた時代がありました。しかし、今、右肩上がりの絶好調な状況ではないのが現状です。今後やはり農業が栄え、そして今、6次産業などという取り組みが盛んになってきております。その点も行政としてしっかりと見据えながら、商業、工業とも、やはり農業と連動しながらそれぞれが相乗効果で反映していく、そのような未来を描いていかなければならないと思います。

茨城県でも、茨城農業改革大綱を平成23年4月に発表し、2011年から2015年の5年間の農業改革大綱をつくりました。この中で、本市としては、水田農業が大きくかかわっていると思いますが、もうかる農業の実現による経営の安定といたしまして、水田経営あるいは園芸、それから畜産という3つの項目に分かれて明記されておりますけれども、そういった中で所得水準の向上を目指すとうたわれておりますが、本市としては、もうかる農業をどのように考えているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

本市の農業につきましては、市内どこでもいろいろな作物がつかれるというような特徴がございます。水田につきましては、再ほ場整備等を行うことで、分散しております土地を1区画に拡大いたしまして、大型機械を導入できるようにするとともに、農業者の高齢化や、後継者がいない農家等の土地を経営力のある担い手が借り受けて集約化を進めまして、生産性の向上、経営規模の拡大を実現することで、コストの削減を図ることで収入の向上につながるものと考えております。

また、畑地につきましても、経営力のある担い手が借り受けまして、集約化を進めまして、農産物を市場流通に委ねることではなく、産直など、直接販売を行うとともに、農産物確保、

さらには流通も手がける6次産業化を進める方向で考えておるところでございます。

また、7月末に、那珂市の農業を考えるための農業によるいいまち魅力づくりをテーマとした講演会を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 農業を取り巻く環境は、これは全国的な問題として農業者の高齢化や担い手不足、農業所得の減少など、大変厳しいものとなっております。その中でTPPの問題など、まだまだこの先、不透明な環境が続いております。

最近、いろいろ広告等によく見かけるんですけども、チラシですか、地価が安い、借地料や賃貸料が期待できない、こんなあなたこそ太陽光発電がありますよとか、田んぼ、畑、空き地にも太陽光といった、よくチラシ云々は見かけるんです。茨城県は太陽光発電の設置数は北海道に次いで第2位、2番目に多いところで、本市でも土地の利用がなかなか図れない市街化区域にこのような施設を多く見かけます。

そこで、年に何回ぐらいの申請や相談があつて、何件ぐらいの許可がおりているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

市街化調整区域における太陽光発電に伴う平成25年度農地転用の実績でございますが、申請件数15件、相談件数、約90件、許可件数15件となっております。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 農用地区域の第一種農地は優良用地のため、農地転用は原則不許可のことですが、太陽光発電施設の転用許可はありましたか。また、第二種、第三種農地の転用許可はどうなんですか、伺います。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

第一種農地の不許可の例外規定としまして、事業地全体面積の3分の1以内が第一種農地であり、必要性が認められる場合に限っては許可対象となり、市内においては1件でございます。

第二種農地につきましては、事業を遂行するに当たり、ほかに代わりとなる土地がないと認められた場合について、立地基準としては許可対象となります。

第三種農地につきましては、市街地化の進んだ農地として判断され、立地基準としては許可対象となります。

太陽光発電施設につきましては、一般的な添付書類のほかに経済産業省の認定書、及び電力会社との電力の買い取り協議が済んでいることが許可条件となります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 事務局長、よく第一種農地が、よくあれ、結構ハードル高いですよ。よく転用になった、1件あると言っていましたけれども。よく転用になって、この事業内容というのをちょっと伺いたいですけれども。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

第一種農地の許可対象となった事例に対する事業内容でございますけれども、議員ご指摘の事案につきましては、太陽光発電施設設置事業の主体となる用地は山林であります。事業計画面積の一部が第一種農地となっております。農地の割合が事業全体面積の23.4%であることから、3分の1以内の面積となり、かつ進入路等の必要性が認められたため、例外規定の許可対象となりました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 横堀地区の那珂聖苑近辺には、中小規模の太陽光発電のソーラーパネルを数多く見かけます。何か下水道整備がされた地域内は、比較的許可がおりやすいのか、または市街化区域の農地を転用して施設を設置した場合、地目は宅地になってしまうのか、2点伺います。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

市街化調整区域であっても、上水道、または下水道、またはガス管のうち2つ以上埋設されている道路に接する農地であって、かつ500メートル以内に学校、病院等がある場合は、市街地化の進んだ農地と判断され、第三種農地となり、立地基準としては許可対象となります。

転用後の地目でございますが、太陽光発電ソーラーパネル設置後は、農地として利用することはできないため、現況地目は雑種地となります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 就農者高齢化のため、どんどん減り始め、また、農地転用して農地を投資事業の目的と見るようになっては、農業は那珂市の基幹産業と呼ぶには、かなり厳しい状況になっていると思っておりますが、基幹産業という言葉は文字通り解釈すると、経済の基盤となる産業ですが、この農業を、今後どのようにしていきたいのか、市長の見解を伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど産業部長のほうから答弁したのとちょっとかぶりますけれども、那珂市は平たんで農地面積が広く、小規模な農家や兼業農家が多い状況にあります。そのような農家で、作付のされていない土地や後継者がいない農家などの土地を経営力のある認定

農業者等が借り受けて、経営規模の拡大を進め、どんな作物でもつくれるという、この地域の特性を生かして、かつてゴボウとか山芋が特産品でありました。そういった特産品を開発して、産直など直接販売を行い、同時に農産物加工、流通も手がける6次産業化につなげることで、農業の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） わかりました。この農業問題については、ここで終わりにしまして。

最後になりますけれども、4月23日、ひたちなか市青年会議所主催の「いいね！那珂台地～地域活性への道～」の講演を聞きに行きました。講師はよくテレビで見かける藻谷浩介氏という方でした。内容は、久慈川と那珂川を挟んだ那珂台地の3市町村の広域的な連携を図り、那珂市、東海村、ひたちなか市の合計24万8,900人ぐらいの人口で、水戸市に次いで2番目の都市をつくり、稼いだお金をもっと地域内でぐるぐる回し、地域内産の食材、建材、人材の質を上げて、地元で使い、里山資本主義的な地域活性化を図っていこうということです。

そこで、これらの広域連携についてと、那珂台地は一つという合併構想について、市長の見解を伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 藻谷さん、私も市町村アカデミーかな、あそこで聞いて、大変おもしろいお話をされる方だなというふうに思っておりました。議員も多分、あの会合に出席されたと思うんですけども、「那珂台地は一つ」は、ひたちなか青年会議所が唱えるキャッチフレーズですが、人口減少時代が到来したことも踏まえて、長期的な視点に立った行政運営を考えるに当たっては、広域的な連携による各種の施策の展開というものは避けて通れないと考えており、この広域連携の延長線上に合併という終着点があるのかなというのが、私の見解であります。

したがって、特定の市町村との合併については、今のところ考えておりません。しかしながら、定住自立圏構想など、幅広く広域連携を図るための勉強会という趣旨での取り組みについては、参加の呼びかけがあれば参加させていただくというのが私の考えであります。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 次に、公共施設の老朽化対策と市道の現状について伺ってまいります。

まず、狭隘道路対策についてから伺ってまいります。

那珂市内には、4メートルに満たない、いわゆる狭隘道路がありますが、地震や台風など、災害が起きたときの円滑な作業ができない、あるいは道路幅員が狭いことで、一分一秒を急ぐ救急車両や消防車が入ることができないなど、市民生活においても非常に困難になる場面

が多いものです。

建築基準法では、幅員の狭い道路においては、道路センターよりも両側に2メートルのセットバックが義務づけられております。それを順守していれば、少なからず道路幅員は必然的に4メートルは確保できるはずなのですが、なかなか幅員がとれないのが現状です。この生活道路の幅員の確保こそ、市民が安心・安全に生活できることではないでしょうか。

そこで、本市としての狭隘道路の認識をお聞かせください。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

市内の道路におきましては、幅員が4メートルに満たない未整備な狭隘道路がまだまだたくさん残っているのが現状でございます。市民の安心と安全な暮らしを守るためにも、生活道路の整備は早急な課題であるということが認識はしてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） やはり早期の解消が必要であるというのは、みんなが認識していることだと思います。

この狭隘道路は、市内の道路総延長の何キロメートルで、そのうち狭隘道路の割合は何%を占めているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

市内の道路実延長、約1,150キロメートルのうち、幅員3.5メートル未満の道路延長は約700キロございます。全体に占める割合でございますが、約60%でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） この道路の中で、緊急車両が進入できない場所、それから通常、人通りというか、車の往来が多いところでも、道路の道幅が確保されなくて、片側通行しかできないとか、そういう道がまちの中で見られるわけですけども、あと、砂利がむき出しになっているとか、自転車とか子供たちが通学するときそこで足が滑ったり、または自転車の車輪がとられて滑ってけがをすとか、そういったことも考えるわけです。

そこで3点伺います。

1つは、緊急車両が通行できない道路は、早急に改修なり拡張してほしいのですが、その対応について伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

通常の道路整備までの流れでございますが、自治会を通しまして市と協議をしていただき、狭隘道路整備審査会において採択の後、順次整備を進めているところでございます。

議員ご指摘のように、緊急車両が通行できない路線がまだたくさん残っていることは承知してございます。まずは早めに市の担当のほうにご相談をいただき、一緒に協議しながら手続を進めることができると考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 2つ目としては、車が多く通行する道路に対しての交差できる道幅の改修についてですけれども、具体的には上菅谷駅近くの大宮街道踏切の道幅が狭く、交通量が多く、歩行者や自転車が車に接触しかねない場面を数多く見ました。早急にこの危険な場所を拡張するなりして、改修したらどうでしょうか、伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

まず、踏切を拡張する場合のこれまでのJRさんの考え方でございますが、近隣の踏切閉鎖というのがまず条件となります。このため、踏切閉鎖となる地域の方々のご理解と、まずご協力がなければ、早急な拡張計画を策定することは難しいと思われております。

また、議員ご指摘の上菅谷駅前南側の踏切でございますけれども、現在、上菅谷駅前地区の事業におきまして、旧349号線から踏切までの間を歩道整備、これを予定してございます。この中で、当然、歩行者の安全性の観点からも拡張の必要性につきましては認識しているところでございます。

今後、歩道整備に伴いまして、JRとの協議をする機会もございまして、拡張条件等につきまして、改めて確認いたしまして、その踏切拡張についての方向性をこれから探ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 部長、今、JR側と話し合い、交渉するというところで、もともと、あそこの西口まで橋梁というか自由通路をつくるわけで、それが中止になって、結局、西口の方がたくさん、あそこの住民住んでいますよね。結局、JRを利用している方もたくさんいるということで、今はもう迂回して不便を感じていて、まして踏切のところは非常に渡れなくて、もう時間が10分、20分前にでも家を出発しなければという、非常に不便さを感じている。

JRのお客さんなんですよ。ですから、そういうこともやっぱり強く言っていただかないと、お客さんをもっと大事にしてくださいと、おたくのためになりますよと、ですからなんとか了解してくださいと、そういうアプローチも大事だと思うんですけどもどうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

当然、JRの利用の通行の方もたくさんいらっしゃるのは事実でございますので、その点も、JRさんの協議の場におきましては、強調して、ちょっとお話し合いを進めてみたいと思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 3つ目としては、人がよく通る場所ですけれども、砂利がむき出しになっているところの舗装を早急にできないかについて伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

道路整備の流れと同様でございますけれども、砂利道の舗装につきましても、自治会を通して、市と協議をしていただき、整備する場所を決定してから、順次整備を進めているところでございます。

この際でございますけれども、簡単に、現道舗装で整備するということではなく、将来を考えて、側溝整備を含んだ狭隘道路、こういったものも、その方と一緒に考えてもらいながら、相談をしていただいた上で、その整備の方法については考えていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 最近、ゲリラ豪雨ですか、きょうもひどい雨風がもうあれしていて、本当に少しでも早く、10分、20分前に来てあれしていると、もうずぶ濡れになって、非常に、さっきまで晴れていたら、午後にはまた雨風がということで、非常にころころ変わる天気ですか。このゲリラ豪雨、大雨に対応するため、常時、市のほうでも、どこのエリアが特に浸水時に弱いか把握していると思います。

しかし、道路幅員が狭いところもあり、なかなか道路排水に処理がうまくいっていない地区も多いと思いますが、どのように排水路の整備を進めているのか、また、本市では排水、舗装をどのくらい実施しているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、最近のゲリラ豪雨、こういったものに対して、本市の中におきましても、浸水する場所がかなり多く見られます。

現在、本市の排水路の整備でございますけれども、両宮排水路整備のような本市の幹線の排水路、こういった整備を行う事業と、あと、自治会のほうから申請を受け付けまして、事業採択後に側溝等を整備する、こういった事業の2つが、今現在、行われております。

また、市道整備におきましてでございますが、流末排水先があるということが一つの条件にはなりますけれども、整備する路線の沿線及びその周辺区域も含めまして、円滑に排水処

理ができるように、設計施工のほうを、今後、進めていければと考えてございます。

なお、排水性舗装につきましては、本市におきましては、実施例はございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 部長、よくこの、こういう雨が、特に最近頻繁に起きているものですから、よく、いろいろな市民の方から言われるんですけども、側溝がなくて、雨のたびにこの宅地や畑に雨水が流出してしまっていて支障を来している。また、通学路になっている地域もやっぱり同じようになってしまって、やっぱりこれは早急な何か整備というか対策をしなければいけないのではないですか。やはり気候の変動によつての、今までは違うということで、どうでしょうか、その辺について。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

本市の雨水排水の対策でございますが、やはり可住地面積かなり多ございまして、道路延長もかなりある。これまですべての道路について、そういった側溝整備がなされてきたかという、なかなかそういう状況にもございません。

そういった意味で、雨水排水の処理につきましては、市も全体的に考えていきたいんですけども、なかなか全体を一気にというわけにいかないものですから、かなり排水で困っている、そういった場所から検討進めて、順次整備が行われれば思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 緊急性があるということ、優先度をつけてやっていただきたいと思えます。市道の管理の中には、道路の砂利入れ等、それから草刈り等があると思えますが、通常、道路として認定されているところが雑木とか草など、なかなかこれが道路と思えないところが何か所かあると思えますが、市で管理すべき認定道路の中で雑草とか草刈りとか、または舗装された場所は何年かに一度、見直しなどやって、問題があれば、それらの掘り起こし、修繕をやっていると思えますが、砂利の敷設とか、それから道路に生い茂った草はどのように管理しているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

砂利敷きにつきましては、同じように自治会からの申請によりまして、随時、対応しているところでございます。こちらが直営でやっている部分が多ございますので、申請が出れば、早い時期に対応ができるということで行っています。

また、道路除草につきましては、主要な路線につきましては、年間計画を立てまして、業務委託で対応しているところでございます。また、直営で少し一部やっているところもございまして、なかなかすべての道路まで行き届いていないのが現状でございます。

このため、生活に密着した市道につきましては、今年度より市道等の管理に関する報奨金制度、こちらを活用していただきまして、市民との協働により除草等の管理作業を進めていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 特に農村部ですけれども、道幅が1.8メートルとか2メートルとかとなっているのが実際あるんですけれども、それだけ道がないというか、いわゆる両側から土地が食われているという、発生している箇所があると思うんです。それと同時に、この境界線ですか、これも係争の問題のことになっているわけなんですけれども、この境界を確認して、境界ぐいをきちんと設置して管理されているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

道路境界の復元業務につきましては、毎年、委託費を計上しております、これによって対応しているところでございます。

境界が画定されていない道路は結構ございまして、これにつきましては、沿線住民の方からの申請によりまして、関係者による境界立会を実施した上で、境界ぐいのほうを埋設しております。また、画定されました測量図や座標のデータ等につきましては、道路管理台帳システムがございますので、そちらの中に管理をしているということでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） よく言われるように、まちづくりは道づくりということで、本当にその町が整然としているか、使いやすくなっているかというのは、道幅が確保され、その道が生活する人たちに利便性をもたらしているか、それから、物がスムーズに流れているか、さらに車の危険性も考慮して、地域によっては、そのところに住んでいる人たちの生活を守るために、スピードを出さないように故意に不自由にさせるためにまちづくりの中でつくっている道路もあります。

日々の生活の中で使われている道路の現状はどうなっているのか、市のほうとしては、それはどういう形で管理していくのか、また、将来的な形で予算等を含めてどういうふうなまちづくりの中に反映していくのか、これらの道路行政に関する今後の市の方針について、市長の见解を伺います。

○議長（助川則夫君） 笹島議員、質問時間3分を切りました。

市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

市道整備につきましては、私が市長になりましたから、高いハードルを下げました。それで、生活道路としての利便性の向上と安全な交通環境の確保を図るため、地域の要望を総合

的に勘察し、継続的に道路の新設や改良、維持補修を実施し、舗装率の向上に努めていきたいというふうに思っております。特に通学道路ですね、これは優先、最優先で整備していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 市長、今言った、高いハードルを下げたとは、どういう形で下げたのかな、具体的に。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 具体的には、狭隘道路も含めてなんですけれども、狭い道路はやらなかったんですね。それを狭い道路もできますよと。具体的な話になるとまた長くなりますからやめておきますけれども、今までやらなかったやつをやるような形にしたということです。すばらしいことだと思いますか。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 現道舗装のことを言っているのかな。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

ただいま市長がおっしゃったことは、現道舗装ということですね。通常の市街化の中は現道舗装あったんですけれども、24年度から、調整区域のほうにおきましても、現道舗装のほうを新たに取入れたということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） というのは、そのところにアスファルトを流しているもので、それ長もちしないんですけれども、大丈夫なの、それは。またやり直するんじゃないの、それは。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

当然、現道、2.5メートルから4メートルの以内での工事になりますので、舗装構造等も薄いというのがございます。当然ながら、そうなると長もちするかというと、確かに補修が出てくるといったことも考えられますので、先ほど答弁いたしましたけれども、全体的なことを考えていただいて、狭隘と現道、そちらの選択を市と地域の方で協議をして決めていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） もう時間なので、終わりにしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告7番、笹島猛議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

◇ 須 藤 博 君

○議長（助川則夫君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告8番、須藤博議員。

質問事項 1. 人口減少について。 2. 区域指定について。

須藤博議員、登壇願います。

須藤議員。

〔17番 須藤 博君 登壇〕

○17番（須藤 博君） 議席番号17番、新政会を代表して質問いたしたい。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

今回は2点ほどありますが、まず1点は、人口の減少についてということでございます。

過日、新政会において、人口減少に関連しまして、地域地区指定、地域指定の視察を、石岡をさせていただきました経緯もございますので、それらも含めて質問してまいりたいというふうに思います。

国が5年ごとに実施している国勢調査を基礎データにして、厚生労働省の社会保障・人口問題研究所が人口動向をまとめています。最近、まとめた資料によりますと、平成52年、つまり今から26年後になります、2040年の人口の推計では、本県の人口は、22年の国勢調査によると296万9,770人あった人口が、249万3,440人と、83.9%に減るという結果が出ています。そして、40年までに人口がふえる自治体は44自治体のうち、つくば、守谷、それと東海村のわずかに3つという衝撃的な結果が出ていました。最近の茨城新聞に掲載されていまして、記憶されている方もいると存じます。

その中で、那珂市は現在の5万4,240人が4万2,625人と、実に78.6%に減少し、40年には5万人の大台を割り込むと予想されています。県都水戸のベッドタウンとして、周辺に通勤可能な各種企業が張りついているなど、立地的に非常に恵まれているにもかかわらず、40年には人口が5万人の大台を割り込むという現実を、執行部はまずどのように考えているでしょうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員のほうからご指摘がございました2040年でございますが、平成52年になると思えますけれども、これで那珂市の人口が4万2,625人ということで、厚生労働省の外郭団体であります社会保障・人口問題研究所の推計が出たところでございます。

これにつきましては、非常に衝撃を受けるものでございまして、それが現実であれば非常に憂慮すべきことかなというふうに思っております。

ただし、過度にこれに対して悲観することもなく、また楽観することもなく冷静に受けとめ、これに対して政策等々に反映して進めていく必要があるのではないかなというふうに認識いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 人口減少をできるだけ食いとめようとして、ここにいくつかの自治体の事例を取り上げたいと思います。那珂市もこのまま手をこまねているべきではないというふうに存じます。

人口の減少は特に県北地域が甚だしく、さきの人口推移を見ても常陸大宮市が35%、常陸太田市が28%、大子町が51.4%の減少となっています。また、県南地区にある河内町は実に42%と、人口が1万人を割り込む県内で最も人口の少ない自治体になると指摘もあります。

その河内町の財政力指数は0.39と、県平均の0.76に比べて非常に厳しい状況にありながら、若い人たちを呼び込もうとして、次世代育成資金として2人目を出産した際に50万円、第三子以降には100万人の祝い金を支給する制度をつくったり、若者の定住を促進するため、6歳までの子供のいる家庭には、1子の場合5,000円、2子の家庭には1万円、3子以上は1万5,000円、毎月の家賃を補助する子育て支援の町営住宅の建設を進めていると聞いています。

また、最近の新聞に報道され、記憶に新しいと思いますが、常陸太田市では、定住を促進するため、常陽銀行とタイアップして融資額1億円未満で子育て支援住宅ローンを新設しました。期間は最長35年で、同行の住宅ローンより1.6%割り引くというもので、このほかにエコ製品設置や補助や地場産木材を利用した場合の助成金制度を同時に始めたというものであります。

このように人口減少を食いとめ、若者の定住を図るため、各自治体はそれなりの工夫や予算を投じています。若者の定着を図る一番手っ取り早い方法は、企業誘致など働く場所の確保ですが、本市の立地条件を見て、他の自治体と比べ優位性はあるものの、これとても相手がいることで決め手にはならないと思うのですが、企業誘致について先ほど笹島議員のほうからもありましたけれども、どのような対策を立てておられるでしょうか。

ここで市の考えを、まず答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

那珂市の立地状況でございますけれども、これは県内、水戸市に隣接し、常磐自動車道等々の交通の利便性を考えますと、工場用地としては、私どものほうとしては、非常に利便性とかインフラの整備、そういったものも含めて有効な位置づけがされるのかなとは思っておりますけれども、現実的には、なかなかいわゆる誘致が進んでいないということが現状であります。

県内の状況を見ますと、圏央道周辺におきまして、今、盛んに企業誘致が図られているというような状況を見ますと、なかなか水戸近辺、県央地区、那珂市地域に企業誘致が進んでいないと。なかなかそこまで波及効果というんでしょうか、そこまで企業の設備投資、そういった進出意欲がまだそこまで来ていないというような状況なのかなというような現状認識はいたしております。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） ここで、以前からイオンの当市への出店について、その後の経過、今後の計画はどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） 寄居地区に計画をされておりますイオンの那珂SCのお尋ねでございますが、現在の進捗状況でございますが、予定地内の農地転用の関東農政局との事前協議が済んでおります。また、市における当該地が農業振興地域に、一部、なっておりますが、その除外が終了している状況でございます。現在、都市計画法に基づく土地利用に関する地区計画、あそこ工業地域でございますので、大規模集客施設が立地できないということがございますので、そういった意味での地区計画の申し出に対しまして、イオンにおいて地権者との調整を行っているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） イオンの出店計画は、もう前から説明を聞いておりますが、本来であればもう大分進んで、オープンぐらいになるぐらいの話ではなかったのかなと、こういうふうに思いますが、何が大きな問題があるのか。もしわかりましたら、具体的な答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、当該地につきましては、都市計画法の用途地域の工業地域というふうになってございます。ですので、その用途地域に大規模集客施設、いわゆるイオン等のショッピングモール等を建設するということは、今の都市計画法上はできないということになってございます。

そういった意味で、その法的な規制をクリアした上で事業の実施を図っていかなければならないということで、地区計画という地権者の方からの申し出による地区計画の策定という必要性が出てまいります。そういった中で、その地区計画をつくるためには、地権者の方の全員の同意をもらった上で地区計画をつくっていくということなので、そちらのほうの調整をイオンのほうでしておいて、その時間がかかっているということであるというふうに、イオンのほうからは聞いてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 地権者との問題もあるんでしょう。努力もされているというふうには聞いておりますが、これはやはり地権者とイオンさんとの関係もあるんでしょうけれども、そういう中でやはり市としてその中に入って橋渡しし、糸口がつかめないのかと、そういう市としての支援策はできないものかというふうに伺うんですけれども、どうなんでしょうか、その辺。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

民間の事業開発計画でございます。それで、いわゆる土地の使用貸借計画等に係る部分につきましては、なかなか市のほうで間に入るということは、やはり行政上、非常に難しいということがございます。

だからといいまして、市のほうで、その推進に対して何の手立てもしないということではなく、今までの法的な手続の一連につきましては、市のほうでもその手続に関して、十分、イオンに対して支援等々をしてきたところでありますし、今後、これらの一連の今までの経過を踏まえまして、事業者に対しては地区計画の策定を早期に進めるよう、今までも申し上げてきたわけですが、さらに強力に要請をしてまいりたいというふうに、かように考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 執行部として、その見通しについては、どのように見ているんでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

なかなか、市が、先ほど申し上げましたように、市が中に入ってやっているわけではございませんので、その見通しについては、なかなかわかりかねるところではございますけれども、イオンのほうについては、逐次情報提供を求めるなどしながら、市のほうでもその状況把握に努め、いわゆる早期にそういった事務事業が展開できるよう、さらに進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 一生懸命、あそこも農業振興区域等においても、一生懸命努力されて、大分、農林省のほうからも了解をもらったと、こういうふうな話を聞いています。ぜひとも、進んでいるものですから、政治的折衝ではなくとも、ぜひ、さらにそういう努力をしていただきたいと、こういうふうに思います。

次に、平成24年度の指標から見た市町村早わかりによると、県は人口10万人当たりで換算して、どのくらいの保育所があるかと比較していますが、保育所数は、県平均の16.07カ所に対して、那珂市はそれを大きく下回り11.07カ所、県内で44市町村のうち43番目と、非常に低い数字となっております。一方、幼稚園は、逆に県平均12.8カ所に対して16.67カ所と大幅に上回っていますが、働くお母さんにとっては、幼稚園ももちろん大事ですが、遅くまで預かってくれる保育所がたくさんあったほうがよいというふうに思っている方が多いわけでございます。

子育て支援といえば、幼稚園、保育所の建設など、多額の資金がかかるハード面だけかと言われますが、それほど金を使わないで済むソフト面を市はどういうふうにお考えでしょうか。保育所に行けないお母さん同士が子育ての悩みを話し合ったり、子供をお互いに助け合って買い物に行くとか、リフレッシュすることが大切で、例えば、空いている公共施設を提供して使ってもらったりすればよいというふうに思いますが、お母さんたちが今の保育行政で欠けているのは、病児病後児の面倒を見てもらったり、夜間、早朝、休日に預かってほしいといった声が多いようでございます。これらのサービスを公立でできなければ、私立にどのような手当をすればやってもらえるのか検討も必要でしょう。

また、保育所ごとに、地域担当保育所において、お母さんたちが自主的につくる子育てサークルの支援、家庭に入った保育士経験者の力をかりて、保育ボランティア養成講座、育児教室の開設、保健センターなど行政、家庭、企業など地域力、支援体制づくりを考えていく必要があると思います。

このようにして、ほかの町村にも負けない子育て支援をすれば、子育てするのは那珂市という評判が出てくれば、若者の定着もできるのかというふうに思いますが、ソフト面について、地域力向上について、執行部はどのようなお考えをお持ちでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） まず、保育所の数についてご答弁申し上げたいと存じます。

現在、市が申し込みの窓口となっております認可保育所でございますが、公立2、民間4、合わせて6カ所、定員630人でございます。

5月現在で入所者数は726人となっておりますが、申し込みにつきましては、そのほとんどが通勤途上や中心部にあります菅谷や後台の保育所を集中的に希望しており、重複した保

育所については、住所条件等を勘案し、保護者の了解をいただき、入所を決定しているところでございます。

保育所数が少ないというご指摘でございますが、働いている保護者の方はほぼすべてが自家用車での送迎ということで、通勤途上、あるいは帰りに買い物が可能であるとか、利便性が高いところを選択する傾向が顕著となっております。保育を希望する保護者にとりましては、近くに保育所があればいいですけれども、保育所の数よりは、保育所に入所できる定員の数を重要視しているのではないかとこのように考えております。

また、現在、市内の保育所の延長保育は、各園とも午後7時までとなっておりますが、来年度から民営化いたします額田保育所につきましては、民営化ガイドラインの中で、延長保育を午後8時までと定め、運営法人を募集し、移管先法人を決定したところでございます。

保護者の希望状況にもよりますが、そうした延長保育の対応も、今後可能となってまいりますので、今後は保護者も選択の幅が広がるものと考えております。

しかしながら、子育て支援充実のためには、議員ご指摘のとおり、地域ごとに必要な施設もございます。放課後、働いている保護者の児童をお預かりしている学童保育所につきましては、県内でも先駆けて全小学校区に整備し、児童が通所しやすいよう、各小学校に併設いたしております。

また、さまざまな子育て支援事業の中でも、地域展開が必要なものにつきましては、地域子育て支援センター「つぼみ」を中核といたしまして、各地域でも取り組み、今後も子育て世帯のニーズに対し、きめ細やかに対応してまいります。

さらに、現在、事業所内の従業員用の保育施設は、現在、3事業所開設しておりますが、本年度内に1事業所が開設予定であり、今後も事業所から従業員用の保育施設の開設意向があれば必要な支援を行ってまいります。

次に、地域における地域の子育て支援策について、さらにご答弁申し上げます。

地域で空き教室、空き施設等での保育の対応についてでございますが、施設面の整備や保育士の確保等、また利便性の高い地区の保育所に需要が集中している状況を勘案しますと、現実的には厳しいところがあるかなと考えております。

しかしながら、議員おっしゃいますように、子育ての交流の支援として各地域におきまして、育児に悩む親同士が交流や相談を行う機会が必要と考えておりますので、地域子育て支援事業につきましては、支援センターを菅谷、後台、瓜連地区に常設するとともに、子育て情報交換の場に参加しやすいよう地域の施設等で子育て教室やフレンドリー保育を開設しているところでございます。

また、子供を見てほしいという保護者のために、家事援助、子育て支援等を行っている社会福祉協議会のファミリーサポートセンターと連携しまして、緊急時等の一時預かり保育等の事業も展開しているところでございます。子育て支援は、非常に多岐にわたる事業でございます。市では、昨年4月に子供の発育状況に悩みを持つ保護者のために、子供発達相談セ

ンターを開設したところでございます。また、県内でも初の取り組みといたしまして、非婚のひとり親世帯の経済的負担を軽減する「みなし寡婦」の制度を導入したところでございます。

このような一つ一つの事業の積み重ねが、子育て世帯の支援につながるものとなりますので、安心して、子供を産み育てられる環境づくりを目指し、今後もハード・ソフト両面で事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 私、先ほど申し上げましたように、那珂市の保育所、現在は菅谷保育所、それから額田保育所、ゆたか保育園、かしま台保育園、ごだい保育園、瓜連保育園という6カ所ということなんですけれども、定員数を重視してやってきたということで、そちらについては自信を持っているかというふうに思いますが。

なぜ、私がこういうことを申し上げますかということ、以前にお母さんから、勤めが東海村で、住んでいるのが神崎で、額田が入れない、空いているのが後台ですと。後台行って預けて、そして東海に、帰りまたそこへ寄るということは、非常にお仕事している関係で、朝、そういう時間的に大変だと。役所の方の保育関係の方に言わせると、お父さんかお母さんが見てもらえないのかというような話があったというんですけども、お父さんもお母さんも農家で忙しい。そして旦那さんも勤めている。お母さんも勤めている。どうしてもなくてやめざるを得ないというようなことがあったと。それだけではなくて、2人子供がいて、1人はこっちの保育所、1人はこっちの別なほうだというようなことでは、とてもじゃないけれども、那珂市の保育はどういうふうになっているのかと。近くにもっとできればいいかと、こういうような声があったので、私はこういう話をしているんですけども、ぜひ、今後はそういうことも含めて、ひとつ保育所については図っていただきたい、こういうふうに思います。

やはり人口減少というのは、若い方に住んでもらわないと、安心して那珂市に住めないというのがありますので、ひとつ、その辺は考えていただきたいと。

人口の減少は、ここで指摘しましたように、何も那珂市だけの問題ではありません。人口増減は、そのまちに勢いがあるかどうかを示すものと言われていています。人口の減少、社会保障のほか、子供たちが触れ合う機会も少なく、社会、経済、教育にも大きな影響を及ぼします。人口減少は、行政の大きな課題だというふうに思います。しっかりと今後の取り組みをお願い申し上げたいと思います。定住については、この辺にしますが。

次に、2点目の質問に入りますが、人口増減に関連する質問です。執行部に具体的な答弁をお願いしたいと思います。

私は、平成15年の第2回定例会において、今から12年前ですね、同様の質問をさせていただきました。そのときは、住環境整備によるまちづくり推進についてというテーマで質問

しました。その後、同僚議員の何人もが同じような質問をしましたが、議事録を読んでもさっぱり答弁内容がわからない部分があります。それほど、市街化区域にするしかないというのは影響があるのかというふうに感じました。

今回、質問するのは、県の都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例について、市街化調整区域などの許可基準を新たにつくったもので、本県では市街化区域に隣・近接していないにもかかわらず、おおむね50以上の建築物がつながっている集落を対象にして区域指定を行うというものです。

また、市街化区域から離れている集落についても、コミュニティの維持を図るため、地域の実情に応じて、地域指定を積極的に行っていくとあります。本市でも市街化区域から距離、集落性、幹線道路、排水施設、給水施設など、7項目を挙げて検討に入ったようですが、そこで具体的な回答をお願いいたします。

この条件に基づく範囲は、本市の場合、どの程度あるのか、具体的に地区名などがわかったら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

平成23年度からの権限移譲に伴いまして、那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例を制定いたしまして、現在、市街化調整区域の開発許可事務を行っているところでございます。

この時点で、本市におきましては当分の間、区域指定は行わないということにしておりますので、現在、この区域指定に関する事項は、この条例にはまだ盛り込んでおりません。したがって、今、議員からご紹介ありました11号及び12号地区のそういった字名につきましては、まだ記載はございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 県の発表した区域指定の施行状況によると、市街化区域から1キロ以内を11号区域、1キロを超えた区域を12号区域と呼んでいます。区域指定の申請は、市町村長の申し出によって開発審査会の意見を聞いて、知事が告示することになっていますが、本市の場合は11号、12号の区域に関係なく申請を出したことが今までにあるのかどうか伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

ただいまもご答弁しましたとおり、まだ本市におきましては、当分の間指定をしないということとしておりますため、県のほうの申し出は行っておりません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） なぜ、今までに出していなかったのか、その理由について、ちょっと答弁願います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

これまでも区域指定に関しましては、たくさんの議員さんの方からご質問をいただいております。そのときの答弁の内容になりますけれども、本市の市街化区域内の土地利用の状況でございますけれども、基盤整備がおこなわれているといった現状でございますことから、まだ宅地化率が約53%と低い状況にございました。こういったことから、こういった観点から、まだこの制度を導入する時期にないといった考えがございました関係で、これまでちょっとおこなってきたということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 市街化区域がまだというようなことで、そういうようなことを言っておりますが、だから、いつになったら、那珂市の人口がふえない。やっぱり、そのなぜ菅谷にばかり集中するのか、私はどうも納得できない。やはり、これだけベッドタウンとして、那珂市みたいにいいところはない。先ほども企画部長が笹島議員のときに、那珂市は本当に住んでいいところだと、こういうふうに言われておる。人口が減っていく。それでいいと言っても、余り感心のできないことだと、こういうふうには。

そこで、その開発許可事務などを行っておるといふふうに聞いておりますが、それはどこの部署で、今、やっているのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

現在、建築課のほうで指導を行っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 今後は、それがどのような組織で取り組んでいくのか、伺いたい。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

区域指定の今後のそういった組織のことかと思っておりますけれども、やはり建築課のほうでそういった指導のほうは行っていくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） その区域指定の手続は、どのように、今後進めていくのか。ぜひこれやっていただきたいと、こういうふう思うので、どういうふうに進めていくのか、具体的にお願いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

まず、区域指定の実際の手続ということでございますけれども、告示の手続を行うまでには、対象となります既存集落の確認作業、また、既存道路や排水施設等の整備状況の調査、また、指定区域内外の農住混在に関する課題の整理、また地元の意向の確認などの作業がございます。

その上で、条例改正などの法手続を経まして、区域指定の手続が完了ということになります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 先ほどの前の答弁のことに関連しますが、どこの地域が想定されるか、今のところはわからないと、こういうふうに言われました。しかし、この地域地区指定については、大枠の条例的なものが制定されているはずですよ。それから見ると、この辺は大丈夫でしょうという区域があるはずですよ。どうなんですか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

区域指定の指定に当たりましては、その前提となる条件がございます。先ほど、議員さんの中でおっしゃられました、道路の幅員であるとか、配水設備があるとか、連担とかというお話がございましたけれども、実際、指定となりますと、その道路について、側溝について、あと下水道について、税関係について、あと住民の意向ということも含めまして、かなりたくさん前提条件の整理が必要になると思われまます。そういった意味で、まだどこが入るかということにつきましては、その条件によってかなり大きく変わってきますので、現在のところ、ちょっとまだ把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 今、どこということと言えないというようなことだと思うんですけども、私が先ほど言ったように、16年前かな、そのときには、担当部長が車田部長だったけれども、まだ市に移管される前のことです。どこがありますかと言ったときには、最初はないような話ししましたけれども、いろいろ話ししていったら、いっぱいありました。後台、額田、とにかく該当すると50戸の連担でいくといっぱいありますね。

だから、やはりそういうことを考えたら、当然、そういうところがなってくると、こういうふうに思うので、今後、その辺も含めて、しっかりと取り組んで、早い時期に進めていただきたい。これ、私ばかりでなくて、何人かの方が言われていると。

この問題については、これは私も新政会を代表して申し上げていますので、今後、これだけで終わらずに、また引き続いて新政会で進めて質問をされることがあるというふうに思い

ます。

私は、これ、この地区指定の地域指定については、常陸太田市なども、大分、準備委員会、あとやったところもあるそうです。大分、新しい住民が住んでくれたと。この前、私どもが石岡へ行って視察したときにも、すごくあっという間にまちになったよというような話。市街化のすぐ隣だったからできたんだというようなことを言っている。指定をされたことによって、新しい人が入ってきた。だから、那珂市もやはり新しい人を入れなければ、人口はさらに減るだけだと、こういうふうにするんです。今の市街化調整区域においては、10年以上住んで、隣接地の土地しか家を建てられない。そうではなくて、それは市内の中で世帯数がふえるだけであって、人口は決してふえない。だから、やはり外から、他市から結局入ってもらうというのが大きな。

なぜ、菅谷が、上菅谷がいつになっても、先ほど言ったようにまだまだ空いている。これ空いているのを埋まるまで待っていたら、20年、30年かかりますよ。そんなことをやっていたら、さらに過疎してしまいます。

だからぜひ、那珂市に本当に、先ほども言っていますけれども、那珂市に駅が全部で9つ、国道が3つ、もうこんないいところないです。悪いのは生活環境、ちょっと市街化区域行ったら、先ほどの側溝もない、下水道もないところいっぱいありますけれども、これらについては、しっかりこれからやってもらうということで、やはり進めて、市街化区域指定も並行してやっていけば、早急な人口減少にもつながると、こういうふうにするので、その辺も含めて、ひとつ、これ大きな課題というふうに考えていますので、この辺については、最後に市長にひとつ答弁を明確に、市長も以前、これやったことがあるんですから、ぜひお願いします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 人口減少時代の到来、これは多くの自治体が抱える、これまで経験のない大きな懸案であるとの認識であります。

特に、先ほど企画部長がご答弁申し上げました、日本創成会議の人口減少問題検討分科会、増田さんが座長だと思えるんですけれども、これはかなりショックな内容でございますけれども、ほっておけばそういうことになるということで、これは警鐘を鳴らしているものだというふうに私は思っております。ですから、なんらかの対策を立てることは必要だと。特に稲敷なんかは、検討委員会、早速立ち上げてまして、検討に入っています。じゃ、那珂市は何をやっているんだということなんですけれども、那珂市は、私どもでは、戦略会議がありますので、そちらのほうに今年度の課題として、その対策等について検討をしてもらうような形でお願いをしたところでございます。

具体的には、少子化対策や高齢化対策を進めるとともに、生活環境の整備を図るなどの対策を着々と講じていかなければならないと考えますが、私が政治理念としております一人一人が輝くまち、未来に夢が持てるまちを実現し、特に若者が那珂市に住みたいと思ってもら

えるようなまちづくりを行っていくことが、結果として人口減少に歯どめがかかるのではないかとこのように考えております。

いろいろご指摘いただきました分につきましても、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

また、区域指定制度につきましては、実は私も議員時代、2回ぐらいやっていると思うですけれども、石岡にも勉強に、議員時代、行きました。市街化調整区域が抱える人口減少化や、地域コミュニティの維持、生活利便性の向上に効果が見込めると思っております。まずは指定するに当たっての課題、たくさんございますので、この課題の整理、効果等の検証を行って、導入に向けた検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） ガバナンスという本なんですけれども、4月号に、人口減少時代の自治体職員というようなことで出ているんですね。その中で、藤原忠彦さんという、これ、全国の町村会の会長をされている方ですけれども、人口は減っていくが、今いる人の知恵で地域を維持していかなければいけない。残った人の民力を上げていくポイントは教育だと。地域教育が非常に地域の維持に影響している。私は教育という字はふるさとの郷、育てる、郷育を使っているということでございますので、市長もぜひリーダーシップをとって、しっかりとこれらに取り組んで、人口減少にならないように歯どめをかけていただきたい。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告8番、須藤博議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

◇ 木 野 広 宣 君

○議長（助川則夫君） 午前に引き続き、一般質問を行います。

通告9番、木野広宣議員。

質問事項 1. 図書館利用推進について。 2. 農地改良制度について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔6番 木野広宣君 登壇〕

○6番（木野広宣君） 議席番号6番、公明党、新政会、木野広宣でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

初めに、図書館利用推進についてお伺いいたします。

近年、活字離れが指摘される中、市民に読書に親しんでもらう取り組みの一つとして、読書通帳を導入する動きが各地で見え始めております。この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子供を中心に市民の読書への意欲を高める効果が期待されております。

そのような中、昨年9月に北陸で初めて読書通帳システムを導入した富山県立山町では、自動貸し出し機で借りた本のデータが、併設する読書通帳機に送られ、通帳を入れると、借りた本のタイトル、著者名、貸し出し日が記帳される仕組みとなっております。通帳は、町内の小学生には無料で贈呈し、その他の利用者には1冊100円で販売しております。平成26年1月末現在の登録者数は600名を超え、そのほとんどが町内の小学生となっております。子供たちから好評な取り組みとして利用されております。

立山町の取り組みの特徴として、行政と学校が一体となって進めたことが挙げられます。町内の小中学校の教員に、読書通帳の取り組みを理解してもらい、読書通帳を利用して読書に挑戦する生徒を先生が励ますことで、より一層、生徒の読書意欲をかき立てることになり、より高い効果が期待できます。また、立山町の場合、取り組みに賛同してもらった地元銀行に通帳製作費を負担してもらったり、地元団体からの寄附を活用し、読書通帳機を購入するなど、地元の理解と協力を得て取り組んでいることも大きな特徴であります。

現在、各自自治体において、図書館利用の推進を図るため、地域の特色を生かしたさまざまな取り組みが行われておりますが、読書通帳の導入は、財政負担を抑えた効果的な取り組みの一つとして推進できるものと考えられます。

文部科学省の読書活動推進ホームページでは、読書を、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものと言いつけております。

全国学校図書館協議会が実施した読書調査によると、平成23年における1カ月の平均読書冊数は、小学生、中学生、高校生がそれぞれ9.9冊、3.7冊、1.8冊という結果でありました。この結果から、中学生以降、読書量は急激に低下することがわかりました。読書に関するアンケートによると、本を読まなかった理由として、勉強や習い事、部活動等により読書時間の確保が難しい、読みたい本がないとの回答が多かったようであります。

また、子供の読書サポーターズ会議では、携帯小説やライトノベルズなどのはやり物には食いつきがよいが、そこから文学書や小説に広がる生徒は少数で、読書傾向に偏りが見られるといった発言が見られることから、科学や歴史等に関する図書は、それほど読まれていな

いことが予想されるということでした。

また、学校図書館における読書支援状況では、子供の読書活動の推進に関する基本的な計画においては、子供の読書活動の推進のための方策として、子供の読書活動の推進のための学校図書館等の機能強化が掲げられております。

平成22年度学校図書館の現状に関する調査結果によると、学校図書館基準の達成は小学校では50.6%、中学校では42.7%と、5割を切っているのが現状であります。また、小学校及び中学校の学校図書館蔵書のデータベース化に至っては、45%に満たない状況にあります。小学校及び中学校における司書教諭の発令状況は60%程度と数値が低い状況であり、一部の小学校及び中学校においては、生徒の読書活動に対する支援を十分に行うことができないと考えられております。

また、全校一斉の読書活動においては、小学校における活動と比較して、中学校における活動の数値が低いことがわかります。これにより、中学校では学校における生徒への読書支援が十分に行われていない可能性があります。

そこでまず質問させていただきます。

那珂市として、読書活動の推進計画を出されましたが、計画策定の目的と背景について伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

計画策定の背景といたしましては、社会環境の変化、あるいはインターネットの普及等によりまして、子供の活字離れ、あるいは読書離れが懸念されておるところでございます。

読書活動は、想像力や感性を豊かなものにし、自己表現力を高め、生きる力をはぐくむために最も重要な活動の一つととらえております。今後ますます推進をしていかなければならないというふうにご考えておるところでございます。

子どもたちの自主的な読書活動を推進するためには、子供が、子供と本をつなぎ、読書の喜びや魅力を伝えることが重要になってまいります。このようなことから、市立図書館を読書活動推進の拠点と位置づけ、家庭、地域、学校など、社会全体で読書活動の環境づくりを整備するため、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」、「いばらき子ども読書活動推進計画」に基づきまして、平成21年10月に、那珂市読書活動推進計画を策定いたしました。この間、子供の読書活動の推進に重点を置いて取り組んできたところでございます。

このたび、この5年間における取り組みの実績を検証いたしまして、本年3月に新たな読書活動推進計画を策定したところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） そのような経緯のもと、作成されたわけですね。よくわかりました。

子供の読書活動に対する期待は大きいものの、実態としては、学年が上がることに読書量

が低下しており、期待する効果が十分に得られていないことも考えられます。生徒の読書量増加、または読書分野の多様化について、本を読まない理由として、先ほども述べましたが、読みたい本がないとありましたが、別の理由として、読みたい本がないのではなく、生徒がさまざまな本に触れ、関心を持つ機会が不足しているのではないかとの意見もあります。

そこで次の質問をさせていただきます。

生徒が本を読みたいと思うようなプログラムを検討したり、何か実施されたことはありますか。また、読書活動推進に係る各種取り組みについて、学校においては、読書推進に係るさまざまな取り組みがございましたら、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

各学校におきましては、県の「みんなにすすめたい一冊の本事業」に積極的に参加するよう呼びかけをしてございます。その結果、平成25年度の状況でございますけれども、小学校においては、1年間に50冊を読んだ児童は1,283人、3年間に300冊読んだ児童は113人に達してございます。

中学校におきましては、1年間に30冊読んだ生徒は113人、3年間に150冊読んだ生徒は18人でございます。県知事賞や県の教育長賞の表彰を受けております。特に、小学校におきましては、1年間に50冊読んだ児童は全体の84%に達しており、多くの児童が本に親しんでいる状況でございます。

また、学校におきましては、読書週間を設け、本を読む機会をふやしたり、図書委員会の児童生徒が新刊図書や、自分たちが読んで心に感じた図書を紹介するなど、主体的な読書推進の活動を行っております。

このほかにも、国語の学習や総合的な学習の時間の調べ学習などで、クラス単位や学年単位で図書館を多く利用してございます。

さらに、外部の方をお呼びいたしまして、本の読み聞かせの時間を設けまして、本の楽しさを味わう活動なども行っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 今の答弁で、那珂市では84%の児童が1年間に50冊読んでいるとのことでした。また、県の平均が、伺ったところ64%と、那珂市としては84%ですから、それよりかなりいい状況で読まれているということで、本当にすばらしいことだと思います。

次に、那珂市の読書活動推進計画の基本方針が3つありますが、1、市民が読書に親しむ機会の提供及び充実、2、地域・学校等の場における読書環境の整備、3、読書活動に関する理解と関心の普及が掲げられております。

そこで、先ほどの3つの基本方針の取り組みに合うのが読書通帳ではないかと思えます。初めて聞く方も多いたと思いますが、冒頭にもご説明しましたが、図書館などで本を借りる際、

専用の機器を通して、貸し出し日や本のタイトル、ページ数などを預金通帳のように印字されるものがあります。また、自身の読書履歴が一目でわかることが読書意欲の向上につながるものだと考えられております。

全国的に、読書通帳を導入する自治体が、広島県広島市、山口県萩市、千葉県銚子市など、多くはございませんがいくつかあります。

実施される概要等ですが、資料検索や貸し出し管理を担うために導入され、負荷の軽減がありました。しかし読書履歴との連動については、プライバシーの保護の観点から、学校図書館との連動した取り組みはされていない。公共図書館において既存の図書館システムを活用しながらプライバシーの保護を踏まえ、個々の読書履歴を記録するICTを活用した仕組みとして、先行して読書通帳が採用されているところもあります。システムに蓄積されたデータについては、読書活動の推進の効果測定等のための評価ツールとして活用を図るわけでもあります。

次に、期待される効果についてですが、子供たちは自分の所有物として読書通帳を常時持ち歩くことにより、家庭では保護者と読書について会話が進み、学校においてもさまざまなコミュニケーションに役立つことが期待されております。

読書通帳には、利用者番号のバーコードが印字してあり、当該バーコードと貸し出し情報を結びつけることで、子供たちの貸し出し処理が可能になり、手書きによる読書通帳と比較した場合、貸し出し情報を記帳することが習慣づけられる。子供たちが図書館を訪れる頻度が上がることが期待できると思います。

次に、留意点ですが、読書通帳には読書履歴が印字されているので、プライバシーの観点から取り扱いには十分な注意が必要になります。なお、コンピュータシステムでは、氏名欄は印字しないようにしてあります。

そこで次の質問をさせていただきます。

市立図書館の全登録者数と年間貸し出し者数、小中学校の生徒数と市立図書館の小中学校の登録者数、貸し出し数をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

平成26年3月末現在の市立図書館の全登録者数でございますけれども3万343人となっております。年間の延べ貸し出し者数は13万2,952人となっております。また、平成25年5月現在の那珂市の児童生徒数でございますけれども4,466人となっております。このうち、児童生徒の図書館利用登録者数は2,785人、延べ貸し出し者数は1万5,704人となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 児童生徒の登録者数が2,785人とのことですね。そうしますと、6割

の小中学生が登録していることになるわけですが、年間貸し出し者数と登録している小学生、中学生の1人当たりの年間貸し出し点数はどれぐらいなのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

児童生徒の図書館利用登録者数合計で2,785名となっております。こちらと貸し出し総数の割合で申しますと、小学生1人当たり31.6点、中学生になりますと5.77点となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） それだけやっぱり意識が高いのではないかと思います。

次に、読書通帳を導入する場合の費用と、また、導入する考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

導入の費用につきましては、読書通帳機及びシステム関係で約700万程度かかるものと見ております。そのほかに、読書通帳機の保守費用としまして50万程度かかる見込みでございます。また、そのほかにも通帳代等がかかってくるものと考えております。

読書通帳機を導入する考えについてでございますけれども、本市の市立図書館は、子供から高齢者まで、また個人からグループ、家族に至るまで利用できるように幅広い住民の知識の道しるべとなる図書館を基本理念としております。多様かつ新鮮な図書資料や情報を収集することで、子供たちの読書意欲や学習機会の拡充を目指してまいりました。

具体的には、児童向けの図書資料を積極的に確保するとともに、図書館のホームページや、「広報なか」の市立図書館だよりにおいて、新着本紹介の中で推薦する児童図書、課題図書の紹介を行っております。また、館内の図書検索機を児童が検索しやすい画面にするなど、子供たちの図書館利用を促すためのさまざまな環境を整備しておるところでございます。

また、子供たちに読書の楽しみを知ってもらい親しんでもらう機会として、ボランティアの方々や図書館スタッフによる「おはなし会」、あるいは「こども図書館まつり」を定期的で開催しております。

以上のようなことから、読書通帳機の導入につきましては、読書活動を促進する効果を期待できるものと思われましても、本市といたしましては、これまでの取り組みを継続、充実することによって読書意欲を高めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） そうしますと、那珂市ではこれまでの取り組みを継続、充実することにより、読書意欲を高めていきたいとの考えがよくわかりました。

立山町では、読書履歴を残すことは、子供たちの一生の宝になる、また、今までのような借りっぱなし、読みっぱなしではなく、データとして蓄積されることは、子供たちにとって有意義であるとの見解もあることから、今後、ぜひ導入されることを要望いたします。

次に、別の視点から、市立図書館における子供の読書活動の推進について、どのように思っているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

市立図書館におきましては、那珂市読書活動推進計画に基づきまして、子供の読書活動推進を行っております。

今後も、子供たちが読書に親しめる機会の提供、充実に努め、関係機関と相互に協力を図りまして、読書活動の意義や重要性について、広く普及啓発をしていきたいというふうを考えております。

具体的には、先ほど答弁いたしましたように、子供を対象とした「おはなし会」等の行事、あるいは「こども図書館まつり」などの企画の実施、子供の読書活動を推進するボランティア等への支援、児童用図書 of 充実など、今後もこのような取り組みを引き続き行って、子供の読書活動をさらに推進してまいりたいというふうと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 那珂市としては、読書活動推進計画に基づくということで、よくわかりました。

最後に、読書活動についての教育長のお考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（助川則夫君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） いわゆる読書についての私の思いをちょっと述べさせていただきます。

今、朝の連続テレビ小説「花子とアン」の放送の中で、貧しい暮らしの中でも本が大好きである安東はなが、本から成長していく姿というのが放送されております。非常に感動しながら見ております。

人間は、初めは耳から聞き、やがて目で文字を読んで言葉を習得していきます。この文字からの情報で得る語彙や言葉の数は、日常生活の中で耳から聞く言葉の量よりもはるかに多いものです。私たちが考えるという作業は、言葉を使ってなされているもので、語彙が少なければ、やはり考える力も育たず、思考も貧弱なものになってまいります。読書は、その言葉を習得するのみでなく、豊かな情感や創造力、表現力も育ててくれるものでございます。

今、子供たちの生活は、インターネットやスマートフォン、ゲーム機などに囲まれ、本を読むという時間を生み出すのがなかなか難しいのが現状です。忙しい中でも、親が幼いとき

から本を読んでやることによって、子供は本の持っている面白さを知り、夢を広げていくのだと思います。読書の楽しさを知り、そこから得るものは、子供の豊かな人間、人格形成にとって欠かせないものでありますので、子供たちに本との出会いの機会を少しでも多く提供することが大事であるというふうに考えております。

教育委員会といたしましても、学校教育の中では無論のことですけれども、保育所や幼稚園、学童保育等においても読み聞かせのボランティア、また、お母さんたちに協力していただき、読書活動を、今後、積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 今、教育長が読書に対する思いをしっかりと述べていただきまして、本当にありがとうございました。

本当に教育長が答弁されたように、初めは耳から聞き、やがて目で文字を読んでとのご答弁がございましたが、本当にそうだと思います。私もそうですから、初めから本を読むことがいかに大事かわかっているつもりでしたが、少しでも読書の楽しさを知る本との出会いの機会を少しでも多く提供することが大事であるかが、私も改めて痛感いたしました。

これからも、児童を含めた市民の皆様にも、読書に親しんでいただけることを期待して、この質問を終わらせていただきます。

次に、農地改良制度についてお伺いいたします。

農地改良とは、農地の保全、利用の増進といった農地の改善を目的とした行為であり、単なる残土の処分を目的として行うものではなく、湿地解消、田畑転換など、水はけの悪い農地に、従前の耕作土と同等以上の良質な土を入れ、農地としての利用価値を高める行為であります。

しかしながら、昨今、農地改良制度を逆手にとり、要件に適合しない建設発生土等を持ち込み、実質的な無断転用や地域の環境問題を引き起こす事例が発見されるに至ったため、平成21年より、農地を改良する場合、農業委員会の届け出制から協議制に改正されました。主な改正の内容についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

平成21年の農地法改正に伴う農地改良制度の主な改正点といたしましては、農地改良を行う場合、農業委員会への届け出制から、定期総会に諮る協議制に改められ、詳細な審議、現地確認がなされ、より厳格化されました。

具体的には、農地改良行為の上限面積が5,000平方メートル未満から3,000平方メートル未満に引き下げられ、さらには農地の埋め立て等に使用する土砂等の発生元を明確にすること等でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） それでは、那珂市の過去3年間の農地改良協議の実績についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） 本市におけます農地改良協議の実績といたしましては、平成23年度が5件、平成24年度が7件、平成25年度が9件であり、内容といたしましては、田畑転換、湿地解消等となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 次に、農業者の中には、農地改良協議制度について理解していないため、農地改良実施後に協議書を提出する方もいると思われます。このような場合、農業委員会としてはどのような指導をしているかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

農地改良協議を行っていないまま着工した案件につきましては、原則として事業の中止、及び原状回復を指導することになりますが、農地改良協議における優良農地の確保等の趣旨を鑑み、土質や技術基準を満たす場合には、改めて農地改良協議書を提出していただき、追認する場合があります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 今、答弁があったんですけども、しかし私が掌握している市内門部地内の農地改良については、本年1月ごろに正式な手続を踏まず、実施し、説明を求めた方に対しても、十分な説明をされなかった。また、言葉遣い等、不適切な発言が多々見受けられたと伺っております。

農業委員会としては、どのような経緯で承認し、また、現地での指導、確認を行ったのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

議員ご指摘の事案に関しましては、本年1月ごろ、農地の埋め立てを行っているとの連絡を受けたことから、農地改良協議を行っていないことを確認し、土の出所が明確でないため、初期対応として撤去の指導を行いました。

その後、情報収集を行い、市下水道課発注の公共工事に伴う建設残土であることが判明し、業者や市下水道課から事情を聴取したところ、工事期間中でもあり、残土の出所が明確であったため、農地への埋め立ての趣旨を考慮し、本年2月17日付で協議書が提出され、本年3月10日の農業委員会総会において、技術基準に沿った内容での農地改良協議に対して同意いたしました。

なお、現地につきましては、本年5月16日付で完了届が提出されており、現地を確認した結果、技術基準に沿った形で完了しております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） では、今、答弁にもありましたけれども、3月10日の農業委員会総会において技術基準に沿った内容の農地改良協議に対して同意をしたということですので、総会が行われたわけですから、後でぜひ議事録の提出をお願いしたいと思います。

次に、私が承知している範囲では、現地につきましては、基準におさまっていない施工箇所があったと聞いておりますが、実際はどのような状況であったのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、施工の過程では、技術基準にそぐわない部分があったため、一部は正の指導を行い、最終的には技術基準を満たし、完了しております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 今回の事例を踏まえて、今後、農業委員会として、農地改良についてどのように対応していきたいのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） 農業委員会といたしましては、議員ご指摘のことについては、深く受けとめております。今後は、農地改良協議の必要性について、市ホームページや広報紙等を活用し、市民に周知するとともに、公共工事の受注業者に対しては発注担当課と連携し、農地の所有者に対し手続の徹底等を行い、農業委員につきましても、農地パトロールを実施し、担当地区の現地調査及び情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 最後に、議会も、開かれた議会を目指しているわけでありますから、農業委員会もしっかりと開かれた委員会を目指していただきたいと思います。

農地改良制度は、無秩序な土砂の搬入等のために一定の規制を課すものであります。また、農地としての利用価値を高める行為でもあります。今後、このようなことが、再度起きないように、引き続き、市においても、公共工事の発注担当課と農業委員会が連携し、手続の徹底を図るようお願いいたしまして、私の一般質問を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告9番、木野広宣議員の質問を終わります。

◇ 古川洋一君

○議長（助川則夫君） 続いて、通告10番、古川洋一議員。

質問事項 1. まちなか賑わいづくりについて。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

○7番（古川洋一君） 議席番号7番、古川洋一でございます。今回も住みたい、那珂市に住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするために一般質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回の質問は、まちなかにぎわいづくりについてでございますが、質問というよりは、まちなかにぎわいづくりのために、立ちどまらずにはいられない場所の創出を場所のコンセプトとした提案を2つほどさせていただきます。細かい質問はなしにいたしまして、ずばりイエスカノーをお伺いし、短時間で終わりにいたします。

まずは、提案の趣旨を申し上げます。

水郡線のハブステーションでもある上菅谷駅は、那珂市の玄関口であり、まちの顔でもあります。最初の第一印象が、人やまちのイメージを決定づけると言われますけれども、その表情が魅力的ならば利用者の記憶に深く刻み込まれます。

過日、上菅谷駅、新駅舎が完成いたしました。市民の中には、前の駅舎のほうが趣があってよかったとか、立派だが温かみがないという声さえ聞かれ、待合室の一角にある市の情報コーナーも、私はあえてお粗末と言わせていただきます。

あの場所で、那珂市ってこんなまちなかだとイメージさせることができるでしょうか。ようこそ那珂市へといったおもてなしの心が伝わるでしょうか。観光客や市民にとって、上菅谷駅は、ただの乗りかえや乗りおりのための駅、通過点になってはいませんか。そして、そこから眺める外の景色が少し歩いてみようという気持ちにさせるでしょうか。

今回の提案は、まちなかとは申しまして、菅谷地区一帯のにぎわいづくりではなく、那珂市の玄関口、玄関先ぐらいはにぎやかにしたい。そして本市を訪れる観光客はもちろん、市民も立ちどまらずにはいられない、またはそれを目的にやってくるという場所を創出できないかというものであります。

最初の提案は、那珂市丸ごと特大掲示板の設置です。議長にお許しをいただき、皆様にお配りいたしました資料1をごらんいただきたいと思います。特大掲示板のイメージの画像です。

○議長（助川則夫君） 古川議員、ちょっとお待ちください。

傍聴者の方に申し上げます。

館内は脱帽が義務づけられておりますので、ご了承くださいたいと思います。

古川議員。

○7番（古川洋一君） 特大掲示板のイメージ画像ですが、場所は宮の池公園グラウンドの道路側の金網の部分を設定してみました。

最初は、1枚の特大の掲示板を考えましたが、景観がどうのこうのと、グラウンドの中が見えなくなるとは、防犯上よろしくないといった声も出るだろうと思いましたが、グラウンド内が見えるように、複数枚に区切ってみました。

では、なぜ、特大掲示板なのかということでございますが、先ほど、駅舎の情報コーナーの話もいたしましたけれども、ほかにも市内には公共施設や各駅等にも掲示板がございますが、それを見にわざわざ出かけるということは、私もそうですし、皆さんも同じだと思いますが、まずないと思います。ポスター数枚程度で情報量も少ない、掲示物の内容そのものも1年中張ってある、そんなものさえあります。

ポスターを張らせていただく立場で考えてみますと、私自身も公共施設にどれだけの市民が来るのだろうか、つまり、どれだけ効果があるのだろうかということを常々思っております。

観光案内で考えてみますと、インターネットで配信しているとか、ガイドブックを配布しているというような答えが返ってくるかもしれませんが、果たしてどれだけの人がインターネットを利用されているのか。公共施設においてあるガイドブックもどれだけの人が持っていらっしゃるのか。もちろん、インターネットもガイドブックも大いに結構だと思いますが、あくまでも観光面だけの情報であります。行政の情報も同様、「広報なか」や、ホームページに掲載しているとはいえ、行政の情報がメインだと思います。

那珂市の最新の情報が丸ごとここにあるという場所があってもよいのではということを考えました。そこに行くことが目的でなくても、通りがかったらちょっと気になったので見てみた、そういうものでもよろしいかと思えます。

その掲示板には、観光案内、イベント情報、商工会関係の店舗案内。例えば、ランチはぜひ当店へとか、那珂市のお土産はぜひ当店へなどのPRもよろしいと思います。そして、市民活動団体の案内、例えば、団体の活動の紹介や、会員の募集などもよろしいでしょう。そして、児童等の作品の展示。例えば、昨日、木村議員が、那珂市の写真や俳句、川柳等のコンテストというようご提案もされましたけれども、そういった作品を展示するのも、可能かどうかは別といたしまして、よろしいのではないかなというふうに思います。

そして、行政コーナーなどなど、ジャンルごとに掲示し、特に観光客には、那珂市に来たらまずはここに行ってくださいよと言えるようなら、それはすばらしいと思います。特大掲示板とはいいいましても、その枠には限りがございますので、最新の情報提供という観点からは、イベント情報はもちろん、すべての掲示物の掲示期間をせいぜい1カ月程度に制限するとか、掲示及び撤去は各自の責任で行っていただくなど、掲示板利用規約による最低限のル

ールづくりが必要であります。

その規約は、他の自治体の掲示板利用規約を参考にさせていただければよいと思いますが、掲示物として制限するものとして、政治、宗教に関するもの、人の名誉を毀損するもの、公序良俗に反するもの、また、屋外広告物条例で適用を除外されているものなど、その程度にしているところが多いようであります。

確かに、お金をかければ、いくらでも立派なものができるでしょうが、そうではなく、掲示や撤去を各自が行うようにするためにも、ガラス張りにするなどの必要はないと思います。

ということで、この提案に係る部署は多岐にわたると思いますが、市全体のこととして、もしかして日本一の掲示板になるかもしれない、那珂市丸ごと特大掲示板の設置について、企画部長からご答弁をお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

上菅谷駅でございます。水郡線の中でのターミナル駅として、非常に水郡線の中でも利用客が多い駅となっております。那珂市の玄関口でもあるということでございます。また、現在は、区画整理や、上菅谷停車場線等の事業を推進してございます。議員からもただいまお話ありましたように、駅舎のほうも新築されまして、本年、トイレの設置などによりまして、事業はほぼ終了するような運びとなったところでございます。

また、上菅谷駅周辺につきましては、一の関のため池親水公園、それから曲がり屋、それから宮の池公園などの観光スポットと言われるような場所があると同時に、両宮排水路についても、今年度、遊歩道の整備を進めているところでございますので、図書館等を含めた回遊性を持った散策のできるエリアに、上菅谷駅周辺がなるのではないかなというふうに認識しているところでございます。

一方、上菅谷停車場線沿線におきましては、商業施設等について誘導がされていないということもありまして、やはりにぎわいづくりの創出が図られていないのではないかなということも課題になっていることも事実でございます。

議員からご提案がありました特大掲示板に限らず、市の情報を発信できる掲示板等につきましては、掲示したさまざまな情報を見に来ていただいたり、先ほど、議員からお話がありましたように、子供たちの展示作品がありましたら、保護者の方が見に来ていただけるなど、人の流れが変わり、往来もふえるということも考えられますので、にぎわいづくりを創出する有効な手段となるとともに、市民活動の支援にもなるという面もあるのかなというふうに考えてございます。

ただ、しかしながら、実現するに当たっては、まず設置場所、それから景観の問題、要する経費、それから雨風等の対策、それから展示物の許可基準等と、それから維持管理等につきまして、検討すべき課題が多岐にわたっている。それから、情報発信する内容等についても、那珂市庁内というんですか、那珂市の関係課にいろいろ多岐にわたっているということ

もございますので、今後、庁内関係部署と連携を図りながら、調査研究をしてみたいというふうにかように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいま部長がおっしゃったような問題、課題等については、私も十分に認識をしているつもりであります。

ただ、できない理由を考えるのではなくて、例えば、先ほど私が申し上げましたように、景観とか安全面を考えるのであれば、この写真のように掲示板を複数枚に分けるとか、高さを少し低くするとか、そういういろいろな方法もあると思いますので、どうすればその実現が可能なのかという部分を前向きにご検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、上菅谷駅前から宮の池公園通りにかけての装飾について提案をさせていただきます。配付資料の2をごらんいただきたいと思います。

現在の殺風景な通りから、花で埋め尽くされた通りに一変させ、那珂市の玄関口にふさわしい景観にできないかというものであります。

現在の駅前ロータリーの花壇は、カミスガ・プロジェクトがボランティアで花植えを行っており、宮の池公園通りの街路樹の根本、植樹ますというんですか、のところは、これも地元のボランティアの方々が花植えを行っているかと思えます。それを考えましても、本来は市民主体の緑化活動が行われるのが理想であると、私も思います。しかしながら、いずれも、現実には、特に花植え後の水やりや除草など、管理の面で大変なご苦勞をされておるようであります。植樹ますの部分の花植えは、実際には行政が段取りしているのが現状のようですし、せっかくの花も、その後、雑草で姿が見えない状況になりがちであります。以上のことから、ボランティアによる作業には限界があるのかなというふうに感じます。

先ほどから申し上げておりますとおり、この場所は那珂市の玄関口であり、市民にお手伝いいただくのはよいことではあります、市民任せにする場所ではないと思いますので、行政が主体となってハンギングバスケット等による装飾を施していただけないかと思うわけであります。

花は嫌いだという方はいらっしゃいますでしょうか。花というものには、人を引きつける不思議な力がありまして、規模の大小を問わず、それを見る目的でわざわざ遠くから訪れる方もいらっしゃるようであります。装飾の方法として、技術を要するため、市民ボランティアの方々による施工は難しいと思いますので、業者、ハンギングバスケット協会等もあるようですので、そういったところに委託してはどうかと思います。

もちろん、委託ということですから、それなりの費用が必要になると思います。予算的に云々ということであれば、例えば委託ではなく、ハンギングバスケットの体験教室等を行い、それを期間限定で展示するといった方法もあるとは思いますが。

いずれにいたしましても、水やりや除草などの管理作業については、業者ではなく、これこそ緊急雇用の職員を採用し、決してフルタイムでなくても、1日おきとか短時間でもよいと思いますし、お願いしてはどうかと考えます。

駅ロータリーと植樹ますの花植えは、それぞれの意思をやはり尊重すべきであって、継続していただければと思いますが、苦勞されている花の管理については、その職員にあわせてお願いできればベターかと思えます。

さらには、先ほどご提案した掲示板の管理人的に見回りをしていただくことなどもお願いできるのかなというふうを考えます。

ということで、こちらも関係する部署が多岐にわたると思えますが、市全体のこととして、通りの装飾について、建設部長からご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

まず最初に、今、議員からご説明ございました上菅谷駅前地区のこれまでの緑化の取り組みにつきまして、まずご紹介させていただきます。

上菅谷駅前周辺地区におきましては、本市の玄関口にふさわしい顔づくりが、当然、期待されておりましたことから、少しでも魅力ある駅周辺となりますよう、花によるまちづくりを沿線住民の方々に投げかけをしたのが始まりでございました。時期的には平成20年、上菅谷の駅前地区、あとは杉原地区の各まちづくり協議会の方々との協働によりまして、水郡線沿いの花壇、あとは都市計画道路の植樹ますの足元部分におきまして緑化活動をスタートいたしました。この活動につきましては、花苗の購入費、花植え、あと草取り、こういったものを地元の自治会の方に行ってもらっております。

また、先ほど、ご紹介ありましたとおり、駅前のロータリーの花壇につきましても、カミスガ・プロジェクトによりますボランティア活動によりまして、花植えから管理のほうまでが行われております。

このように、地域住民や団体との連携によりまして、これまでこの地区の沿道緑化を進めてまいったわけですが、ただいま、議員さんからご指摘がありましたように、今後の自立性であったり、継続性、こういったものが大きな懸案となっていくことは事実でございます。

次に、ハンギングバスケットによる通りの装飾についてのご提案でございます。

都市緑化を推進しています、そういった緑化先進自治体、こちらのほうの実施事例を見ますと、シンボリックな緑であったり、一般の方に見せる緑、周りに積極的なそういった緑の創出といった視点で行っておりまして、そういったことも必要ではないかと感じております。

実際に、先進地において、実際、事業活動の運営方法であったり、組織等、これがどういった形でやっているのかを調査研究しまして、その中で、那珂市に取り入れることができ

ば、そういったものを取り入れていけるように、これから研究していければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいまのご答弁の中で、地域住民や団体との連携によって、これまでも緑化を推進してきたと。そして、今後の課題は自立性、継続性であるというようなことも、今、お話がありましたが、どうもそういう言葉を聞くと、市民任せなのかなと。つまり市民がやるものなんだというふうに思われているのかなと。それが、先ほど私も申しましたとおり理想だと思いますし、そうすべきだとは思いますが、実際には、それがうまくいつているんですかということなんです。

このご提案、そういう意味で、協働のまちづくりというものには逆行する提案かもしれませんが、恐らく、市民活動団体として提案をしていただければ、それで採択されれば、行政としては補助しますよといった答えが多分返ってくるんだと思うんですが、私は、先ほど申しましたとおり、現実問題として、市民主体ではなかなかうまくいかないの、市の玄関口の装飾、つまり市の顔づくりといってもよいと思うんですけれども、それぐらいは行政が、主体的に責任を持ってやれとは言いませんが、主体的に行うべきではないかということをお願いいたします。

行政と、市民や事業所等による緑化活動、さらには企業の協賛など、それこそがまちぐるみで取り組むということであって、それが協働のまちづくりであると思っております。

行政は、やってくれるなら金を出すというような姿勢であってはいけないと思っております。企業などに協賛をいただき、花に名前をつけたり、また、自治体によっては緑化財団のような組織を通して実施しているところもございますので、ぜひその辺も参考にいただき、ご検討をお願いしたいというふうに思います。

先ほどと同様、できない理由を探すのではなく、どうすれば可能か、また、どうやってにぎわいづくりをするか、玄関口にふさわしい顔をつくるかを真剣に考えていただきたいというふうに思います。

この2つの提案について、現状認識、そして諸問題を把握、また共通理解するためにも、各部長からご答弁をいただきましたけれども、最後に市長から、にぎわいづくり、玄関口としての市の顔づくりをどのようにお考えになるか、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

先ほど、新しい駅舎の件について、るるいろいろな評価をいただきましたけれども、実はあそこは掲示板、あれは市で独自に持っている部分です。前に比べますと、前は上菅谷駅のものだったんですけれども、JRのものだったんですけれども、ですから自由にそういう掲示物が展開できるという点で、前より進歩していると思っております。

それからもう一つは、やっぱり古い駅舎に比べると、愛着があって前のほうがよかったという評価があるのかもわかりませんが、天井も高いですし、木製のベンチなんかもありますので、居住性というかそこでお待ちいただく環境としてはよくなったのではないかなと、私は思っているんです。

それともう一つ、外構工事がまだ済んでいないんですね。まだ舗装とか、でこぼこになっておりますので、それがちゃんと整備されると、またちょっと違った魅力が生まれてくるのではないかというふうに思っております。

上菅谷駅前地区ににぎわいを創出ということは、やっぱり市の玄関口でもありまして、魅力的で住みよいまちづくりの形成という視点では欠かせない施策だというふうに考えております。

また、ご提案いただきました特大掲示板、これ、私、ちょうど学生運動の真ただ中に大学時代を過ごしまして、何か立て看があるんですね、昔ね、学校の中に。ちょっと懐かしい感じもするんですけれども。これにつきましても、設置場所や景観上の問題、それから維持管理の問題など解決すべき課題があるため、これちょっと調べさせていただくということにして、調査研究をして、しかるべき判断をしていきたいというふうに考えております。

これ、逆質問になってしまう、ならないように申し上げますけれども、これ、もし、後で、どこの事例、どこか多分先進事例があって、多分お示しいただいていると思うんですけれども、だからその場所等を教えていただければ、うちのほうでそこを見るなり、具体的な検討ができるということですね。

また、まちを花で飾る。これ大変すばらしいことだと思います。きれいに見えるだけでなく、訪れた人に安らぎとかそういった好印象を与えたり、また、まちがにぎわうような効果があると思われまます。上菅谷駅前地区において、よりシンボリックな緑化を進め、市の緑化政策の先導的役割を担えるように考えていきたいと思っております。

議員は、小布施へ行かれたことはありますか。長野県の小布施町。あそこでは、花をいっぱい植えているんですね。本当に若い苗を、種を植えて、芽が出たやつを20円とか10円で配るわけです。配るといっていただくわけです。そうすると、市民の方がそれを育てて、庭先に置いたり、庭先も自由に、自由通路のように横断していいような形で開放してあります。そういった小布施のような通りができればいいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 今、市長のほうから、掲示板の先進事例というか先進地というんですか、どこかあれば教えてほしいということなんですが、どこも私、調べていません。私の発想です。

もしかして、こういうのが全国どこかにあるのかなと思って、ネットで特大掲示板とか掲示板と開くと、ネット上の掲示板というのがずらっと出てきて、この掲示板に行き当たらな

かった。駅にある掲示板とかと引くと、いわゆるさっき言ったポスターが3枚ぐらい張れる小さな掲示板は出てくるんですが、特大掲示板と言われるようなものはちょっとほかに私は探せませんでしたので、済みません、もしかして全国どこかにはあるのかもしれませんが、ないのかもしれませんが。もしかして、だから先ほど私が言った日本一の特大掲示板になるかもしれませんがよと、市長、そういうのお好きではないですかということをご提案させていただきたいと思うわけでありませう。

今、市長のほうからご答弁いただきましたお答えは、前向きなお考えと考えるとよろしいでしょうか。

よろしく申し上げますと申し上げたいところなんです、これは私の個人的な要望と考えるとはいいただきたくないんです。海野家でも海野城でもいいんですが、その玄関口のありようというものは、やはり第三者が要望するものではなくて、本来は家主である市長かもしくは家族である職員の方が提案していただいてもいいのではないのかなというふうに思っておりますので、ですから、今回の私のこの提案のとおりにはやらなければ意味がないんだよということとは申しませう。もしほかに駅前のにぎわいづくりとか、市の顔づくりというものが、方法がほかにあるんでしたら、逆にご提案いただいてもいいのかなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。そういう意味でよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちなみに、前回は質問させていただきました、職員提案制度で、職員の方からこういった提案があってもいいのではないのかなと思ひますけれども、審査委員長である副市長、済みませう、通告はしてございませうけれども、こういう提案を職員がしてほしいなと思ひますが、いかがでございませうか。

○議長（助川則夫君） 傍聴者の方、館内は脱帽が原則になってございませうので、よろしくお願ひいたします。

副市長。

○副市長（松崎達人君） お答弁いたします。

市長答弁後の突然のご指名でございませうので、職員提案の審査委員長としての答弁はご用意してございませうけれども、あえて私個人としての考えを述べさせていただきますと、私の信条としまして、批判ですとか、あるいは否定から入るといふことは何も生まれないうふうには、常日ごろ考えてございませう。ですから、このような、全く同じといふわけにはいかないでございませうけれども、背景、目的を持った職員提案があれば、いろいろな否定理由は考えられませうけれども、いきなり不採用といふことにはならないと思ひます。

ですが、例えば、今、答弁、質問の中にもございませうように、駅前で市道や市有地を花いっぱいにしていふような、例えばいふ提案ですとか、世界一は大げさですね、日本一の大きな掲示板をつくらうといふような提案があつた際に、それをどう評価するかといふのは、やはり提案理由、今、議員がご質問で述べられたような提案理由があるかどうかですとか、または本当に実効性があるか、これは予算ですとか、あるいは手段、先ほども企画

部長が答弁しましたように、いろいろな課題をちゃんとクリアできているかというようなことを審査しながら、その職員提案を採用するかどうかということになるんだと思います。

これも、今、思いついたところでございますけれども、大型掲示板、でかいのいいと思うんですよね。これだと何か選挙のポスター板のようなイメージをちょっと抱いてしまったものですから。例えば、昔の古い駅には黒い伝言板なんかがありましたよね。あと、いろいろな今、新しい駅ですと、IT化されて、いろいろ遠隔でパソコン操作で入力したり消したりできるような、そういうような電光といいますか、電子化されたような掲示板、そういったものもあるやに聞いております。

これが参考になるかどうかわからないですけれども、傍聴者の皆さんも、もし、1階の階段おりた突き当たりのところの壁に、電光の那珂市の案内板が昨年からできました。これについては、公共施設ですとか、あるいは医療施設が案内されているんですけれども、あれについては市の予算、いわゆる税金を投入してつくったものではないわけでございます。前、何かで答え、ご説明したことがあるかと思っておりますけれども、そこに設置する事業者があそこについている広告主を募集して、それでお金を売り出して、あの場所に、我々が許可をして設置させていただいたというような手法で、あれはつけたということでございます。

また、この本庁舎も震災以前から省エネを進めておりますので、電気、あそこはすごく暗かったんですけれども、あのLEDのちょろとした明かりがついたおかげで、明るくなってよかったですねという市民の声も聞かれるという、副次的な効果もあったと思います。

ちょっと話それましたけれども、何を言いたいのかといいますと、例えば、大型伝言板とか掲示板をつくるのでも、そういうようなアイデアが何か提案されていないのかどうか、そういうところが欲しいかなと思います。

また、この沿道のプランターといいますか、ハンギングバスケットで埋め尽くすというような議員ご提案のすばらしいかと思っておりますけれども、例えば、少し言及されたかと思っておりますけれども、維持管理を含めたオーナー制度ですとか、あるいは設置に係る初期費用を企業さんなり個人なり、個人の事業主さんなりの、例えば、ネームをそこに掲げる、あるいはPRをさせるということで集めると。そういうような発案をしていただくことが、海野市長が進める一人一人が輝くまちであり、また協働のまちづくりというものにつながるのではないかなと思います。

ちなみに、今、私、発言した内容ですとか、古川議員がご提案した内容をそのまま今年の職員提案に提案してもそれが不採用ということにしたいと思っておりますけれども、それ以上を超えるすばらしいものを求めたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 多分、職員の方が提案しても不採択だろうなというふうに思いましたので、私をご提案をさせていただきました。

ぜひ、いろいろ検討を重ねていただいて、設置に向けてよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告10番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時10分といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

◇ 石 川 利 秋 君

○議長（助川則夫君） 午前に引き続き、一般質問を行います。

通告11番、石川利秋議員。

質問事項 1. 文化財保護行政について。 2. ごみ焼却施設について。

石川利秋議員、登壇願います。

石川議員。

〔19番 石川利秋君 登壇〕

○19番（石川利秋君） 議席番号19番、石川利秋でございます。

通告に従いまして、文化財保護行政とごみ焼却施設について一般質問を行います。

まず最初に、文化財保護行政について伺います。

文化財保護法は、昭和24年の法隆寺金堂壁画の焼失を契機に、日本最初の文化財保護のための統括的法律として、昭和25年に制定されました。

また、昭和29年の改正法では、埋蔵文化財包蔵地発掘の事前届け出制などの実施が定められております。

また、文化財保護法の目的については、第1条で、この法律は文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とすると定めております。

さらに、昭和48年に那珂町文化財保護条例が制定されております。また、第4次及び第5次那珂町総合計画の基本計画では、町の財産である貴重な文化財を破壊や散逸から守るため、その保全管理に努め、地域特性にあった文化財の活用を推進しますと。また、本町には歴史的な重要な埋蔵文化財が数多くあることから、破壊から守るための発掘調査を行い、その資

料の収集、保全に努め、また、住民の文化に対する住民の理解を深めるため、町内に点在する多くの文化財の活用を図りますと。さらに、人材の育成については、文化財や歴史的資料の調査、保存をし、これから活用するために専門的な人材の育成を図りますと示されております。

それでは、専門的な人材の育成を図るとのことですが、歴史民俗資料館の学芸員数等についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

歴史民俗資料館の学芸員の数でございますけれども、正職員が1名、臨時職員が1名、合計2名の職員が学芸員の資格を有してございます。

また、そのほかに埋蔵文化財に関する調査員といたしまして、嘱託職員1名を採用してございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 次に、本市における埋蔵文化財包蔵地数についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

那珂市内の包蔵地数につきましては、254カ所でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） ただいま答弁された埋蔵文化財包蔵地における試掘・確認調査数、及び発掘調査数等についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

過去10年間の状況で申し上げます。試掘・確認・状況調査数は85件、発掘調査数は14件となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 次に、平成24年度、平成25年度における埋蔵文化財に関する問い合わせ件数、及び試掘・確認調査・発掘調査件数等について、差し支えなければ、場所等についてもお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

初めに、埋蔵文化財に関する問い合わせの件数でございます。平成24年度は72件、平成25年度は63件の問い合わせがございました。

次に、試掘・確認・調査件数でございます。平成24年度は4件でございます。内訳としまして、南酒出の南酒出塙遺跡、菅谷地区のおつぼ遺跡、石尊宮遺跡、同じく軍司筑後守館跡の4つでございます。

また、平成25年度は3件でございます。内訳としましては、菅谷地区の地天館跡、堀の内遺跡、門部地区の中組遺跡でございます。

次に、発掘調査件数につきましては、平成24年度、2件でございます。内訳としまして、菅谷地区の石尊宮遺跡、瓜連の下大賀遺跡。

また、平成25年度は4件でございます。内訳としましては、菅谷地区の軍司筑後守館跡、南酒出の南酒出塙遺跡、菅谷地区の石尊宮遺跡、瓜連の下大賀遺跡となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） ただいまは、埋蔵文化財の試掘や確認調査、及び発掘調査等について伺いましたが、私は、文化財保護行政について、7回ほど一般質問をしておりますが、執行部においては、実効性のある対策を先送りするなど、具体的に当局者間で協議した形跡がないと思われまます。

例えば、平成14年第2回定例会において、向山の原研、那珂研究所敷地内における埋蔵文化財の包蔵地について、質問いたしました。

原研、那珂研究所は、県の開発公社が事業主体となり、昭和44年8月から昭和50年12月にかけて、那珂町が買収に当たっております。

また、昭和54年7月に原研へ用地譲渡され、同じく11月に起工式が行われ、12月に土木工事等が着工しております。

しかし、本町は、用地買収にもかわり、また、事前に事業計画等についても把握していたにもかかわらず、埋蔵文化財の保存及び活用のための必要な措置を講じなかったことで、貴重な財産である所ノ内古墳群、六人堂遺跡、大学原館跡、所ノ内遺跡等について、すべて破壊や散逸、隠滅等に至らしております。

また、都市計画道路、豊喰市毛線の整備事業に伴った土木工事等でも、竹の越遺跡が未調査のまま破壊されております。

このようなことを鑑みると、文化財保護法について、市の取り組みに懸念を強く抱かざるを得ないのであります。

それでは、次に、額田城跡について伺います。

平成元年1月に、役場の若手職員17名による、ふるさと創生を考える会を発足させて、町民、役場職員、観光関係機関などよりアイデアを募集して、113の応募作品の中から、ふるさと創生事業として最もふさわしいと思われる5つの事業を町長に提言しております。

先ず、ハード事業として、額田城址公園の整備でございます。

提案要旨の事業内容は、城跡を復元し、公園化する。さらに、発掘調査の実施、進入路の

整備、散策路の整備、資料館の建設等がございました。提言どおり、額田城址公園として整備していれば、歴史的観光名所として観光振興に寄与できたのではないかと思います。なぜ、町長に提言したにもかかわらず、ふるさと創生事業はオークリッジ市との国際交流事業になったのか、理由等についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員のほうからご指摘のございました、ふるさと創生事業でございます。

当時、1億円が交付されまして、地方交付税の中で交付されまして、地域振興に役立つ事業として使用するというで交付されたところでございます。

ただいま、議員のほうからご説明がありましたとおり、事業選定に当たりましては、庁内に、ふるさと創生を考える会を組織いたしまして、この会から5つの事業提案があったところでございます。

ハード事業につきましては、額田城址公園の整備、それから、なか（那珂）よし水生植物公園、庁舎裏の一の関の調整池の整備のことでございます。それから、分洞池の親水公園、それから、ソフト事業といたしましては、国際交流事業と生涯学習事業が提案されたところでございます。

これらの提案、平成5年5月10日に提案、提言を受けてございますが、庁議において議論をいたしまして、ハード事業につきましては、1億円ではなかなか事業費全体を賄うことが難しいということと、あわせまして、当時、那珂町におきましては、核融合研究所がございまして、国際化の機運が高まっているという等の理由によりまして、国際交流事業に決定したということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 国際化の機運が高まっていることから国際交流事業に決定されたとのことですが、本市における派遣生徒数は昨日の寺門議員への答弁によりますと、23年間で204名であります。ここで、福島県矢祭町においては、オーストラリアのロックデール市との姉妹都市締結をしておりますので、資料1の裏をごらんいただきたいと思います。

矢祭町においては、毎年、中学3年生全員が派遣され、5年間で315名、さらに引率者も5年間で40名が派遣されております。矢祭町においては、人口が少ないにもかかわらず、大変素晴らしい交流をしております。すべての子供たちがオーストラリアに行っております。

しかし、本市においては、観光振興に資する事業を先送りした結果、国際交流事業については、経費に比べて、事業の内容や効果等に問題があります。

次に、平成11年第2回定例会において、額田城跡を県の文化財指定を受けるよう提言をいたしましたが、教育長は市町村の史跡指定を受けてから3年が経過しないと県の指定は受けられないので、3年の経過を待って県に要請したいと答弁されました。

それでは、県に要請された経緯等についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

県指定につきましては、平成19年10月になりますけれども、県教育庁文化課と協議をしてございます。額田城跡を県指定とするためには、茨城県文化財保護審議会等に提出する申請書の基礎資料が重要であるということでした。

現在、市が保有しております資料等では、文献調査がほとんどされていない、あるいは、歴史的な位置づけが明確でないなど等によりまして、また、その発掘調査、遺物紹介等の基本調査、報告もないということで、内容が不足しているということでした。

そういった関係から、県指定の申請は、現在、していない状態でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 次に、二の丸堀跡の不法投棄について伺います。

平成13年第4回定例会において、堀跡のゴミ処理について質問したところ、町長は、昭和49年の後半に町が土塁をゴミ処分場としたと。また、不法投棄の回収については、教育委員会とも検討したとのことですが、検討結果について、また、整備については年次計画を立てながら、整備に努力しますと答弁されましたので、年次計画等についてもお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

廃棄物が埋められたときの状況ですとか経緯については不明でございます。

また、埋められている廃棄物の量もどの程度なのか、現在のところ明らかではございません。

塀や土塁まで再現させるかによって違ってまいりますけれども、額田城跡の整備計画の中で、撤去すべきか、それとも現状維持のままでよいのか、含めて考えていきたいと考えています。

なお、ボランティアによって、周辺より集められた不燃物等に関しましては、随時処理しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） また、平成16年第2回定例会においても、ゴミ問題について質問しております。不法投棄により、地域の方々は大量のハエやネズミ、及び悪臭等に悩まされておりました。そこで、いく度か、町が消毒をしたが、消毒だけでは対応できず、貴重な文化財である土塁をブルドーザーで削り、廃棄物に土をかぶせたと。また、地域の方は地下水を利用しており、土壌汚染と水質汚濁を懸念しておりましたので質問したところ、環境部長は水質検査をしたいと答弁されましたが、土塁を破壊した件と、水質検査をされたのか、2点

についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

土塁を崩してしまった件の詳細についてはわかってございませんけれども、埋蔵文化財が存在している土地を安易に整地したことについては、文化財保護法の観点からいっても重視しなければならないと考えております。

また、近隣住宅の井戸の水質検査につきましては、実施してございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 環境部長は、定例会において水質検査をしたいと答弁されたにもかかわらず、水質検査を実施していないとのことですが、議会軽視ではないですか。

非常にこれは、答弁したことについて水質検査をしなかったということは、地元住民が懸念しているわけですので、今は上水道が入っていると思いますけれども、そういうことをやらなかったということは、行政の怠慢であるというふうに思っております。

また、町長は、廃棄物の除去については、環境及び文化財の保護・保全の観点から、廃棄物を除去するとともに、町の誇れる額田城跡としていきたいと答弁されておりました。しかし、答弁から10年以上経過しているにもかかわらず、廃棄物の撤去は行っておりません。

さらに、最近、廃棄物の上に間伐材や竹のチップ等が放置されているが、なぜ間伐材やチップ等を放置されたのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

昨年度、額田城跡につきまして、整備を行ったところでございますけれども、間伐や竹林の伐開を行ったことによりまして、廃棄物等が見えるような状態となってしまったところでございます。

地域の方々のご協力をいただきまして、表面にある粗大ゴミ等を撤去いたしましたけれども、全部撤去することには困難でございました。景観上、竹チップを表面に敷きならしたのがその原因ということでございます。

また、廃棄物付近に積み重ねました間伐材につきましては、できる範囲での搬出をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 放置されたゴミ等については、法律にのっとった取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、資料1をここでごらんいただきたいと思います。

この資料は、平成10年8月19日に、那珂城跡管理組合結成について打ち合わせを開催し

たときに、額田城跡町指定に係る町対応についてを、地権者に配布された資料であります。

町対応についての整備計画によりますと、二の丸、堀跡に不法投棄されている不燃物の除去作業をすると記載されております。なぜ、地権者等に約束されたのにもかかわらず、15年間も町が投棄した不燃物の除去作業を行わなかったのか、再度、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

不燃物の状況につきましては、今まで何度か一般質問等がございまして、除去すべきものとの考えのお答えをしております。

しかしながら、財政的な状況の問題もございまして、具体的な計画等がないまま、現在に至ってしまったところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） この町の対応については、地権者との約束ではないですか。今後、早急にそのような取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

また、将来、土地を買収し、発掘調査を実施後、城址公園として整備し保存を図ると記載されております。そこで、他の自治体のように、額田城跡整備事業基本計画書を作成すべきではないかと思いますが、いかがなものかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

整備基本計画を作成すべきではないかというご提案をいただきましたけれども、平成24年3月に、平成28年度までの5カ年間の計画といたしまして、額田城跡保存管理計画を策定してございます。この中で、平成24年、25年度にわたりまして、身近な緑整備推進事業を活用いたしまして、間伐、遊歩道、ベンチ、案内板等の整備を進めてまいったところでございます。

昨日の一般質問でもお答えいたしましたけれども、額田城跡保存管理計画策定後に、「伊達政宗からの密書」、あるいは「額田城陥没之記」等、新たな歴史の資料が見つかっております。また、額田氏の系譜も公開できるようになっているという状況でございまして、額田城跡にかかわる環境も大きく変わってきてございます。

現在の保存管理計画の最終年度であります平成28年度には、計画の見直しをする必要があるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 文化財は、将来の文化向上・発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように努めていただきたいと思います。

次に、ゴミ処理焼却施設について伺います。

私は、平成8年第1回定例会においても、ゴミ処理施設について、最終処分場とリサイクルによる最終処分施設について質問しております。環境課長の答弁によりますと、那珂町田崎に最終処分場を整備すると。建設年度は平成3年から4年の2年間で、平成5年から14年まで10年間、処分できると答弁されました。しかし、計画は頓挫しております。

そこで、私は、最終処分場を必要としないリサイクル施設とはどんなものか。桜川の実証プラントを視察して、リサイクルプラントの建設を提言しましたが、当時の環境保健課長は、環境組合を中心に研究したいと答弁されました。

ここで、研究結果についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 環境整備組合では、他の事例を調査し、平成20年4月より焼却灰の一部を試験的に建築スラグとしてリサイクルし、減量に努めますとともに、継続して調査研究しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） それでは次に大宮環境整備組合の環境センターにおける焼却灰排出量、及び焼却灰処分委託料等についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

焼却灰の排出量でございますが、平成24年度数値で4,060トンとなっております。1日当たりに換算しますと、11トンの焼却灰排出量としてカウントされます。平成23年度と比較して、429トン減量しているところでございます。東日本大震災の水準まで減量してございます。

次に、処分委託料でございますが、平成24年度実績で、1億760万3,000円となっております。平成23年度と比較しますと、780万3,000円の減額となっているところでございます。委託料単価は変動しておりますので、数量との対比はできません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） それでは次に、電気料金及び水道料金等についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

電気料金にしましては、平成24年度数値で6,792万1,000円となっております。平成23年度と比較して918万5,000円増額してございます。水道料金にしましては、平成24年度数値で1,486万6,000円となっております。平成23年度と比較して194万3,000円増額しております。大宮地方環境整備組合におきまして、引き続き、節電、節水等、経費節減に努力していくものと聞いております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 私は、今回のゴミ焼却施設について質問するに当たり、水戸小吹の清掃工場施設と、常陸太田地方広域清掃センターや、ひたちなか・東海クリーンセンター、さらには、栃木県佐野市のみかもクリーンセンター等を、下菅谷地区環境・防犯推進協議会において視察をしております。

ここで、資料2と裏をごらんいただきたいと思います。

水戸の小吹清掃工場においては、ゴミ焼却により発生する余熱で発電しており、さらに温水は、園芸ハウスや温水プール等に供給しております。

次に、資料3と裏をごらんいただきたいと思います。

これは、常陸太田市広域清掃センターも余熱で温水プール等にも供給しております。

また、資料4の裏についてごらんいただきたいんですが、ひたちなか・東海センターにおいても、ゴミ焼却した熱を利用して発電を行い、発電した電気は場内すべての電気を賄い、余剰電力は売電しております。さらに、焼却灰を熔融し、スラグとメタル等を成生し、生成されたスラグはアスファルトの材料等に利用し、道路工事等に有効活用しております。メタルは有価物として精錬所に売却しております。

次に、資料5と裏をごらんいただきたいと思いますが、栃木県佐野市のみかもクリーンセンターにおいても、ボイラーでつくられた蒸気で、最大1,990キロワットの発電をし、電力はクリーンセンターで使用しており、余剰電力については売電しており、また、熔融炉で灰を生成したスラグは、道路の路盤材やアスファルト混合材のほか、インターロッキングやブロックなどに有効利用しており、さらに、余熱による温水は、隣接する温水プールに供給され、年間の利用者は30万人以上という説明がございました。

また、江戸崎地方衛生土木組合は、ゴミ処理施設の老朽化に伴い、PFI方式を導入したゴミ焼却施設整備を計画しており、ゴミ焼却時に発生する余熱の利用で温水プールや浴室等も計画しており、事業には循環型社会形成推進交付金を活用、事業所のうち補助対象はゴミ処理施設が42億6,020万円、管理棟整備が1億8,962万円であります。

ただいま紹介させていただいた施設を視察してきましたが、焼却灰の減量及び電気料金の削減、さらに施設における熱利用を含めて有効活用している施設が数多くございました。

大宮地方環境整備組合においても、経費の削減に努力していただきたいと思いますが、いかななものか伺いたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

大宮地方環境整備組合が運営管理いたします環境センターは、昭和63年、平成元年の2カ年計画で整備されまして、平成2年から稼働を開始し、現在に至っておりますが、今のところ、施設は良好な状態なので、新たな更新計画はないと当組合の事務担当の方から伺ってお

ります。

今後、新たな計画がなされるような場合は、ご指摘のような熱利用による発電、あるいは焼却灰の再生利用が図れるといった経費節減につながるような施設づくりを働きかけてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） ただいまは、ゴミ焼却施設について伺いましたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりますと、第4条において国及び地方公共団体の責務について、市町村は一般廃棄物の減量に関し、自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図るなど、その能力的な運営に努めなければならないと定められております。

そこで、大宮環境整備組合においても、焼却灰については溶解炉で灰を生成することにより、年間1億760万円削減できる。また、焼却した熱を利用して発電を行うことにより、電気料金6,800万円が削減できるだけでなく、余剰電力は売電できます。さらに、焼却時に発生する余熱の利用でプールや温浴室等に供給されます。

こういうことをやっていけば、しどりの湯の廃止というようなことはなかったと思います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた取り組みを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告11番、石川利秋議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時00分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

◎議案等の質疑

○議長（助川則夫君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第3号から議案第43号まで、以上11件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

なお、質疑の形式は一括方式とし、質疑の回数は3回までといたします。

通告1番、古川洋一議員の発言を許します。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

○7番（古川洋一君） 議席番号7番、古川洋一でございます。

通告に従いまして質疑をさせていただきます。

議案第41号 平成26年度那珂市一般会計補正予算についてお伺いします。

その中の上菅谷駅舎建設事業において、駅前公衆トイレ建設費の増に伴う700万円の追加補正についてお伺いいたします。

トイレの改修の件に関しましては、以前から、また、本定例会初日の全員協議会でも説明を受けましたけれども、通告をしておりましたので、改めて、また市民に説明していただく意味でお伺いしたいと思います。

一言でいえば、この補正の増額は何なんですかということなんです。3点、駅舎本体の建設との関係は。つまり単独事業ではないのかということ。それから2点目、平成26年度の当初予算、2,150万円でトイレの建設費がございましたが、これを増額し2,850万円に増額するものなのか。3点目が、この増額の補正によって改修内容に変更があるのか、それとも単なる不足なのか、その3点について一括でお伺いします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

まず最初に、駅舎本体の建設との関係でございます。上菅谷駅前地区土地地区画整理事業におきまして、駅舎とトイレが補償対象物件となったため、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、機能補償工事として改修計画を進めることとしておりました。

平成25年1月時点におきましては、平成24年度の大型補正であります元気交付金を活用いたしまして、駅舎1億5,000万、トイレ2,000万円を一体的に整備する予定でございましたが、トイレ工事につきましては工程的に平成25年度内の竣工が見込めないと判断いたしまして、平成26年度事業に送った経緯がございます。

次、2点目の26年度当初予算を増額するのかというご質問でございます。

トイレ改修費の当初予算につきましては、トイレ建築費といたしまして2,060万円、水道加入分担金及び駅舎管理負担金等との費用といたしまして90万円、合わせまして2,150万円を計上しておりました。今回の補正予算につきましては、トイレの建築費に係る補正でございます。税込み700万円の増でございます。補正後のトイレ本体工事費は2,760万となりまして、この額がJRとの協定額ということになります。

なお、財源の内訳でございます。2,760で協定いたしますとすると、交付金が補助率40%で約1,100万円、合併特例債が1,570万円、一般財源が90万円という内容でございます。

次、3点目でございます。改修内容に変更があったのではなく、単なる不足かというご質

間でございます。こちらにつきましては、当初予算の2,000万円につきましては平成25年1月の全員協議会におきましてご説明していることと思います。この予算につきましては、平成24年度に積算されました事業費でございます。これまで、この予算内で何とか工事ができるようにJRのほうに投げかけ、お願いをしてきたところでございます。

しかし、経済状況等の変化に伴いまして、労務単価、及び建設・建築資材等が高騰いたしまして、増額せざるを得ない状況になりましたため、今回、補正をお願いするものでございます。

なお、今回の補正におきまして、トイレの設計内容等の変更はございません。予算の編成に際しまして、もう少し慎重に対応すべきだったと深く反省をしている次第でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） それでは、再質問させていただきます。

2点でございます。

先ほど、財源の内訳がご説明がございましたけれども、この駅舎とトイレがいわゆる補償の対象、補償物件ということで、社会資本整備総合交付金があるということですが、仮に別の場所にこのトイレを建築した場合、その交付は受けられるのか。つまり市の持ち出しがふえたりするのかという点が1点。

2点目が、トイレの設計の変更の内容はないということですが、面積、それから便器の数、それから坪単価について教えていただきたいと思っております。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

場所がもし変わった場合ということでございますが、補助対象となります目的に変化がなければ従来どおり補助対象として扱うことは可能でございます。

あともう一点。現計画の中での駅のトイレの概要でございますけれども、建築面積は41.6平米、約12.5坪になります。男子便所は小2カ所、大1カ所、女子が2カ所、あと多目的なトイレが1カ所でございます。

設計額、今の予定で2,760万円でございますので、12.5坪で割りますと、坪単価220万円ということになります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） この後、小宅議員のほうからも関連する質問があるようですので、私のほうは以上とさせていただきますけれども、いずれにしても12坪、坪単価、約220万円、すばらしいトイレなのかなというふうに思います。意見がまたございましたら、討論のほうでさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上で質疑を終わらせていただきます。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告1番、古川洋一議員の質疑を終結いたします。

続いて通告2番、小宅清史議員の発言を許します。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔3番 小宅清史君 登壇〕

○3番（小宅清史君） 議席番号3番、小宅清史でございます。よろしくお願いいたします。

質疑通告に従いまして質問をさせていただきます。

議案第41号、7款7項3目まちづくり事業費、古川議員に引き続きまして、上菅谷駅前地区公衆トイレについての質問でございます。

上菅谷駅前公衆トイレ建設におきまして、説明ではJRの土地に建てるのでJRの指定業者のみの入札ということでありましたけれども、それは那珂市の入札に関する条例規定と照らして整合性はとれるのかどうかというところが1点。

それから、建築予定地のすぐ隣地、隣のところに市の保有地があるかと思えます。そちらにJRの土地を借りずとも、そちらで市独自の入札のもと、コストを下げた公衆トイレを整備することはできないのか。以上2点を質問させていただきます。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

まず最初の入札に関する条例規定と照らして整合性があるのかというご質問でございます。市とJRとの契約でございますけれども、業務委託契約や工事請負契約、こういった形態ではありませんで、工事の施工について協定書に基づいて、今、行われております。

このため、JRが鉄道特異工事の有資格者に発注をすることになっておりますけれども、それにつきましては、市の入札の規定等には抵触するものではございません。

なお、JRにおきましては、列車運行の安全と営業線の保全を最重要事項としているようでございます。そのために、鉄道工事に精通している業者が施工することで、工事事故等のリスクを回避したいと、このように考えていると聞いてございます。

こういったことがあるために、本市におけるトイレ工事におきましても、まずは敷地がJRの敷地内の工事であること、こういったことがありますので、JRが直接工事を行うようになっているということでございます。

2点目の、別の市有地のほうに整備ができないかというご質問でございます。

議員のご提案のとおり、建設予定地のすぐ南側に市有地がございます。そちらに変更することは可能かと考えております。ただ、現在、その土地につきましては、事業計画上、駐輪場予定地となっております。そのために、区画整理の事業計画の変更と仮換地の変更手続、こういったものが必要となりますので、そういったことを加味しますと、年度内の完成はちょっと難しいかなと判断してございます。

また、現計画のRC構造によりまして建築するというところでありますと、たとえ場所が変

わったとしても、2,000万以内に抑えることはちょっと非常に難しいというふうに判断しています。そのために、構造変更を含めた設計の見直しが必要になるのかなというふうに考えてございます。

場所の変更に当たりましては、議員ご指摘のとおり、設計から工事まで、今度は市の土地でございますので、市のほうで執行することができます。そういった意味では、現計画よりは当然安価な予算で建築できるだろうということは想定してございます。

そのかわりといっちはあれですけども、計画変更に伴いまして、新たに設計費であったり、変わった建築費がありますので、そういったもの全体事業費をまとめて検証した上で、方針を決定していかなければならないというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

今、お話しいただきました、鉄道特異工事資格が必要だということでございますが、今回の公衆トイレ工事におきまして、鉄道特異工事が発生する箇所はありますでしょうか。

それからもう一点なんです、事業計画の変更及び仮換地の変更等の手続に関してですが、こちらは庁内手続の話だと思うんですが、何が障害になりますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

まず最初に、鉄道特異工事が今度のトイレ工事に該当するかといったご質問でございますけれども、ただいまご答弁いたしましたけれども、今回の工事につきましては、設置場所がJRの敷地内のまず工事であるということがまず1つ。あとは、営業線と接してフェンス工事等がございます。これは線路と接していますので、そういった工事が含まれておりますことから、それ自体が特異工事ということで、市とJRの契約になるということになります。

市とJRの協定後におきましては、JRの内規によりまして、そういった資格を持っている業者と契約をするといった内規があるようでございます。

2点目でございます。

事業計画の変更と仮換地指定の手続についてのご質問でございます。

上菅谷駅前地区の土地区画整理事業における事業計画の変更手続きでございますけれども、事業計画変更の案の作成、その後、県との事前協議、その後は当然、地権者さんへの説明、あと縦覧、区画整理審議会への諮問、県都市計画審議会等の手続を経まして、事業計画変更の認可申請を県のほうに申請すると、こういった、まず手続がございます。ですので、内部の手続以外の部分も相当入ってきます。

さらに、仮換地の変更につきましては、こちらは内部で、庁内で協議をいたしまして、区画整理審議会です承を得れば、変更することは可能かと思えます。

あわせまして、これらの変更手続にかかる期間といたしましては、おおむね半年程度はか

かるだろうということは想定してございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

仮換地の手続、半年ほどかかるということですが、隣につくるという計画であれば、それまでは現在のトイレ、半分壊れているようですが、そちらは完成までは使用することができるのかなと思います。目先の工期では拙速な判断はしないで、市民のためにどうするのがよいか、柔軟に考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告2番、小宅清史議員の質疑を終結いたします。

以上で、通告によります議案等の質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（助川則夫君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第6号は、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項であります。また、報告第7号から報告第10号までの4件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項となっておりますので、以上5件は報告をもって終了といたします。

続きまして、報告第3号から報告第5号までの3件並びに議案第41号から議案第43号までの3件、以上6件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（助川則夫君） 日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、会期規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよ

う望みます。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時17分

平成26年第2回定例会

那珂市議会会議録

第4号（6月24日）

平成26年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

平成26年6月24日(火曜日)

- 日程第 1 議員定数等調査特別委員会調査事項
- 日程第 2 報告第 3号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
報告第 4号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
報告第 5号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
議案第41号 平成26年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
議案第42号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第43号 工事請負契約の締結について
陳情第 6号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情
請願第 2号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書」の採択に関する請願
- 日程第 3 議案第44号 平成26年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続(調査・審査)申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(21名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君		

欠席議員（１名）

２２番 木内良平君

地方自治法第１２１条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	助川保彦君
建設部長	岡崎隆君	上下水道部長	樫村悦雄君
教育部長	会沢直君	消防長	豊島克美君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革推進室長	車田豊君
危機管理監	石井亨君	農業委員会事務局長	樫村武君
総務部次長	川崎薫君		

議会事務局職員

事務局長	城宝信保君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺莊一君	書記	横山明子君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。欠席議員は、22番、木内良平議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎議員定数等調査特別委員会調査事項報告、質疑、採決

○議長（助川則夫君） 日程第1、議員定数等調査特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

加藤直行委員長、登壇願います。

〔議員定数等調査特別委員会委員長 加藤直行君 登壇〕

○議員定数等調査特別委員会委員長（加藤直行君） おはようございます。

議員定数等調査特別委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。調査事項1、議員定数に関する事項。2、議員報酬等に関する事項。

2、結果。継続調査とすべきもの。

3、理由。4月21日に特別委員会を開催し、今後、調査検討する内容や課題などを確認し、スケジュール等について協議しました。定数や報酬などの方針を、本年12月を目標に調査を進めていくことを、全会一致で決定いたしました。

よろしく願います。

○議長（助川則夫君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、会議規則第56条の規定により、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。委員長の報告は継続調査であります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議員定数等調査特別委員会調査事項は、委員長報告のとおり継続調査とすることに決定いたしました。

◎報告第3号～議案第43号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第2、報告第3号から議案第43号まで、以上6件及び請願・陳情を一括して議題とします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） おはようございます。

総務生活常任委員会よりご報告いたします。

総務生活常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。報告第3号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）、報告第4号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）、議案第41号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第1号）、陳情第6号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情。

2、結果。すべて全会一致で、原案のとおり承認、可決及び採択すべきもの。

3、理由。報告第3号、報告第4号は、平成26年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律の公布により、那珂市税条例及び那珂市都市計画税条例の一部を改正し、4月1日よ

り施行したものです。

議案第41号 一般会計補正予算は、特に問題なく妥当なものです。

陳情第6号は、消費税10%への引き上げに際し、複数税率の導入と新聞への軽減税率適用を実現すること、軽減税率適用を求める意見書を提出することを求めるものです。委員会では民主主義を支える公共財として、新聞と知識に対する課税は最低限にすることが多くの先進国で行われており、軽減税率をこれに対して導入すべきであること、県議会をはじめ、他の県内市議会等でもその趣旨に賛同していることから、陳情の趣旨に賛同し意見書を提出することとしました。

なお、意見書案は別途のとおりです。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 続きまして、産業建設常任委員会、中崎政長委員長、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長 中崎政長君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） おはようございます。

産業建設常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。議案第41号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第1号）、議案第42号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、請願第2号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書」の採択に関する請願でございます。

2、結果。議案第41号は、全会一致で、別紙のとおり修正可決すべきものとする。

議案第42号は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとする。

請願第2号は、全会一致で、採択すべきものとする。

3、理由。議案第41号は、上菅谷駅前の公衆トイレの建設費用である上菅谷駅舎建設事業の700万円の増額補正に対して、委員から、公衆トイレ建設に2,760万円の経費は高過ぎるように思われる上、見積額の明細が示されないため予算の妥当性の判断ができないことについて、強い指摘がありました。その上で、JRの敷地に建設する計画を白紙に戻し、駅に隣接する市有地に市が独自に建設することを検討すべきという意見が出されました。また、これらの指摘、意見を理由とした反対討論もあり、採決の結果、上菅谷駅舎建設事業の補正額700万円を全額削除し、修正可決すべきものとなりました。修正案については、6ページのとおりでございます。

議案第42号は、主に単独災害復旧事業において、水道管移設工事費及び残土処理費等を追加するもので、妥当なものであります。

請願第2号は、「解雇の金銭解決制度」、「限定正社員」制度の普及、「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などを行わないこと、派遣労働者のより安定した直接雇用へ

の誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと、雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代用委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと、以上3点について、国に対する意見書を採択することを求める請願であります。意見書は10ページに添付してあります。内容は、賛同できるものであり、採決の結果、採択すべきものとなりました。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 続きまして、教育厚生常任委員会、武藤博光委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 武藤博光君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（武藤博光君） おはようございます。

教育厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

那珂市議会教育厚生常任委員会委員長、武藤博光。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。報告第5号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議案第41号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第1号）、議案第43号 工事請負契約の締結について。

2、結果。報告第5号については、賛成多数で原案のとおり承認すべきものとする。

議案第41号及び第43号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

3、理由。報告第5号は、平成26年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律の公布により、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正し、4月1日より施行したものです。

議案第41号の平成26年度那珂市一般会計補正予算（第1号）は、妥当なものであります。議案第43号は、耐震診断の結果を受け、菅谷西小学校の耐震補強工事及び電気・機械設備等の大規模改修工事について工事請負契約を締結するものです。

以上でございます。よろしくご審議の上、お願いいたします。

○議長（助川則夫君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

加藤議員。

○18番（加藤直行君） 産業建設のほうの委員長に質問をいたします。

上菅谷駅の建設事業の補正の700万円を減額いたすという点でございます。

上菅谷駅周辺の区画整理もほぼ完成し、駅舎も立派にできました。そこで、公衆トイレの件なんです、上菅谷駅は那珂市の中心地でございます。そこで、JRの敷地内に41.6平米のトイレをつくるという計画なんです。全協でも委員長から説明がありましたが、それをいろいろないきさつはございますが、この市の駐輪場に新たに設計をしてつくるとい

で700万円の減額なんですけど、私は公衆トイレは当然必要でございますので、つくることには賛成でございます。

しかし、駅利用者、あるいはほぼ駅利用者のトイレなんですけど、駅舎で、駅舎というか駅舎に隣接するJRの土地につくるということのほうがいいんじゃないかというように思っているわけでございます。とうとい市の財産であります市有地、駐輪場に予定されておるそうですが、これどこの駅でも駐車場や駐輪場が少ないということは皆さんもほうぼう行っておわかりかと思えます。とうとい市の財産を、トイレは必要ですが、それを潰すということは、この駐輪場の面積どのくらいあるかわかりませんが、これがトイレを建設してなくなってしまふということで、このいきさつについてはもう少し検討して、そしてJRの土地に建設したほうがいいんじゃないかという私の考えでございます。

委員長に対しての明確なる答弁をお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 中崎委員長。

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） 議員ご指摘のとおりかと思えます。市の貴重な土地、財産でございます。私もその点に異議を唱えるものではありません。ただ、上菅谷は那珂市の、早く言えば表玄関、ここに駐輪場がありますけれども、駅の北西側にも大きな駐輪場を設置してございます。まだまだ余裕はございますし、このトイレの計画の、駐輪場がトイレになっても余裕はございます。それから、この駐輪場はどうしても汽車通の学生さんたちが時間ぎりぎりに来て乱雑に置いてしまうと。各自治体でも駅前の放置自転車に苦慮している事例がございます。

また、先ほど申しましたように、JRの姿勢に対して、実は当委員会でJRの担当の人に参考人として当委員会へ出席を願って、明確な760万円上がった根拠を示していただきたいというようなことで、おいでをいただきたかったですけれども、各自治体へ行ってそういう説明はしたこともないし、細かい協定も結んでないのに細かい見積りを出すあれもないということで、各自治体とも非常にJRとの折衝には苦慮していることであります。

また、何回かの全協の会議の中で、2,000万円のトイレと言った時点で非常に高いと。さらに、今回の協定前に3割5分、760万円の増額ということで、当委員会としてもかなりJRのやり方、それからこの2,760万円の根拠については、かんかんがくがくとやり合いました、那珂市の土地が近くにあるし、現在使用している土地のほんの何メートルかの差でございますので、利用者にとって不便を来さないんじゃないかと、加藤議員のご指摘ごもっともでございますけれども、駐輪場の使用をぜひともご理解いただきたい、そういうふう思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） よろしいですか。

加藤議員。

○18番（加藤直行君） 今回、トイレをつくる面積が41.6平米という。現在のトイレが約

その半分で20平米しかないんですが、確かに数字を見ても大きいんですが、今度その計画するトイレというのは常任委員会で検討されて、お金の問題、財政の問題もありますが、どのくらいの規模でつくる予定なんですか。

○議長（助川則夫君） 中崎委員長。

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） これは駅舎とトイレ、最初一体の計画で設計が一応示されました。それと同規模のトイレ、男子用が2つの大のほうは1つ。それから障がい者のトイレが大きいのが1つ。それから女子用が2つかと申しておりますけれども、
以上でございます。

○議長（助川則夫君） 加藤議員。

○18番（加藤直行君） 先ほど質問した数字を訂正します。計画されているのが41.6平方メートルで、現在のトイレは約半分の20平方メートルということで数字の訂正をいたします。

○議長（助川則夫君） 外にございませんか。

須藤議員。

○17番（須藤 博君） 産業建設委員長さんにお伺いします。

今回、補正が組まれた分に対して修正ということで出たようですけれども、今、加藤議員のほうからもお話がありましたけど、これは2,000万円にしまして新たにつくるということは、行政の執行部のほうにもしっかりそのようにしているのか、それが1点と。形がどういふ形だかわからない中で、金額が2,000万円と出ているようだけれども、この辺についてどういふふうに判断したのか、2点。

○議長（助川則夫君） 中崎委員長。

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） これは再度、このJRが設計した図面をもとに、再度設計を組み直して、それから見積りを立てまして、それで那珂市の業者に一般入札と、そういう形になろうかと思えます。これが見積りをした段階で2,300万円になるのか、2,500万円になるのか、その辺のところは今のところ当委員会としてはわかっておりませんが、執行部のほうもその辺はしっかりと計画を立ててくれるものと思っております。
以上でございます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 2,000万円ほど予算組まれているわけですよね、今現在。700万円の補正は認められないということについては、私も同意するんですけれども、その2,000万円に対して、今度そのまま継続していくということはそれできるのかということ。今の答弁でいくと、まだあやふやな感じが出ている中で、そういう予算の組み方があっていいのかどうか、ちょっと不思議に思うんですけれども。形がないのに予算が組まれているというのはいかなるものかということなんですけれども。

そしてこれ来年、今年度の予算ですから2015年3月31日までにはできるということなのか、その確認をしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（助川則夫君） 中崎委員長。

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） ちょっと私もうろ覚えなんですけれども、この2,000万円というのは、要するにJRとの協定を結ぶ中で2,000万円という、まだ結んでいませんけれども、の額だったと思います。だからこれは、現在のところ結んでおりませんので、トイレ建設に関しては。この予算の予定はないんじゃないかと。建設部長にちょっとその辺のところを、そういうふうに私は考えていたんですけれども。すみません。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時28分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

ただいまの須藤議員の質問に対しましての委員長の答弁をいただきます。

中崎委員長。

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） お答えをいたします。

2,000万円の予算は組まれております。これは、あくまでも負担金ということで、トイレをつくるときに契約するものでございます。それから執行部、それから設計の段階で再度予算を組み直してお示しがあると思います。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） よろしいですか。

須藤議員、3回目です。

○17番（須藤 博君） 今の答弁で行くと、今年度の予算の中でやるんだというようなことで理解してよろしいんですね。来年の3月までに、それが予算のとおり進むというふうに考えてよろしいんですね。

○議長（助川則夫君） 中崎委員長。

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） あくまでも2,000万円はJRとの契約でもってやるときの負担金でございます。那珂市としては2,000万円の予算は計上しておりません、今のところ。これから設計を立てて、見積りを立てて、そしてちょっと今年度内には難しいかもしれませんけれども、執行部は頑張ってやると、そういうふうな話でございました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 外に。

福田議員。

○16番（福田耕四郎君） ただいまの委員長の説明に対して質問いたしますけれども、このJRとの、JRの敷地に建設する計画は白紙ということでしょ、白紙。ですから、いわゆる

J Rの敷地には建てないよと、これでよろしいわけですね。まずそれが1点。

それから、そのJ Rに対しては白紙なんですから、この700万円は全額削除ということがちょっと理解ができないわけです。それで新たにそうしますと、市有地に新たに建設をするということに対しては、いわゆるその今現在予算が組まれている2,000万円、2,060万円ですか、これというのは生きてくるんですか、それともそれは新たにやるんですか。今の話では、その2,060万円という予算は組んでいないというような説明ですけれども、そうするとこの補正額の700万円は全額削除ということ、ちょっとこれはおかしいんじゃないかなど。いわゆる2,060万円も削除だよと、いわゆるだめだよということであればわかるんですよ。ちょっとその辺が曖昧な点が理解ができないんですが。この辺はこれどういうふうになっているのかちょっとお尋ねをいたします。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

ただいまの福田議員の質問に対しての中崎委員長の答弁を求めます。

中崎委員長。

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） お答えをいたします。

2,100いくらかの予算は、3月の予算あれで負担金として可決されておりますけれども、今回J Rのほうから760万円の増額ということで、当委員会に付託されました。この増額部分に対しては、当委員会としては認められませんと。その根拠が定かでないので認められませんということで、こういう修正案を出したところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） よろしいですか。

福田議員。

○16番（福田耕四郎君） おっしゃっていることはよくわかるんですけれども、いわゆる昨日の全協でも説明がございましたけれども、平成18年に法改正があったというようなことで議会のほうも一部修正ができる、これを行使したということ、これは結構なことだろうと私も思います。

ただし、今回のこの上菅谷駅舎の公衆トイレ、これに関しましては、いわゆる当初からJ Rのほうから出された見積りに対して、皆さんも同じだろうと思いますが、随分高いトイレだなということは皆さんご承知のとおりだと思います。そういうことで、さらに理由としては、人件費あるいは資材関係の高騰、こういうことでJ Rのほうからこの700万円の追加と

いいですか、これが出されている。ですから、振り返ってみますと当初から高いものに対して、実際にどれぐらいのあれがあるかということが、当委員会でおっしゃっているこのまた修正理由についてもこれはよく理解はしております。いわゆる見積額の明細が示されないの、妥当性に判断ができないよということ。これは私らも同感でございます。ただJRの敷地に建設する計画は白紙だということが、これはそれでいいと思いますよ。ということは、今後のいわゆるトイレの建設については、通常のどういこの入札の方法でやるかわかりませんが、いわゆる通常の入札でやるんだと思うんです、市有地であれば。その場合に、設計、そういったものもまだ全然白紙でしょう。これJRから出たやつに対して発注するんですか。その辺をお尋ねをいたします。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） 申しわけございません。

私どもの委員会は、そこまでのまだ権限はございません。とりあえず、当委員会に付託されたのは、この700万円の補正をどうするかということでございます。これから先は、執行部がJRと打ち合せをしたり、それから、これはあくまでも仮定の話ですけれども、JRがあくまでもやるんだというときには、市が発注するような形になるかと思えます。私どもの委員会に付託されたのは、あくまでも700万円の補正に対する審議でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 福田議員。

○16番（福田耕四郎君） 今、委員長おっしゃいました、その補正に対する審議だったよということになると、そうしますと3月に可決しているこの2千数万円のこの予算、果たしてそれでできるかということも疑問なわけです。そうでしょう。どういう設計でやっていくのか。このJRの見積り設計、これに対して3月に我々は可決をしたわけですよ。そうしますと、これが市発注になる場合に、果たしてこの予算額でトイレができるのかということが非常にこう、疑問を持つわけです。それは設計によっては安くも高くもなるだろうと、調整はきくだろうと思えますけれども、このトイレに関しましては、先ほども申したように当初から高いよと。2,000万円のトイレ、どういうトイレができるのかなというふうに我々はこう関心というか非常に注目をした。それがさらに、700万円の増額というようなこと。ですから、我々はこのトイレに関しては、どうなのかと。いずれにしましても、これは採決があるでしょうから、この辺にいたしますけれども、非常にこの件については、私は疑問を持っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 外に。ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありましたので、木村静枝議員の発言を許します。

木村議員、自席でお願いします。

木村議員。

○20番（木村静枝君） 報告第5号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論をいたします。

今回の改正で、後期高齢者支援金等賦課課税額14万円を16万円に、介護納付金課税額を12万円から14万円に、それぞれ2万円ずつ、合計4万円が値上げされる内容が入っています。このことによって、年収900万円の185世帯が影響を受けます。医療・介護総合法は、安倍政権が進める消費税増税と社会保障一体改革路線の柱です。社会保障のためといって消費税を増税したにもかかわらず、社会保障の拡充に回さず法人税減税に走り出し、その財源も社会保障の削減で賄おうとしています。これほど身勝手に無責任な政治はありません。世界一の借金大国である日本は、その国の財政建て直しにも役に立ちません。したがって、報告第5号には反対をいたします。

以上です。

○議長（助川則夫君） 続いて、古川洋一議員から討論の通告がありましたので、発言を許します。

古川議員、自席でお願いします。

古川議員。

○7番（古川洋一君） 議席番号7番、古川洋一でございます。

議案第41号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第1号）に反対する立場から討論いたします。

7款土木費、3項都市計画費、3目まちづくり事業費の上菅谷駅前地区まちづくり事業において、上菅谷駅公衆トイレの改修に700万円を増額補正するというものでございますが、増額の理由が、改修工事についてJR東日本水戸支社が建設資材及び労務単価の高騰等により再積算した結果ということで、当初の改修工事費2,000万円を大幅に上回る提示があったからということであります。

しかしながら、この工事費の明細は提出されておらず、具体的に何がいくら上がったのかという根拠は示されず、担当の産業建設常任委員会が求めた参考人としての説明も前例がないとして断られ、誠実さが感じられないばかりか、市民の税金で建設するといった意識がないと言わざるを得ません。そもそも、JR敷地内の工事はJRの指定業者しか行えないということですが、そこに一般の工事と比較しても高価な工事費になっている理由があるのではないのでしょうか。

私は決してJRさんに対して悪意があってこの意見を申し上げているのではなく、あくまでも市民の代表として市民感情を述べているつもりであります。増額補正するとの話を伺ったときに、設備を充実し那珂市の玄関口にふさわしいトイレに設計を変更するのかもしれないと思いましたが、理由は前述のとおりであります。事情をご存じでない市民の方からは、早急にトイレを改修してほしいとのお声もありますが、家が1軒建つほどの2,760万円、坪単価にして

約220万円に増額し、それも設備の変更もないトイレに市民が納得するとは思いません。

実際にJ R指定業者の契約がどうしてそんなに高いのか納得できない、そんなにお金をかけるのなら、外の公園等のトイレも直してほしいですとか、先々を考えれば多少の完成のおくれは大した問題ではないといった市民の方々からのお声もいただいております。市民の皆様にはしばらくご不便をおかけするとは思いますが、隣接の市有地に市独自で建設することも考え、市民が納得のいくトイレになるよう再検討すべきと考えます。

よって、この補正予算に反対いたします。

以上です。

○議長（助川則夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより報告第3号から報告第4号まで、以上2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、承認すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第3号から報告第4号まで以上2件は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第5号を採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は承認すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、報告第5号は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第41号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

本案に対する委員長の報告は総務生活常任委員会所管分及び教育厚生常任委員会所管分については、可決すべきものであります。産業建設常任委員会所管分は修正可決すべきものであります。

お諮りいたします。まず初めに、議案第41号に対する産業建設常任委員会で修正可決すべきものとされた修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、修正案は可決することに決定いたしました。

次に、ただいま修正可決した部分を除く議案第41号 平成26年度那珂市一般会計補正予

算（第1号）原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第41号は、修正可決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第42号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第43号 工事請負契約の締結について以上2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号、議案第43号以上2件は、委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

陳情第6号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情を採決いたします。

お諮りいたします。陳情第6号の委員長報告は採択すべきものであります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は採択することに決定いたしました。

これより新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（助川則夫君） これより請願第2号を採決いたします。

お諮りいたします。請願第2号の委員長報告は採択すべきものであります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第3、議案第44号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 今定例会に追加で提出する議案、平成26年度那珂市一般会計補正予算（第2号）の概要についてご説明を申し上げます。

議案第44号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ65万1,000円を追加し、182億2,799万5,000円とするものでございます。

歳出の内容として、総務費に住民投票条例検討委員会設置事業に係る経費を新たに計上するものでございます。また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は起立による採決を行います。

議案第44号は原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第44号は原案可決することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出について

○議長（助川則夫君） 日程第4、委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり各委員長から閉会中の継続の申し出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおりこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で、本会議に付議された案件は全部終了いたしました。

ここで市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成26年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、日本経済新聞社産業地域研究所が実施した議会改革度調査において、全国813の市と東京都の区を含む自治体の中で、那珂市議会が2年前の全国順位第601位から第98位に大躍進し、北関東では取手市に次ぎ第2位にランキングされました。議長、議会改革特別委員長の見事なリーダーシップと、議会改革に取り組まれた議員各位並びに議会事務局長以下職員の奮闘に、心から敬意を申し上げます。

また那珂市も、全国791市区を対象に調査した東洋経済新報社の住みよさランキング2014において、全国第43位となり、茨城県内では守谷市、つくば市に次いで第3位となりました。大変ありがたい評価であり、名誉なことであると思っております。

今後も前向きに市民本位の施策立案と高品質な行政サービス提供に努めていきたいと決意したところでございます。

本会議におきましては、那珂市税条例の一部を改正する条例をはじめとする12件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、一部修正もございましたが、全件決議をいただきま

してまことにありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、3日間にわたり、平成26年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする議案の外、各種の報告案件につきまして、熱心にご審議をいただき、また貴重なご意見も多数頂戴することができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、引き続き効果的・効率的な行政運営を図ってまいります。

結びになりますが、議員各位におかれましては、市政運営になお一層ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これから暑さ厳しき時節となります。ご健康に留意されまして、ご自愛の日々をお過ごしいただきたいと思っております。9月議会にお元気でお会いできますことをお祈り申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

16日間ご苦労さまでした。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） これにて平成26年第2回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 助 川 則 夫

那珂市議会議員 中 崎 政 長

那珂市議会議員 笹 島 猛

那珂市議会議員 君 嶋 寿 男